

長崎市中心市街地活性化基本計画

平成27年4月

平成27年3月27日認定

平成28年7月29日変更

平成29年7月28日変更

平成30年3月23日変更

平成31年3月26日変更

令和 2年3月31日変更

長崎県長崎市

目 次

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	
[1] 長崎市の地勢	1
[2] 長崎市の沿革	2
[3] これまでの中心市街地活性化に関する取組み	4
[4] 中心市街地の現状分析	10
[5] 中心市街地の課題	36
[6] 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	38
2. 中心市街地の位置及び区域	
[1] 位置	40
[2] 区域	41
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	42
3. 中心市街地の活性化の目標	
[1] 中心市街地活性化の目標	53
[2] 計画期間の考え方	54
[3] 中心市街地活性化の数値目標の設定	54
[4] 具体的な数値目標の設定根拠	56
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	
[1] 市街地の整備改善の必要性	73
[2] 具体的事業の内容	74
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	
[1] 都市福利施設の整備の必要性	98
[2] 具体的事業の内容	99

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	
[1] 街なか居住の推進の必要性	104
[2] 具体的事業の内容	105
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項	
[1] 経済活力の向上のための事業及び措置の必要性	107
[2] 具体的事業等の内容	108
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	121
[2] 具体的事業の内容	122
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
[1] 市町村の推進体制の整備等	128
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	130
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	139
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	143
[2] 都市計画手法の活用	144
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	145
[4] 都市機能の集積のための事業等	148
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	151
[2] 都市計画等との調和	161
[3] その他の事項	162
12. 認定基準に適合していることの説明	164

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○基本計画の名称：長崎市中心市街地活性化基本計画

○作成主体：長崎県長崎市

○計画期間：平成27年4月1日から令和2年3月31日まで（5年）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 長崎市の地勢

長崎市は、九州の西端、長崎県の南部、東シナ海を介してアジア大陸に面する位置にあって、五島灘、橘湾、大村湾に囲まれた長崎半島から西彼杵半島の一部を占めている。

長崎港内港部の埋立地と長崎港に注ぐ中島川の周辺や、同じく長崎港に注ぐ浦上川沿いの比較的平坦な地域に、商業・業務機能が集積している。また、平坦地が少ないため、周辺の斜面地は宅地化され、住宅が丘陵をほう独特な風景を呈し、住宅地はさらに丘陵の外延部まで広がり、新たな市街地を形成している。さらに周辺部には、海岸部の入江や河口部等に古くから市街地が形成されている。



-長崎市の中心市街地-

〔2〕長崎市の沿革

長崎市の都市としての歴史は、元亀2年(1571年)の海外貿易港としての開港にはじまる。開港時には、内町6町とよばれる大村町、島原町、平戸町、文知町、外浦町、横瀬浦町が長崎台地の先端に建設され、今日の長崎市の基礎ができあがった。また、江戸幕府は、寛永12年(1635年)、中国など外国船の入港を長崎のみに限定したことを端緒として本格的に海外貿易への制限を開始するが、長崎は安政の開国までの200有余年、海外貿易港として特権的地位を有し、我が国で海外に開かれた交易・文化の窓口として重要な役割を果たした。

開国後においても外国人居留地が形成され、多くの外国人が来崎し、貿易をはじめとする様々な商業活動を展開するほか、西洋の技術が持ち込まれ、いち早く近代的都市としての発展を遂げた。

明治22年には市制が施行され、昭和16年に第2次世界大戦へ突入した後、昭和20年8月9日に原子爆弾が投下され、7万人余にのぼる犠牲者を出した。

戦後は、戦災復興土地地区画整理事業を開始し、長崎国際文化都市建設法が施行され、核兵器の廃絶による世界平和を希求する平和都市としての役割を担いながら、造船業、観光業、水産業を3つの柱として発展を続けてきた。

昭和40年代末期からの石油危機に端を発する低経済成長、排他的経済水域の設定など、長崎市の基幹産業に大きな影響を与える外部環境の変化もあり、産業の停滞傾向が顕著となってきた。これに伴い、人口も昭和50年に45万人の規模に達して以降、減少傾向が続いている。

昭和57年7月23日には、集中豪雨による大水害により299人もの生命が失われた。このことを教訓として災害に強い都市づくりへの取組みを開始した。

平成元年には市制100周年を迎え、翌年には、九州横断自動車道長崎大分線が隣接町の多良見町(当時)まで開通し、平成16年には、長崎市内まで延伸した。また、その受け皿である「ながさき出島道路」、「女神大橋線」が相次いで開通し、道路ネットワークの大きな向上が図られた。

平成17年、平成18年には周辺の7町との合併で市域面積が約1.7倍となり、豊かな自然や文化など、新しい地域資源が加わった。

また、平成18年には、日本初のまち歩き型博覧会である「長崎さるく博'06」を開催し、その後も、「まち歩き」はまちの魅力を体感する観光イベント「長崎さるく」として定着し、観光客の増加に貢献している。

また、平成16年に長崎水辺の森公園、平成17年に長崎県美術館、長崎歴史文化博物館、平成20年に長崎市立図書館、平成18年には史跡出島内において復元建造物5棟(第1期復元工事と合わせ全10棟)が完成し、中心市街地の歴史・文化・学術の拠点としての機能が大きく向上した。

平成22年には、国道202、206号の慢性的な渋滞緩和を目的とする「都市計画道路浦上川線」が全線開通し、都市交通の円滑化が図られた。

また、同年には、「JR長崎本線連続立体交差事業」が国の事業認可を受け、平成24年には、九州新幹線西九州ルート武雄温泉・長崎間のフル規格着工が認可され、長崎駅周辺においても、令和4年の新幹線開業に向けて土地地区画整理事業が進められ、平成26年8月には、松が枝国際観光ふ頭の拡充を盛り込んだ長崎港港湾計画が国の承認を得るなど、交流

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

人口拡大に向けての事業が着々と進んでいる。

このような都心部における大きな都市構造の変革に先がけて、平成20年には、県・市共同で都市再生総合整備事業に着手し、国より「都市・居住環境整備重点地域」(1,360ha)の指定を受けた後、平成21年度には基本計画を、平成22年度から25年度までの間に4つのエリアの整備計画を策定した。

合わせて、四つのエリアの整備計画の着実な進捗を図るための実施計画として「まちぶらプロジェクト」を策定し、平成25年度から、古くからの歴史や、多様な文化を色濃く残すまちなかの魅力を高め、市中心部の賑わいを再生するための取組みを市民と一体となってハード・ソフト両面から推進中である。

このように、長崎市では、「長崎市第四次総合計画」(平成23年度～令和2年度)に掲げた将来の都市像である「個性輝く世界都市 希望あふれる人間都市」を目指して、人が育ち、まちが成長し、経済が発展する、もう一つ先の長崎づくりを進めることとしている。

[3] これまでの中心市街地活性化に関する取組み

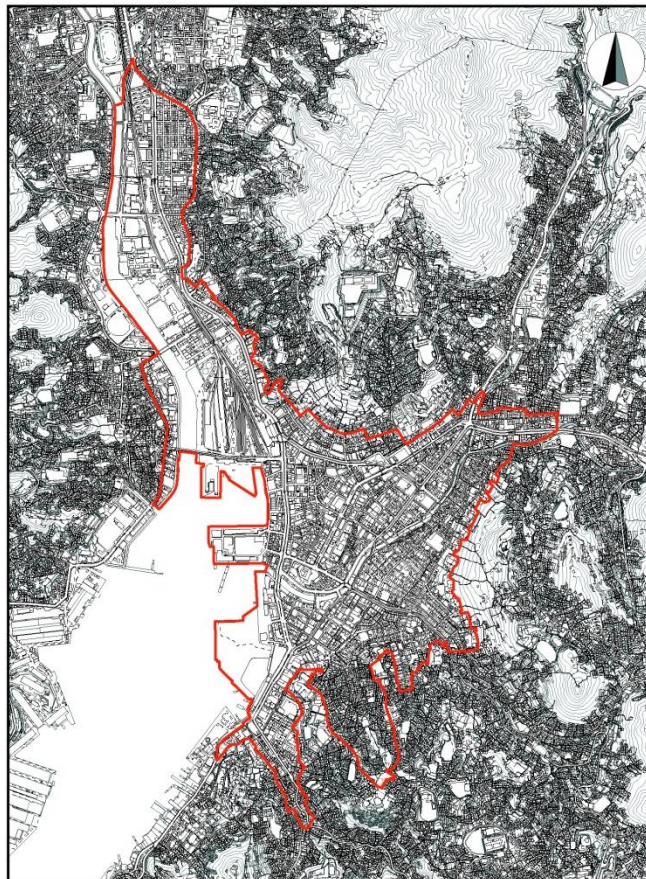
(1) 旧中心市街地活性化基本計画の概要

長崎市では、平成11年6月に約350haの中心市街地を、市街地の形成過程や土地利用特性などから、浦上駅周辺地域、長崎駅周辺地域、港湾・中島川右岸地域、山手・中島左岸地域の4つの地域、13ゾーンに区分し、地域毎の特性を踏まえ108事業を盛り込んだ「長崎市中心市街地活性化基本計画」を策定した。

この基本計画では、市街地状況や都市づくりの理念と商業環境の変化からみた中心市街地の活性化の課題を踏まえ、「人と自然と歴史が生きる舞台「みなと長崎」の再生 ～であり・ときめき・ここちよさのあるまちをめざして～」を理念とし、「歴史がいきづくまち」、「訪れてみたいまち」、「いつでもあきないもてなしのまち」、「だれでも暮らしたいまち」、「人・物・情報の集まるまち」の5つの目標を掲げ、次の8つを基本方針とした。

【活性化の基本方針】

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 歴史発見の街をつくる | ⑤ にぎわいの市をつくる |
| ② 楽しみ発見の街をつくる | ⑥ 公共交通の流れをつくる |
| ③ 人の流れをつくる | ⑦ 住みよい街をとりもどす |
| ④ うるおいの市をつくる | ⑧ ここちよさを演出する |



-旧長崎市中心市街地活性化基本計画区域図-

(2) 旧中心市街地活性化に関する取組み経緯

旧中心市街地活性化基本計画の策定にあたっては、行政及び外部有識者による長崎市中心市街地活性化基本計画策定検討委員会を設置した。

平成 12 年度には、「長崎市中心市街地活性化基本計画推進調査」を実施し、当調査で、中心市街地の活性化をより強力に推進するため、基本計画の理念・方針及び整備方策に基づき、より具体的な整備計画の検討や推進環境の整備・強化の方策を検討するとともに、具体的な庁内の推進体制として、あらたに「長崎市中心市街地活性化推進会議」を設置し、活性化事業の進行管理を行うこととした。

また、平成 13 年 3 月には、長崎商工会議所が策定した「中小小売商業高度化事業構想 (TMO 構想)」を長崎市が認定し、同所は「長崎市 TMO 協議会」の事務局として、企画・調整の役割を担い、中心市街地商業高度化事業 (TMO 事業) を推進した。

(3) 旧中心市街地活性化に関する事業進捗等

旧中心市街地活性化基本計画における 108 事業の進捗状況は、平成 25 年 3 月末現在で、完了 53 件、実施中 37 件、未着手 3 件、中止 15 件であり着手率は約 83%である。

計画全体の事業費は、約 8,900 億円(平成 25 年以降の計画費含む)で、平成 25 年 3 月末までに投入された事業費は、約 4,030 億円である。

計画全体の事業費に対する実際の投入割合は約 45%となっているが、これは、長崎駅周辺土地区画整理事業や九州新幹線 (西九州ルート) 建設事業等の長期計画事業の合計が計画事業費の約 60%を占めているためである。

このほか、TMO 事業としては 23 事業が計画され、うち 20 事業が実施された。TMO 事業は基本的に単年度完結型の事業を予定していたので、中止された事業を除いては、全ての事業が着手された。平成 25 年 3 月末までに投入された事業費は、約 1 億円となっている。

-中心市街地活性化に関する事業進捗表-

	基本計画掲載事業			
	計	市街地整備 改善事業	商業活性化事業	
			TMO 事業	
全件数 (件)	108	93	15	23
着手率 (%)	83.3	84.9	73.3	87.0
完了 (件)	53	42	11	20
実施中 (件)	37	37	0	0
未着手 (件)	3	3	0	0
中止 (件)	15	11	4	3

(4) 旧中心市街地活性化に関する推進体制

① 策定段階

1) 行政

- 長崎市中心市街地活性化基本計画策定検討推進庁内会議（平成10年12月）

基本計画の策定に伴う市関係部局相互の連絡調整及び事業の円滑な推進のため、都市計画部、商工観光部[※]を始め庁内13部局に渡り、横断的に組織された。（[※]組織された当時の名称）

2) 官民

- 長崎市中心市街地活性化基本計画策定検討委員会（平成10年12月）

基本計画の策定に伴い、学識経験者、地元住民代表、商工関係者、交通・運輸関係者から、総数43名の委員を選出し、広く意見を聞いた。

② 推進段階

1) 行政

- 長崎市中心市街地活性化推進会議（平成12年8月）

基本計画の推進について、具体的な整備計画の検討及び各事業の進行管理等を行うため、幹事課である都市計画部都市計画課、まちづくり推進室、商工部商業振興課を始めとする庁内13部局と長崎商工会議所によって、横断的に組織している。

-長崎市中心市街地活性化推進会議組織表-

部局	委員
企画部	総合企画室主幹
財政部	財政課長
福祉保健部	福祉保健総務課長、地域保健課長
こども部	子育て支援課長
環境部	環境総務課長
商工部	商業振興課長
文化観光部	さるく観光課長、文化財課長
道路公園部	道路公園総務課長、道路建設課長、道路維持課長、みどりの課長、河川課長
都市計画部	都市計画課長、交通企画課長、長崎駅周辺整備対策室長、まちづくり推進室長、まちづくり推進室主幹
建築住宅部	住宅課長
上下水道局事業部	事業管理課長
病院局管理部	企画総務課長
教育委員会教育総務部	施設課長
長崎商工会議所	中小企業振興部長（特別委員）

※各所属団体は当時の名称

2) 官民連携体制

- 長崎市 TMO 協議会（平成13年3月）

平成13年3月に、長崎商工会議所が策定した「中小小売商業高度化事業構想(TMO構想)」を長崎市が認定し、同所は「長崎市 TMO 協議会」の事務局として、企画・

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

調整の役割を担い、中心市街地商業高度化事業（TMO 事業）を推進した。

平成 18 年 8 月 22 日に、「改正中心市街地活性化法」が施行され、法的な位置付けを失ったため、平成 18 年度末に「長崎市 TMO 協議会」は解散され、各事業は商店街又は商工会議所に引き継がれた。しかし、新しい枠組みでの、中心市街地の活性化を検討するため、商工会議所とは継続的に勉強会や協議を重ねた。

-長崎市 TMO 協議会組織表-

役職	区分	所属団体
会長	商工会議所	長崎商工会議所副会頭
副会長		長崎商工会議所都市問題委員会委員長
副会長	商業者	長崎市中心市街地活性化連絡協議会会長
委員	行政	長崎市都市計画課長
委員		長崎市市街地整備課長
委員		長崎市商業貿易課長
委員	関連団体	長崎県中小企業団体中央会専務理事
委員	学識経験者	長崎大学環境科学部教授
委員		長崎大学経済部助教授
委員	消費者	長崎市主婦の会会長
委員		長崎市生活学校連絡協議会
委員	商工会議所	長崎商工会議所商工部会長
委員		長崎商工会議所交通対策委員会委員長
委員		長崎商工会議所環境問題委員会委員長
委員		長崎商工会議所専務理事
アドバイザー	タウンマネージャー	タウンマネージャー

※各所属団体は当時の名称

(5) 旧中心市街地活性化基本計画以外の取組み

長崎市では、これまで都市再生総合整備事業や、まちなか再生の取組みにより、中心市街地の活性化に向けた取組みを推進してきた。

①都市再生総合整備事業

平成 20 年 12 月 26 日に国土交通大臣より都市再生総合整備事業の実施区域（都市・居住環境整備重点地域）の指定を受け、平和と文化の国際交流拠点都市として長崎の再生を図るための取組みを県・市共同で進めてきた。

1) 目的

長崎市が有する世界的にも価値の高い歴史や文化、観光資源を活用した交流人口の増加を目指し、「平和と文化の国際交流拠点都市 長崎の再生」を図る。

2) 目標

- I 都市の魅力の強化
- II 回遊性の充実

Ⅲ 国際ゲートウェイ機能の再構築

3) これまでの経緯

H20. 12 月	「都市・居住環境整備重点地域」の指定（国土交通大臣）
H22. 3 月	「都市・居住環境整備基本計画」の策定
H23. 3 月	「松が枝周辺エリア整備計画」の策定
H25. 3 月	「長崎駅周辺エリア整備計画」の策定
H26. 3 月	「まちなかエリア・中央エリア整備計画」の策定

4) 検討体制

[行政]	都市再生調整会議（県副知事・市副市長・県市部局長）
[外部組織]	都市再生委員会（外部有識者）

② まちなか再生の取組み

1) 「まちなか再生計画検討委員会」の取組み

歴史的な文化・伝統を有する旧市街地を長崎ならではの個性と魅力ある空間へと再生するための計画の策定及び長崎市中心市街地活性化基本計画の改定に関する事項について検討するため、平成 18 年 8 月に設立された、専門家や市民等約 60 名からなるまちなか再生計画検討委員会において、平成 20 年 1 月に「まちなか再生計画策定検討委員会報告書」が策定され、市民が誇りに思えるまちなかを目指して、「地域力でのまちなか再生」を主眼に、まちなか再生を進めることが提案された。

2) 「まちなか再生の行動に関する基本方針」の策定

まちなか再生計画検討委員会の提案を受け、長崎市においては、平成 20 年 12 月に「まちなか再生の行動に関する基本方針」を策定し、その中で、まちなか再生の基本的な考え方として、基本理念とキャッチフレーズを設定した。

[基本理念]

「人優先をより徹底するとともに、これまでの文化に加え新たな魅力・活力を創造・発信するまちづくり」

[キャッチフレーズ]

「地域力で和・華・蘭まちなか再生」
～市民が誇りに思える街なかを、市民が主役になってつくる～

3) 「まちなか再生ガイドライン」の作成

「まちなか再生の行動に関する基本方針」の基本理念の趣旨に基づき、市民や多様な関係者がまちなかの課題や魅力を、知り・考えて、まちなかの将来像を共有し・形にする手引き書として、平成 22 年 3 月に「まちなか再生ガイドライン」を作成した。

4) 「まちぶらプロジェクト」の始動

長崎市は「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺の整備により、これからの10年でまちの形が大きく変わっていかうとしており、歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」においても、この10年を大きな契機と捉え、長崎駅周辺や松が枝周辺と上手に連携させながら、賑わいの再生を図るため、平成24年12月に「まちなか」で実施する今後10年間の取組みを長崎市中央部・臨海地域の基本計画である「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画（都市再生）の実施計画として位置付けた「まちぶらプロジェクト」として取りまとめ、平成25年度から各種取組みを開始している。

(6) 中心市街地活性化に関する課題

1. [5] を参照

[4] 中心市街地の現状分析

(1) 中心市街地の既存ストックの状況と有効活用の検討

① 歴史的・文化的資源

長崎のまちは、鎖国時代、海外に開かれた窓口として栄え、外国人居留地が設けられるなど他都市に類を見ない国際色豊かな独特の文化を築いており、中心市街地及びその周辺に、今も多くの歴史・文化的資産を有している。

鎖国時代、オランダ商館の置かれた国指定史跡出島、キリシタン対策として幕府の支援を受け創建された国宝・重要文化財を有する中島川・寺町地区の寺院群、中国貿易の拠点となり、今も中国文化を色濃く残す新地中華街・唐人屋敷跡地区、開国を受け外国人居留地として造成され、洋風建築物とまちなみが当時の面影を残す東山手・南山手の洋館群、開港後の長崎港の埋め立てに伴い中島川河口部に築造され、重要文化財眼鏡橋を有する石橋群など歴史と文化の魅力が連続する地区でもある。

また、卓袱料理、ちゃんぽん、トルコライスなど、和・洋・中の魅力が融合した長崎ならではの食文化も多く、現在は豊富な海の幸、農産物等について地産地消の活動を推進している。

その他、本市には「長崎くんち奉納踊」を始め、「竹ン芸」、「浮立」など、古くから各地で育まれたきた伝統芸能が数多く残っており、長崎郷土芸能保存協議会を設立し、保存継承に努めている。

このような様々な長崎の歴史・文化の発信拠点として、平成17年には長崎県美術館、長崎歴史文化博物館を整備した。また平成20年には、長崎市立図書館が開館し、市・県民の知的欲求に対応し、文化的水準の向上に貢献している。

現在は、長崎の基幹産業となってきた造船・炭鉱等の技術を世界に伝える「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」と、日本におけるキリスト教布教の歴史を世界に伝える「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」という2つの世界遺産候補について、登録に向けた取り組みを進めている。

今後は、これら長崎の歴史と文化に育まれた資源の保存・活用が一層重要性を増していくものとする。



-大浦天主堂（国宝）-



-眼鏡橋（国指定重要文化財）-

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針



- 崇福寺（国宝） -



-長崎くんちの奉納踊（国指定重要無形民俗文化財）-

②景観資源

長崎は、自然と歴史・文化に育まれた長崎らしい魅力あるまちづくりを推進するため、昭和63年に「長崎市景観条例」を制定し、面的に一体的で良好な都市景観の形成を図る必要のある区域を景観形成重点地区として6地区（中心市街地内は3地区）を指定し、建築物の規模、位置、色彩及び形態、土地の形質、樹木の態様などの基準（景観形成基準）を定め、基準に適合しない場合は、助言又は指導を行うなど、都市景観の形成を推進している。

また、景観形成重点地区以外においても、都市景観の形成に大きな影響を及ぼす大規模な建築物等の新築、増築、模様替え、外観の色彩の変更等がある場合は、あらかじめ届出を受けることにより、助言又は指導を行っている。

その他、長崎の景観を維持・保全するために、平成9年に長崎市屋外広告物条例を制定し、地域の特性に応じた広告物の規制・誘導を行い、良好な都市景観の形成に努めている。



-東山手伝統的建造物群保存地区-



-東山手・南山手景観形成重点地区-

③公共交通

中心市街地内の幹線道路は、北方向に向う国道206号及び都市計画道路浦上川線、東方向に向う国道34号日見バイパス、南方向に向う国道499号、324号、西方向に向う国道202号を主軸とする放射線状の道路と、これらを連絡する長崎外環状線や都市

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

計画道路女神大橋線など整備を行い、放射環状型の道路網整備を進めてきた。

中心市街地と周辺部を結ぶ公共交通手段は、主にバスや路面電車であり、平成24年度における輸送量分担率は、バスが56.0%、路面電車が17.2%となっている。

バスについては、JR長崎駅、市役所、県庁、中心商業地である浜町地区を経由する路線が多く、また中心市街地内には、主要路線の発着起点であるバスターミナルが立地しているため利便性が高く、輸送量分担率も高くなっている。平成14年にはバス事業者間相互で共通利用が可能なICカード（長崎スマートカード）が運用開始され、サービスの向上を図っている。

路面電車（株長崎電気軌道）については、現在、5路線4系統を運行し、中心市街地及びその周辺、北部住吉地区まで営業距離11.5kmを有している。

長崎市内の主な商業地、観光地を経由するため、市民や観光客の利用も多く、年間約1,700万人（平成25年度）が利用している。また、低床電車の導入によるバリアフリー化の推進や、バス事業者により先行して運用開始されていた長崎スマートカードを平成19年より導入するなど、利便性向上に向けた取り組みを行っている。

また現在は、長崎駅周辺の再整備、県庁舎・市庁舎の移転等に合わせ、中心市街地へのアクセス性の向上に向けた検討を進めている。



-路面電車-



-県営バス・長崎バス-

④産業資源

長崎の産業は、造船業に代表される製造業を中心に、観光業、水産農林業等で構成されている。

中心市街地内においては、長崎港内の埋め立て地内に、平成18年2月、AIGグループの業務ビル（現メットライフ生命長崎ビル）が完成し、現在は、メットライフ生命保険株式会社、AIGグループの重要な拠点として機能している。

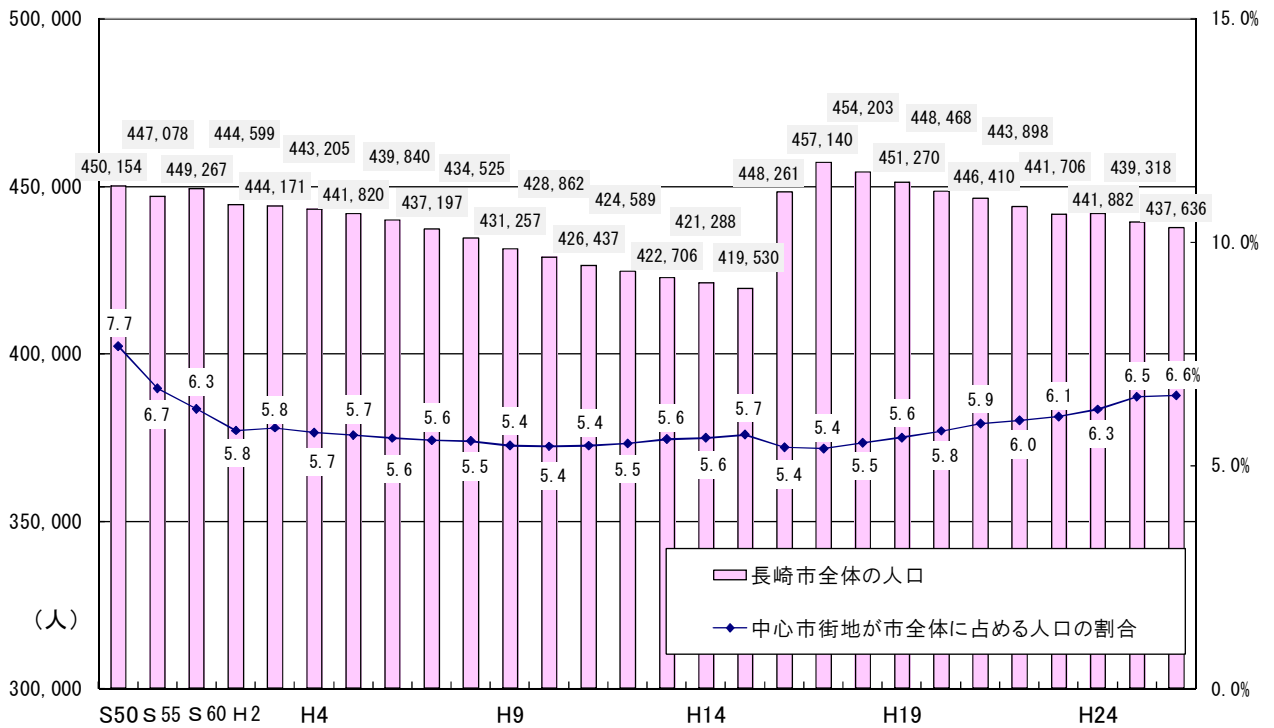
また、平成26年9月には、長崎市最大の商業集積地である浜町地区に、ファッションを中心とした商業フロアとホテルからなる複合ビル「ハマクロス411」がオープンし、今後中心市街地における商業活性化の推進力となることが期待される。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(2) 統計データの把握・分析

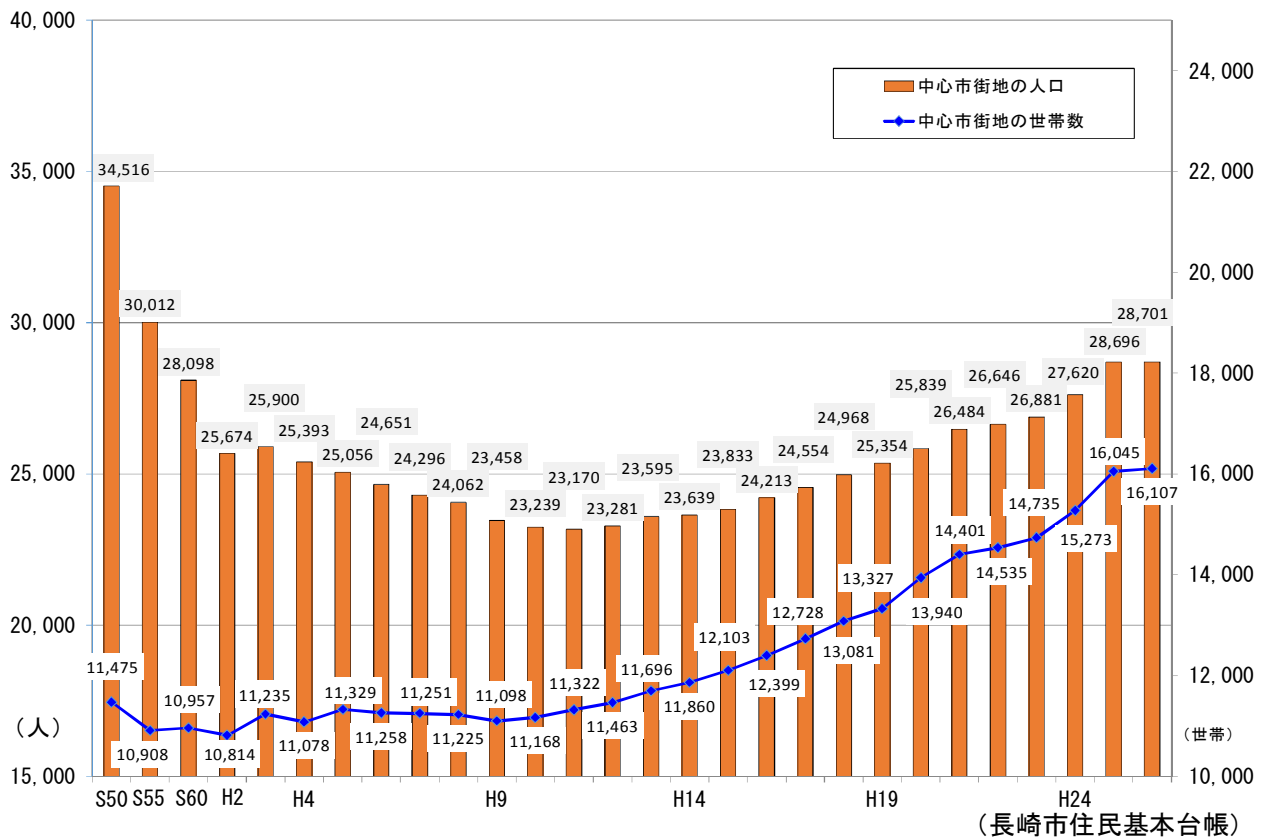
①人口・世帯数に関する状況

1) 人口・世帯数



(長崎市住民基本台帳)

-長崎市全体の人口及び中心市街地が占める割合の推移-



(長崎市住民基本台帳)

-中心市街地の人口・世帯数の推移-

(※人口、世帯数共に各年末現在、ただしH16、17は周辺町との合併のため翌年1月4日現在)

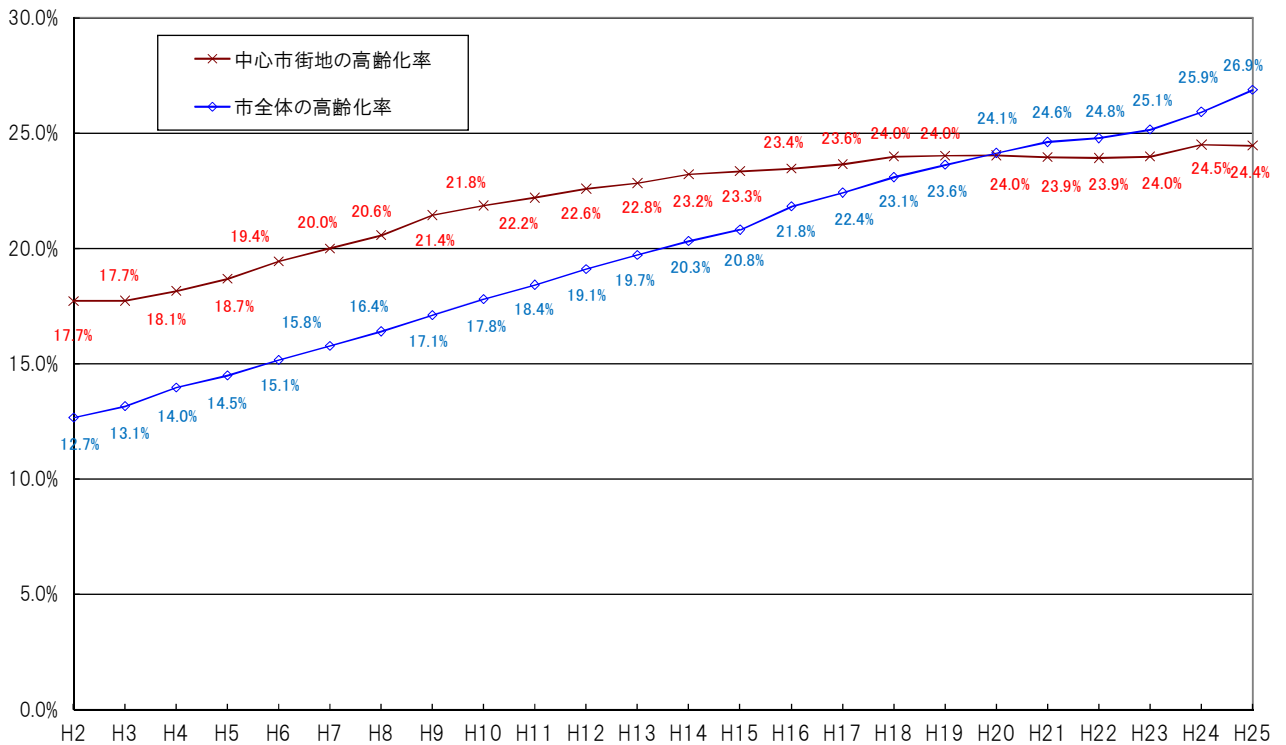
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

長崎市の人口は減少傾向が継続しており、平成 16、17 年度の周辺町との合併により一時的に増加したものの、その後再び減少傾向に転じている。中心市街地の人口は平成 11 年から増加傾向であるが、最近の 5 年間の平均増加率は約 2.9%で、ほぼ横ばいの状況である。

なお、市内全域の人口に対して中心市街地が占める割合は、長崎市全体の人口が減少傾向である中で、中心市街地の人口がほぼ横ばい状態であることから、相対的には増加傾向にある。

また、世帯数については、核家族化の進展、独居世帯の増加から、平成 9 年から現在まで増加傾向が継続している。

2) 高齢化率



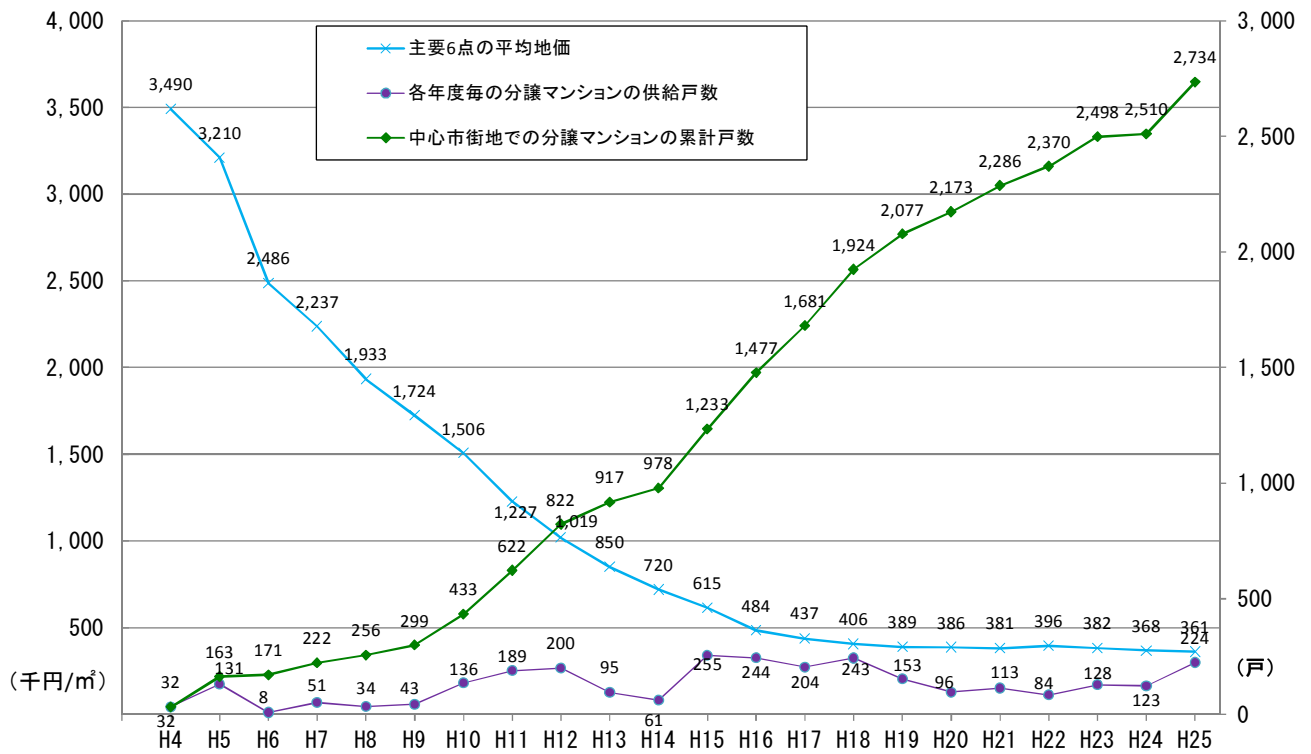
(長崎市住民基本台帳 各年末時点)

-中心市街地及び市内全域の高齢化率の推移-

平成 20 年までは、中心市街地の高齢化率は市内全体の高齢化率に比較して高い傾向にあり、市全体のデータと同様に増加傾向が継続していたが、平成 20 年以降は市全体の高齢化率が高くなっている状況にあり、中心市街地の高齢化率は 24.0%前後でほぼ横ばいとなっている。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

3) マンション建設による住宅供給戸数と地価



(国土交通省「地価公示」・長崎市)

-中心市街地のマンション建設による住宅供給戸数と地価の推移-

-中心市街地のマンション建設による住宅供給状況-

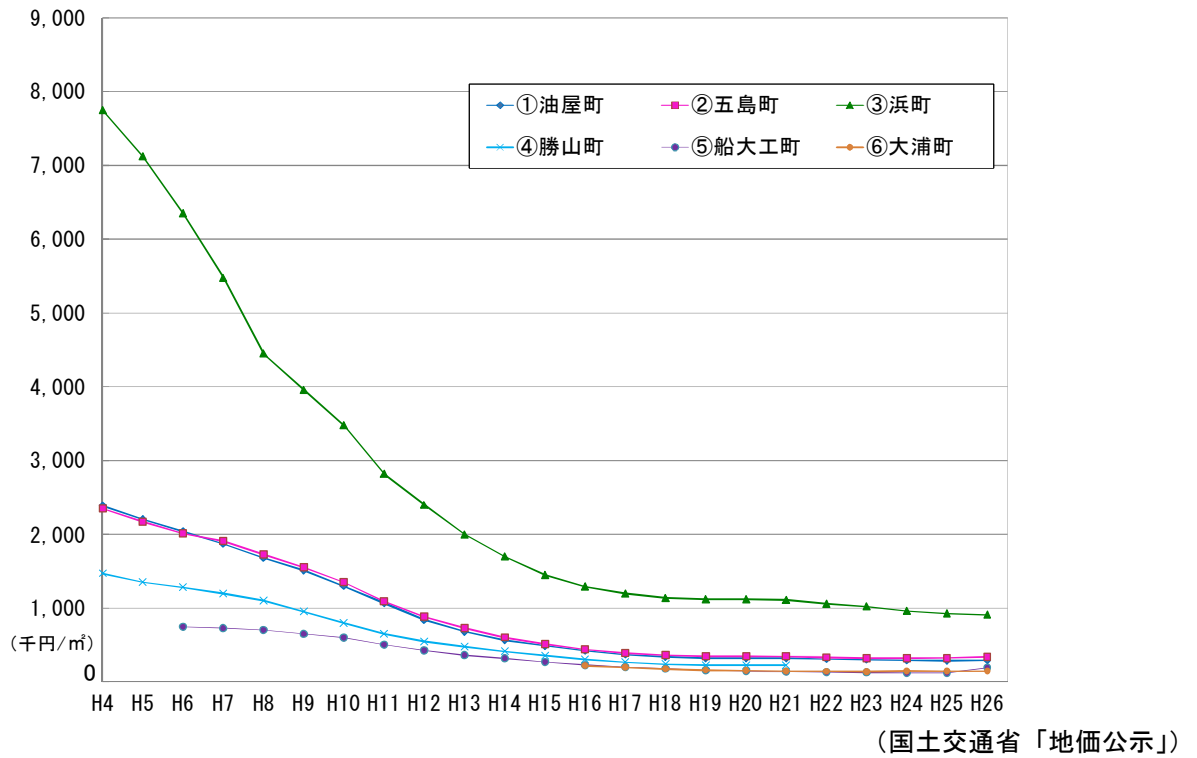
	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11
供給戸数	32	131	8	51	34	43	136	189
累計戸数	32	163	171	222	256	299	433	622
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
供給戸数	200	95	61	255	244	204	243	153
累計戸数	822	917	978	1,233	1,477	1,681	1,924	2,077
	H20	H21	H22	H23	H24	H25		
供給戸数	96	113	84	128	123	224		
累計戸数	2,173	2,286	2,370	2,498	2,510	2,734		

(長崎市)

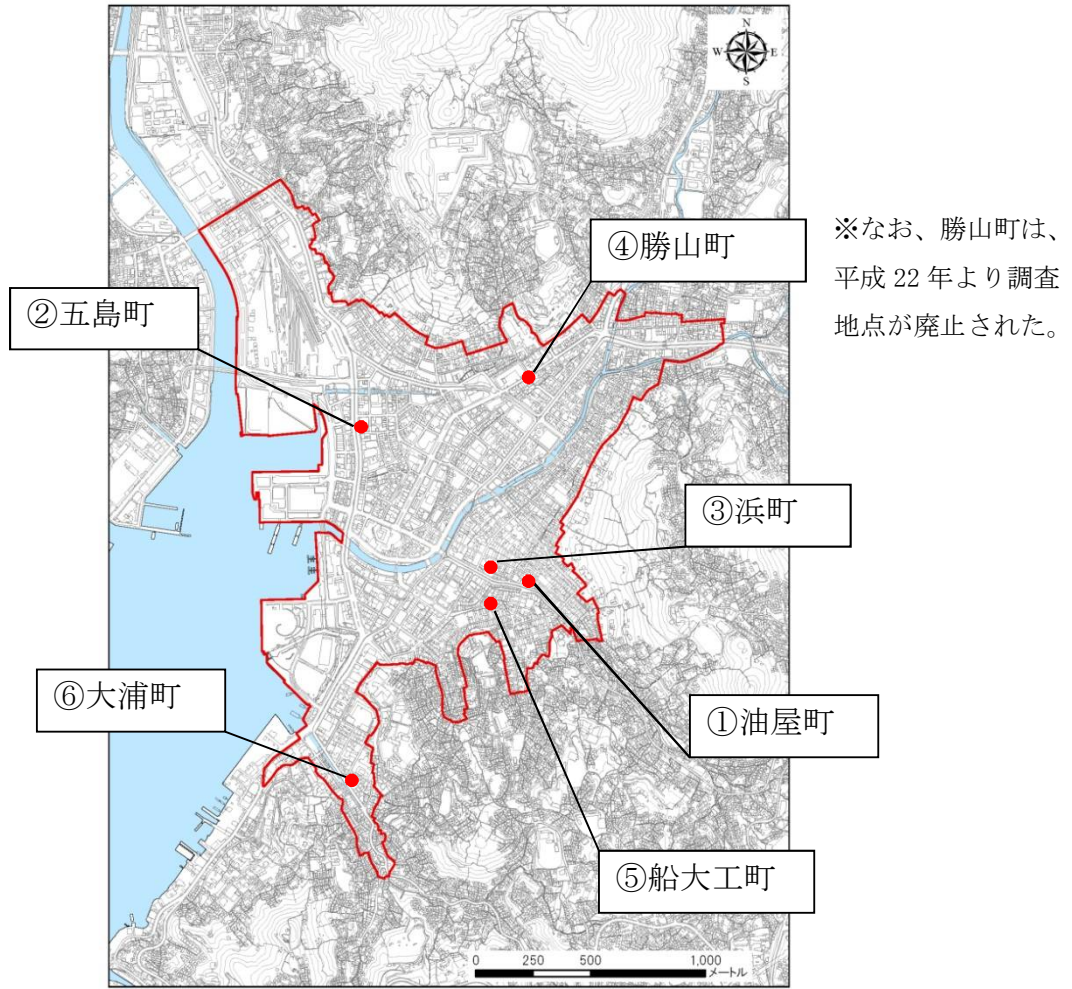
中心市街地では、平成4年頃からマンション建設が増え、これに伴い供給戸数が増加し、平成19年には、累計で2,000戸を超え、なお増加している状況である。

これは、地価の下落により用地の取得が容易になったことに加え、高齢化や生活様式の変化により、住み替え需要が高まっていることも要因と考えられる。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針



- (参考) 中心市街地の主要 6 地点の地価の推移 -

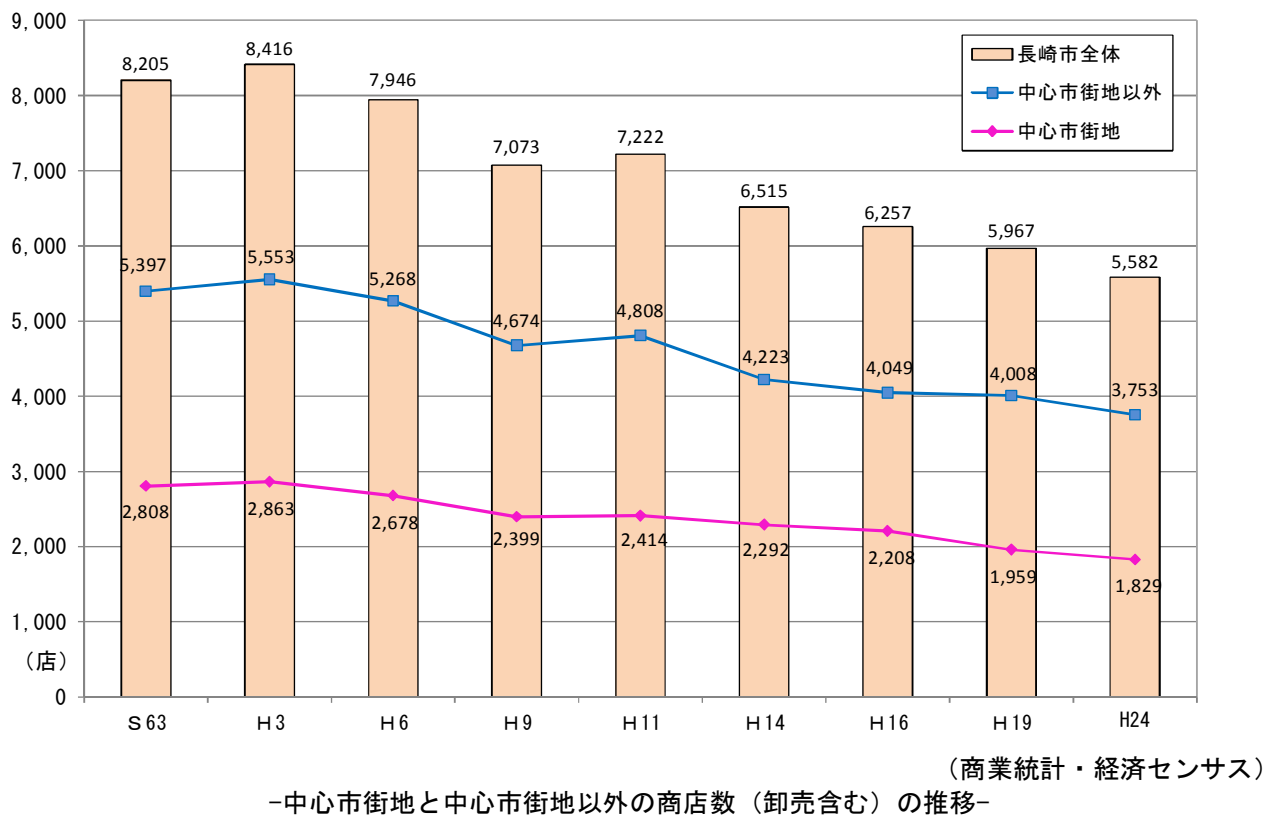
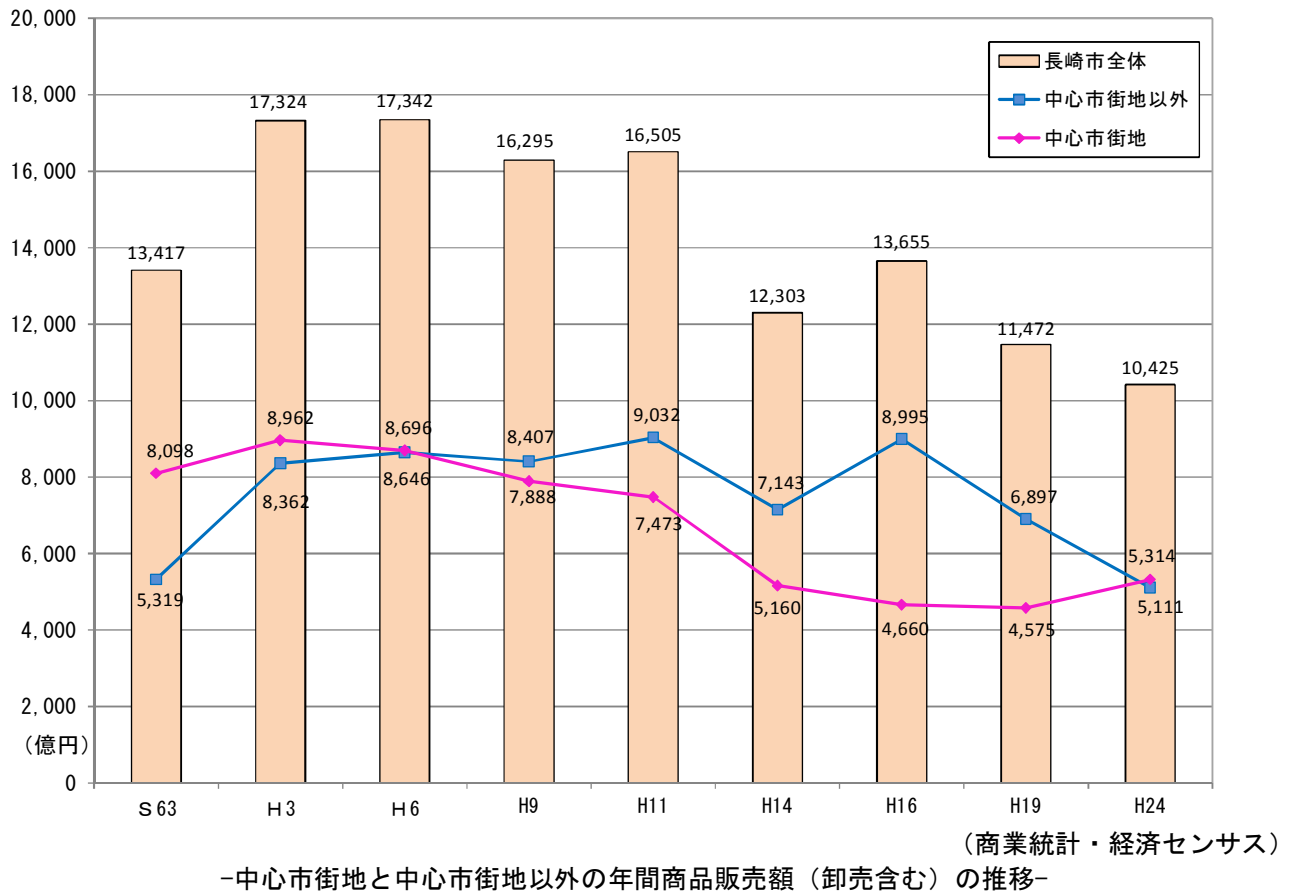


- 中心市街地の地価 (主要 6 地点) の位置図 -

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

②商業機能に関する状況

1) 卸売を含む年間商品販売額、商店数



1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

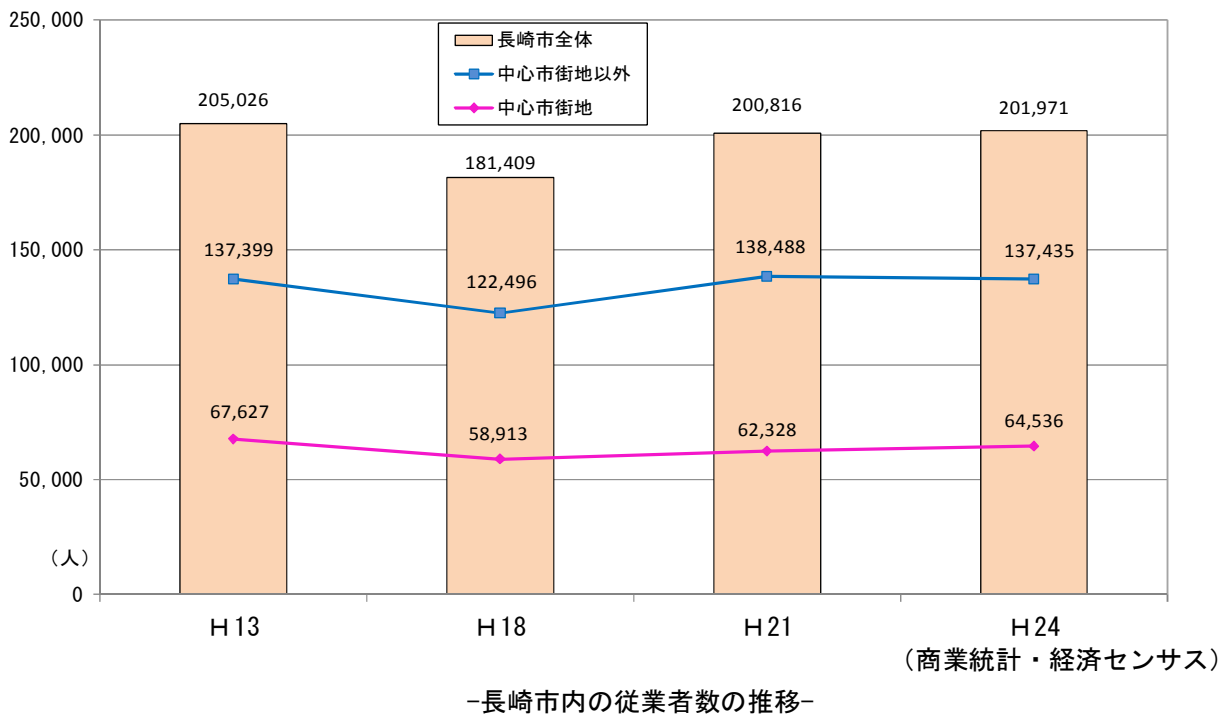
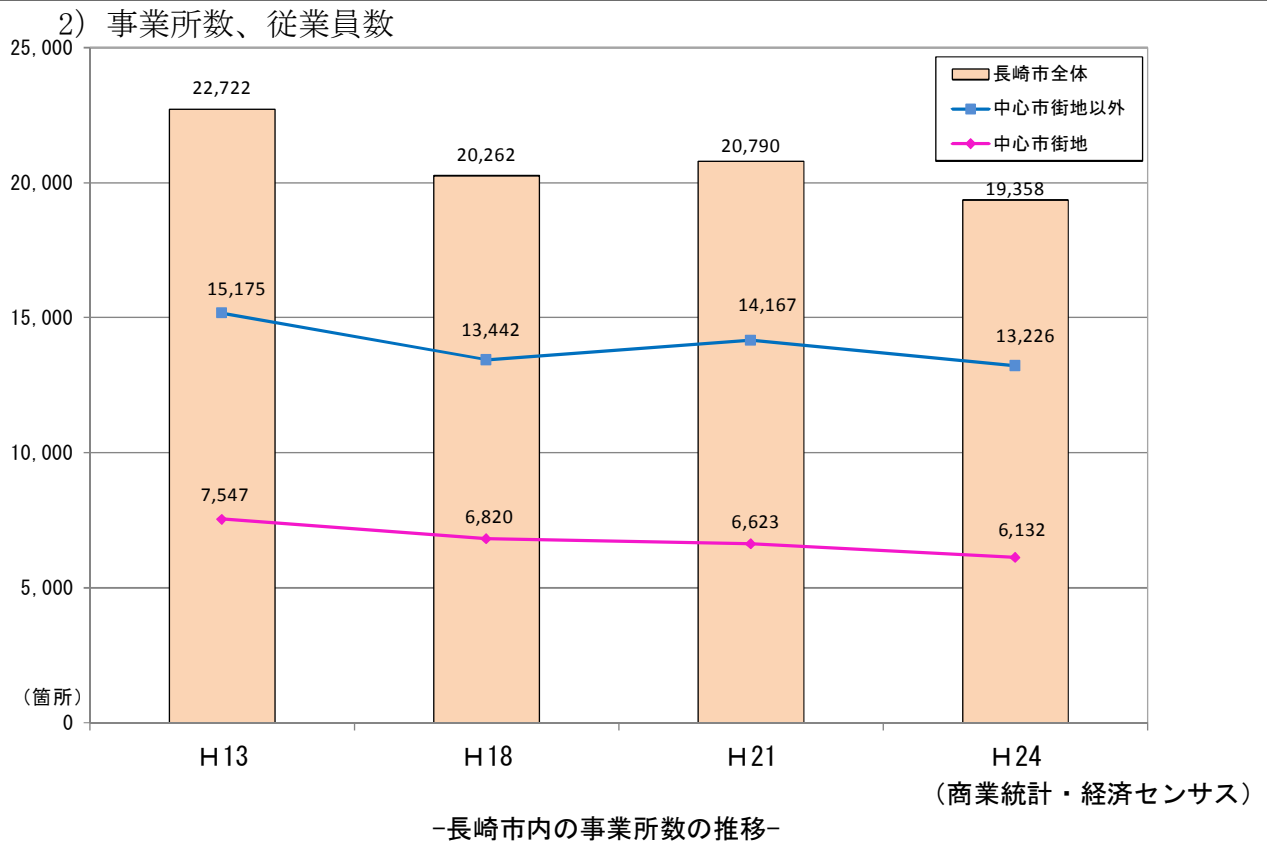
市全体の年間商品販売額（卸売含む。以下同じ。）は減少傾向が続いているが、特に平成11年から平成14年にかけて大きく減少している。

中心市街地の年間商品販売額についても減少傾向が続いており、平成6年頃を境に、市全体の年間商品販売額に占める中心市街地の割合は50%を下回っている。

商店数についても市全体、中心市街地ともに変動はあるものの減少傾向が継続しており、郊外型店舗の立地、大型商業施設の増加が小規模店舗の衰退を促していると考えられる。

※平成19年以前の数値は商業統計調査、平成24年の数値は経済センサス活動調査に拠る。両調査の数値は調査方法の相違等の理由により、直接的には比較できない。平成24年経済センサス活動調査では、従前の商業統計調査に比して年間商品販売額の集計対象となった店舗等が少ないため、全体的に数値が低くなっている。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針



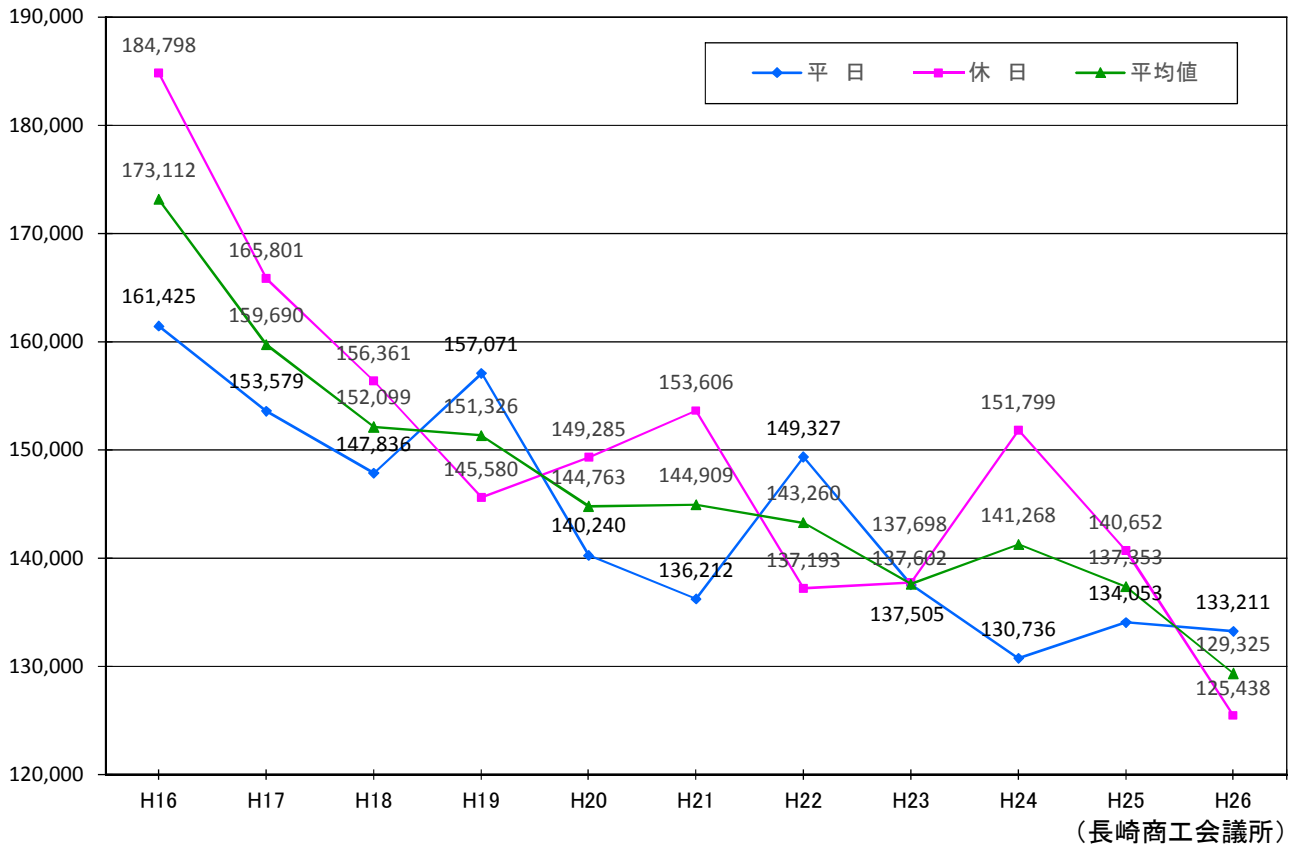
中心市街地では事業所数は減少しているが、従業者数については若干の増加傾向が見られる。長崎市全体についても、同様の傾向がうかがえる。

また、事業所・従業者数の約3割が中心市街地に集積しており、その割合はほぼ横ばいとなっている。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

3) 中心市街地の歩行者通行量

毎年7月に長崎商工会議所は、長崎市内の商店街区域等の主要地点を対象に歩行者通行量調査を実施している。その内、中心市街地にある16地点の測定値の合計を以下に示す。



-中心市街地の歩行者通行量の推移(16地点の1日当たりの合計)-

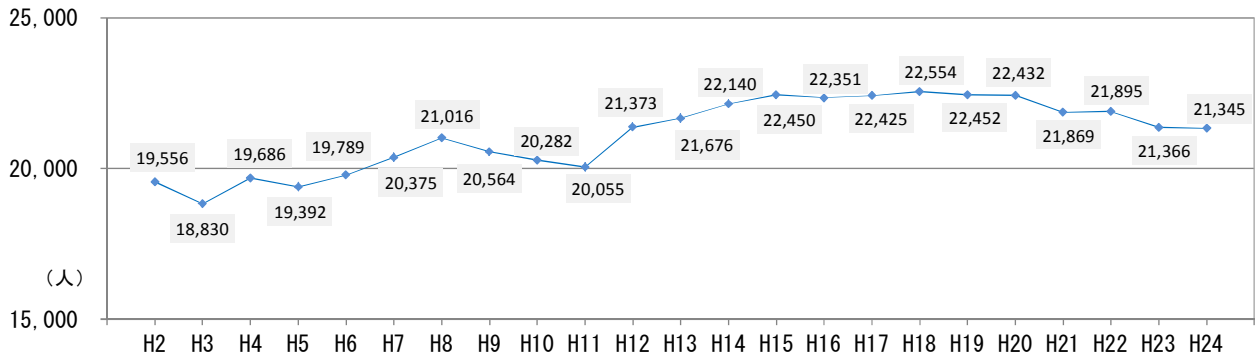
中心市街地の歩行者通行量は平日、休日ともに減少傾向にある。

減少の要因としては、近隣自治体を含む中心市街地外において大型店やロードサイド型商業施設が進出したことや、通信販売、インターネットショッピングが普及し、消費者の購買行動が分散・多様化したことなどにより、中心市街地への人の流れが減少していることが考えられる。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

③交通機能に関する状況

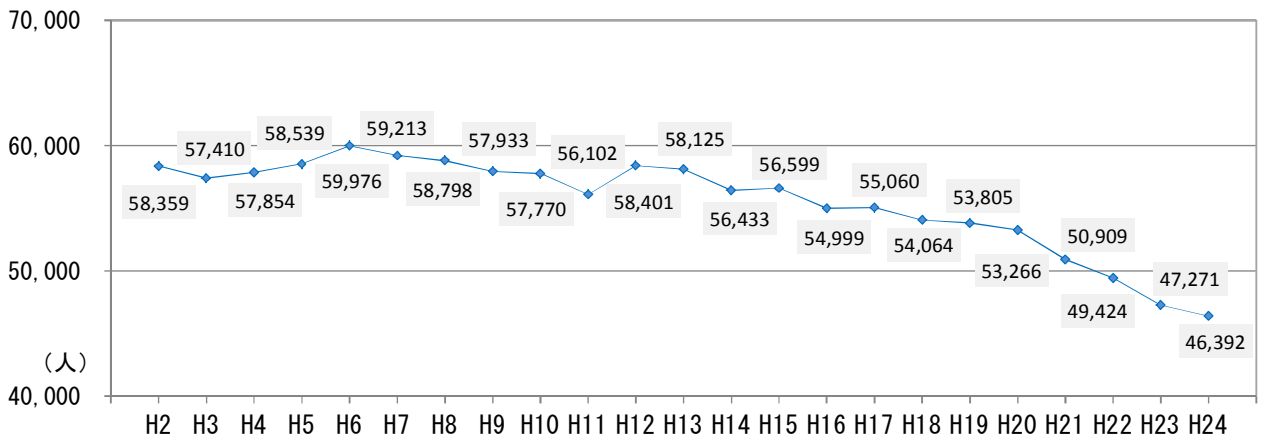
1) 鉄道駅の乗降客数



(株)JR九州

-JR長崎駅の乗降客（1日当たり）の推移-

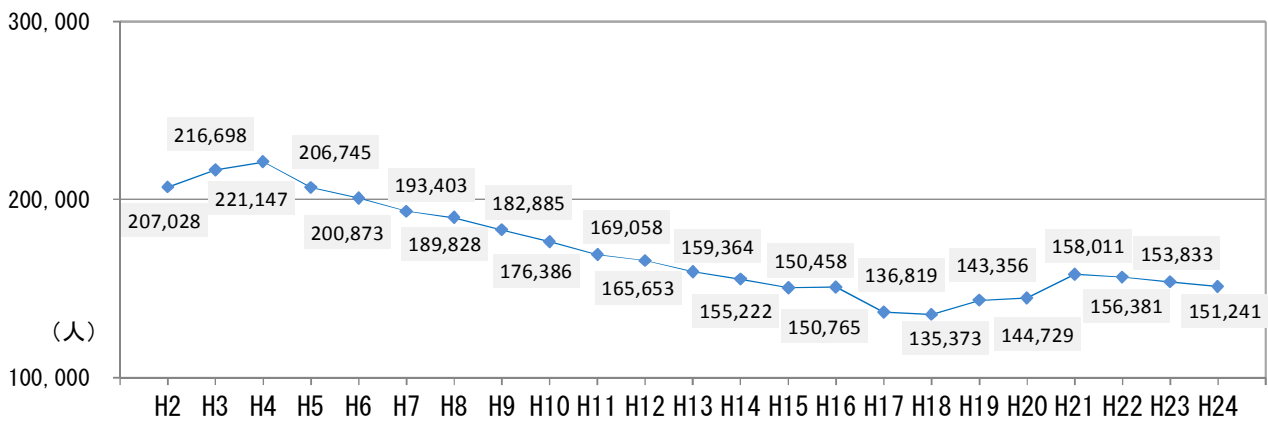
2) 路面電車乗客数



(株)長崎電気軌道

-長崎市内の路面電車の乗客数（1日当たり）の推移-

3) バス乗客数

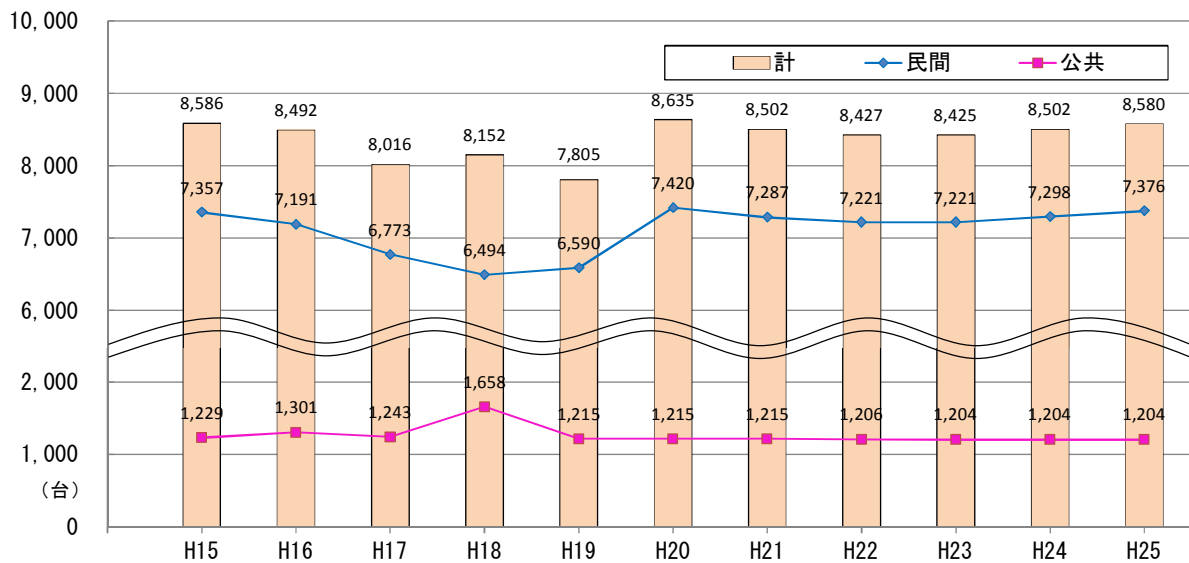


(株)長崎自動車・長崎県交通局

-長崎市内のバス乗客数（1日当たり）の推移-

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

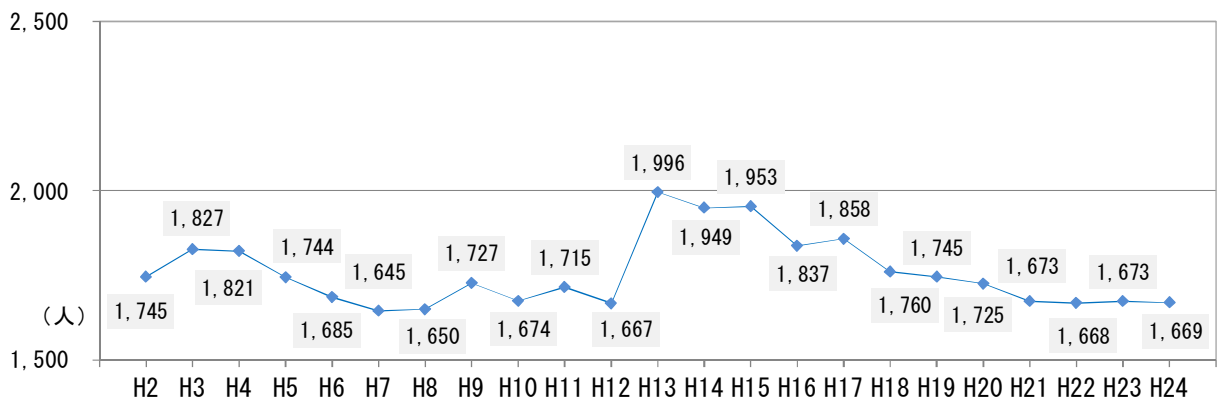
4) 駐車場整備台数



(長崎市)

-中心市街地の一時預かり駐車場台数の推移-

5) 広域航路乗客数



(長崎市)

-長崎～五島、上五島航路の乗降客数（1日当たり）の推移-

JR長崎駅の乗降客数は、平成15年までは増加傾向であったが、その後横ばいとなっている。

路面電車の利用者数については、年々減少している。

市全体のバスの利用者数は、平成18年から平成21年にかけて一時的に増加しているが、全体的に見ると減少傾向となっている。

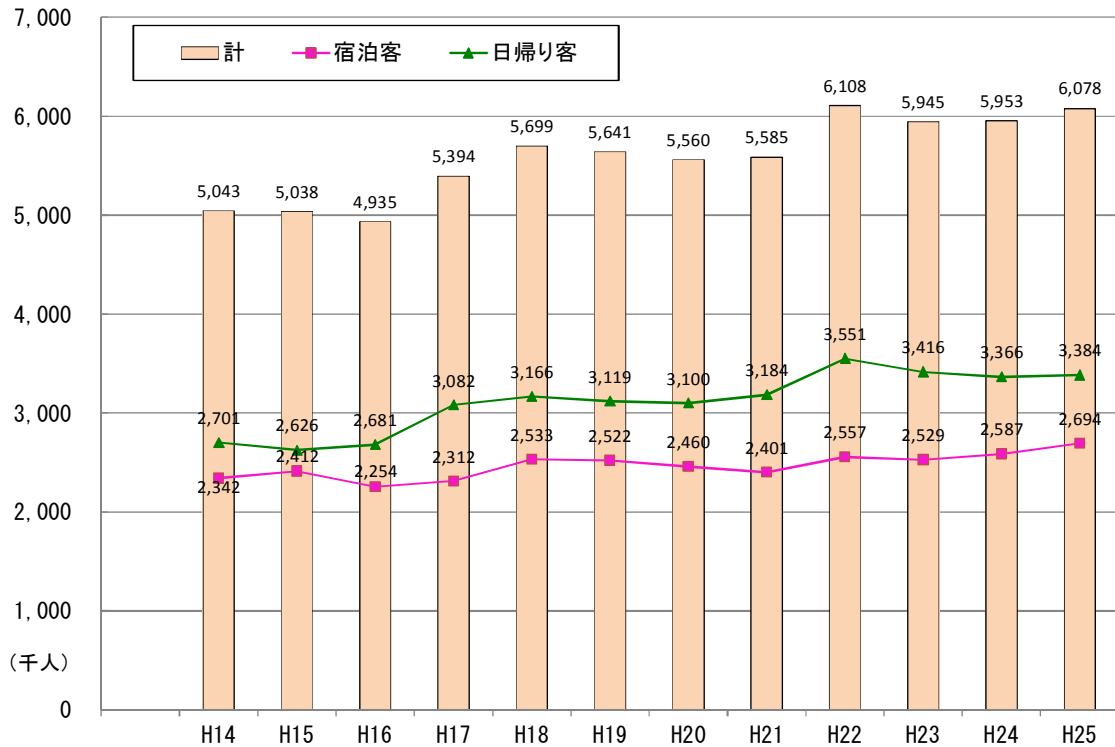
中心市街地の駐車場整備台数は、平成20年に増加したのち、横ばいとなっている。広域航路の乗客数は、平成13年に増加したが、その後減少し、平成20年以降ほぼ横ばいとなっている。

市全体の公共交通機関利用者数減少の理由として、人口減少による全体的な利用者数の減少、及び、少子高齢化による通勤・通学のための利用者層の減少が考えられる。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

④観光に関する状況

1) 観光客数(宿泊・日帰り)



(長崎市観光統計)

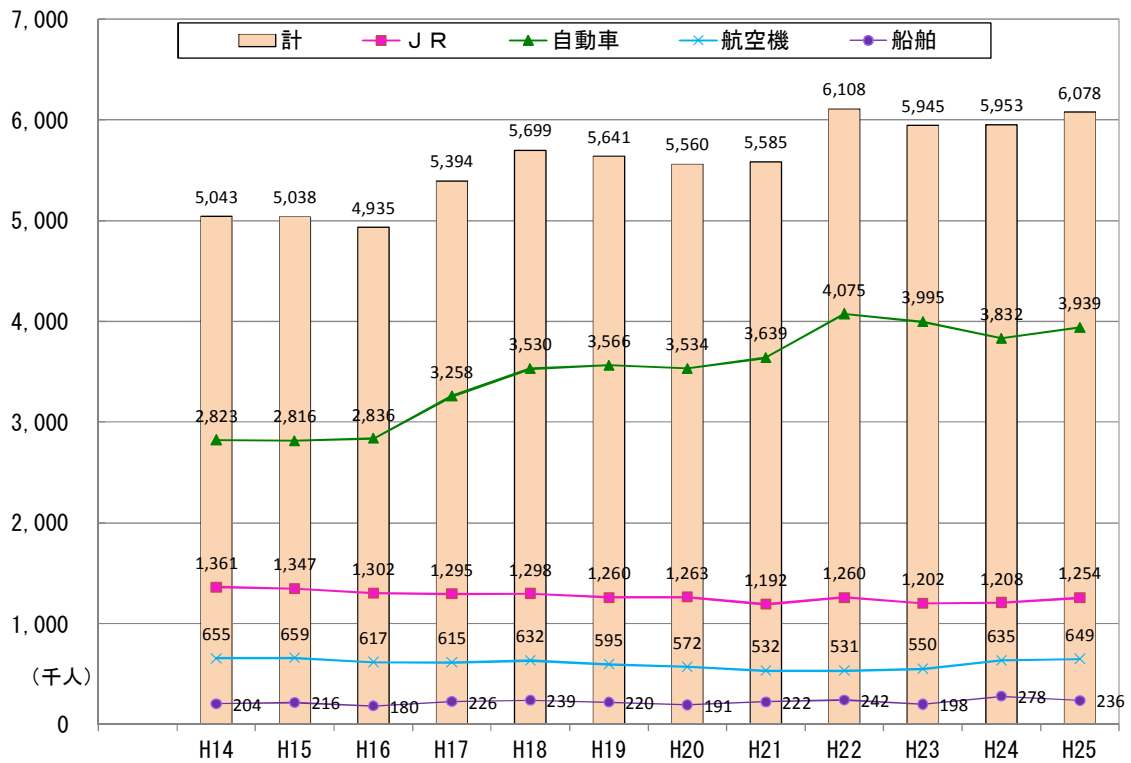
-長崎市内の観光客数の推移-

観光客数については、宿泊客・日帰り客とも平成16年から平成22年まで増加している。観光客数の増加の要因として、平成18年度の「長崎さるく博'06」、平成22年度の大河ドラマ「龍馬伝」放映の影響等が考えられる。

また、平成24年の世界新三大夜景の認定を契機とした夜型観光の推進により宿泊客が増加するなど、増加傾向に転じている。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

2) 交通機関別観光客数



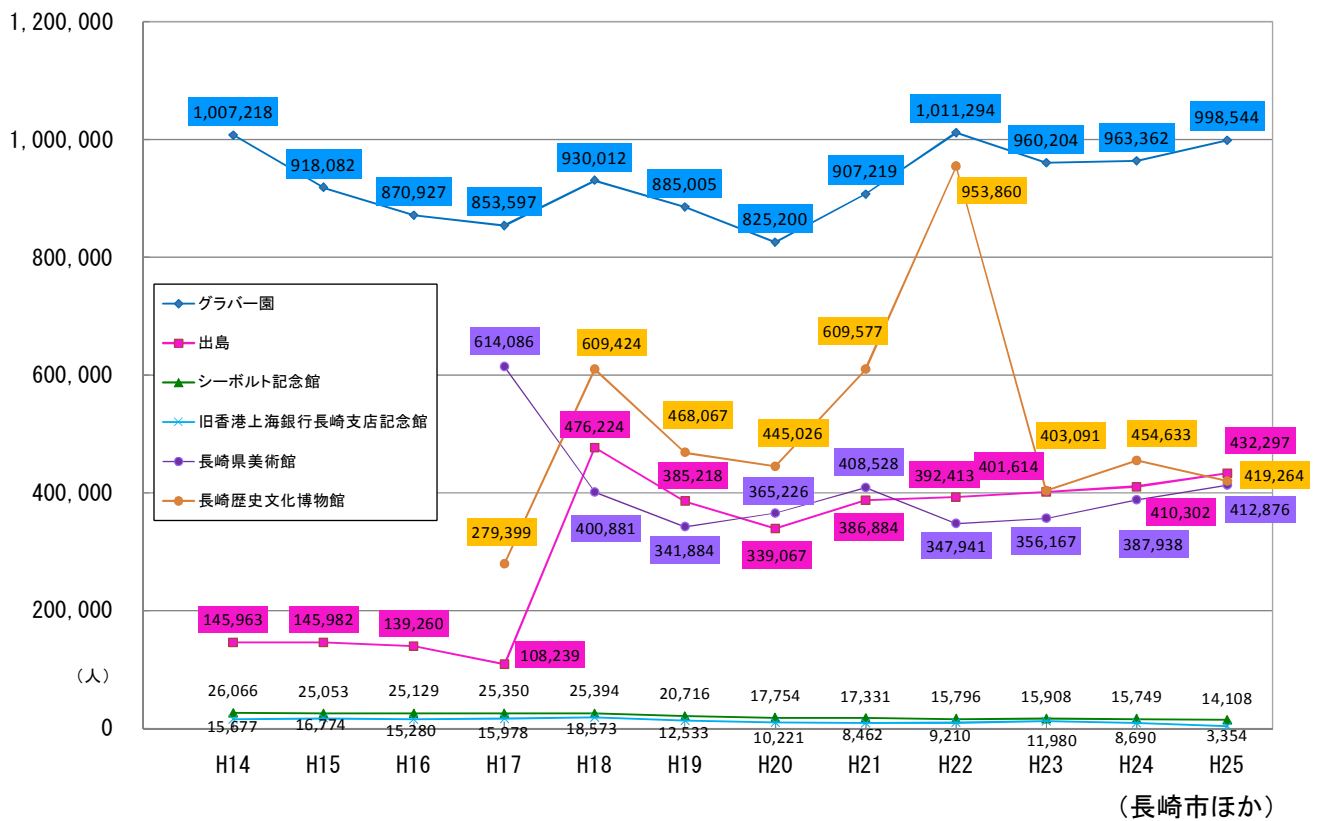
(長崎市観光統計)

-長崎市を訪れた観光客の交通手段の推移-

交通機関については、JR、航空機、船舶による観光客数は、ほぼ横ばい状態であるが、自動車による観光客数が目立って増加している。この要因としては、九州横断自動車道長崎大分線に接続するながさき出島道路が開通したことに伴い、中心市街地に直接乗り入れが可能となり、自動車による交通アクセスの利便性が向上したことが考えられる。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

3) 主要観光施設入場者数



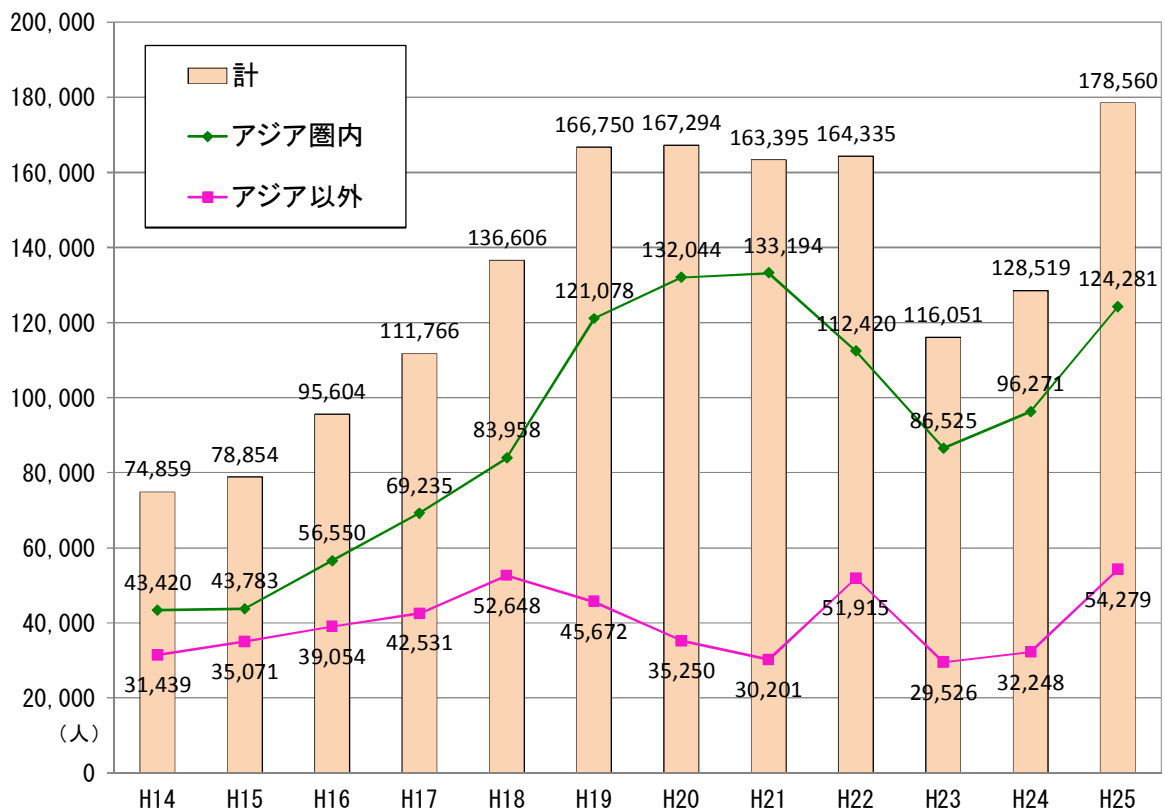
-長崎市内の民間管理を除いた主要観光施設入場者数の推移-

平成 17 年 4 月には長崎県美術館が、平成 17 年 11 月には長崎歴史文化博物館が開館し、平成 18 年 4 月には出島がリニューアルオープンしている。平成 18 年の「長崎さるく博'06」との相乗効果でそれぞれ入場者数が増加したが、平成 19 年には減少に転じている。

しかし、平成 22 年度の大河ドラマ『龍馬伝』放映によりグラバー園、長崎歴史文化博物館の入場者数が増加しており、その後も増加傾向を保っている。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

4) 外国人観光客の動向



(長崎市観光統計)

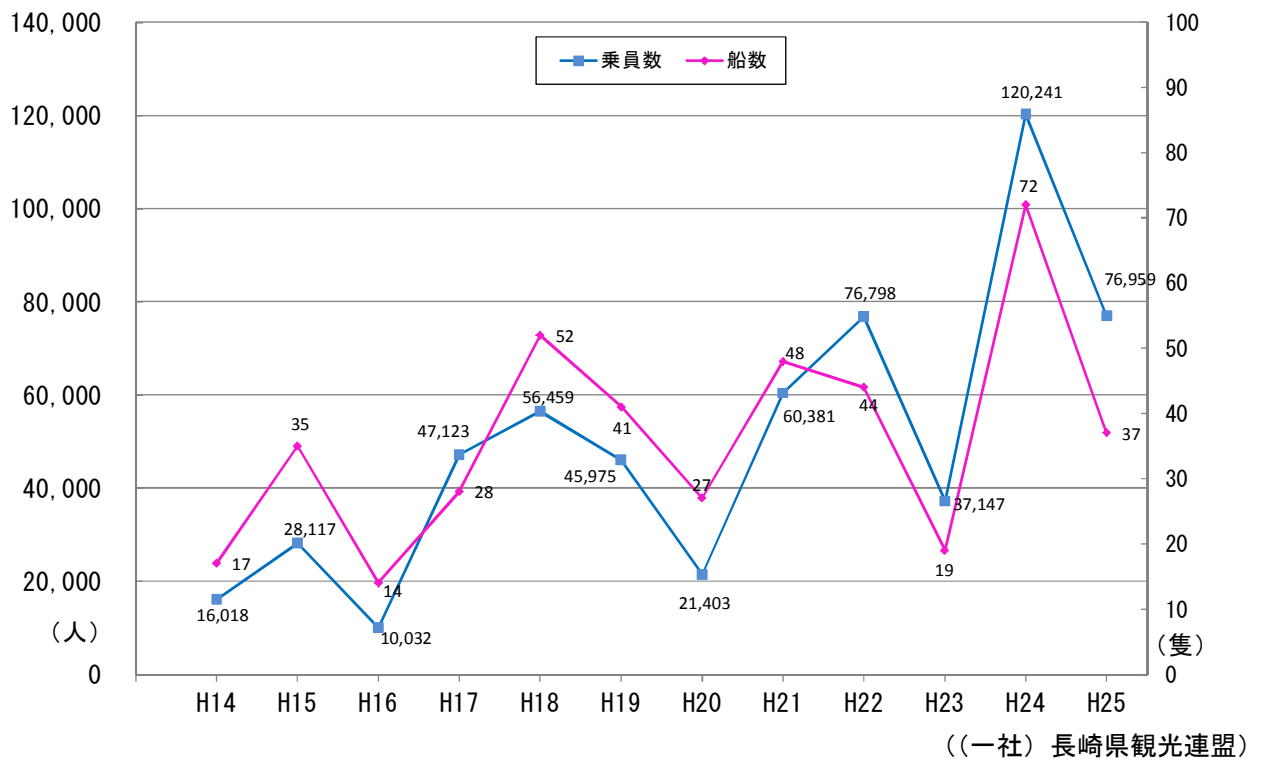
—長崎市内における外国人延べ宿泊者数（年間合計）の推移—

外国人延べ宿泊者数は、平成 23 年度は、東日本大震災及び円高の影響により減少したが、その後増加し、平成 25 年度には約 18 万人となっている。

特に韓国や台湾、中国などのアジア圏内からの観光客数が増加しており、長崎の地理的特性及びアジア観光客誘致への取組みの成果と考えられる。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

5) 国際観光船の入港状況



-長崎港に入港した国際観光船と乗員の推移-

国際観光船の入港は、平成 23 年の東日本大震災等の影響や社会情勢等の変化により年度毎に増減が見られるが、乗員数については、全体的に増加傾向にある。

このことは、長崎の地理的特性に加え、ハード、ソフト両面にわたる国際観光船の受入れ体制強化の取組みの成果と考えられる。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

⑤観光客誘致に関する取組み

-中心市街地のイベントカレンダー（平成25年度）-

イベント名	来場数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
長崎さるく	37,565	←											→
長崎帆船まつり	203,000	●											
長崎開港記念日	-	●											
ながさき紫陽花まつり	-		↔										
びわフェスタ	10,000			●									
グラバー園夜間開園	13,472					←	→						
グラバーズナイトライブ	-					←	→						
祇園祭	-				●								
長崎ペーロン選手権大会	43,000				●								
ながさきみなとまつり	235,000				●								
中島川ライトアップ	-					↔							
長崎夜市	14,000					●							
精霊流し	80,000					●							
水フェスタ	-					●							
とっくとっ祭り	20,000					●							
中国盆会	-						●						
新地中華街中秋節	15,000						●						
長崎郷土芸能大会	-						●						
孔子祭	-						●						
長崎居留地まつり	-						●						
長崎食べて飲んでみんなね祭							↔						
長崎オクトーバーフェスト	30,000						↔						
長崎くんち	160,000							●					
ながさきエコライフ・フェスタ	39,000							●					
長崎バイサイドマラソン&ウォーク	6,051							●					
さるくフェスタ	-								↔				
丸山華まつり	5,000								●				
長崎県水産加工振興祭	-									●			
グラバー園ウィンターフェスティバル (金土限定夜間開園)	1,965									↔			
長崎ランタンフェスティバル	1,010,000											↔	
合計	1,907,616												

※動員数が把握できるイベントのみ合計として集計している。

年間を通して長崎の歴史や文化を活かした大小様々な内容のイベントが開催されており、市内外からの来街者の集客、観光客の誘致に向け、官民一体で取り組んでいる。

長崎さるくコース位置図



-中心市街地の『長崎通・遊さるく』コース位置図-

長崎市では、まち歩きにより、まちの魅力を身近に感じ、体感してもらう「長崎さるく」が、年間を通して開催されている。中心市街地においては、まちの特色を生かした様々なコースが設定されており、長崎特有の歴史や文化に理解を深め、興味をもってもらおう事で、観光客のリピーター増加につなげようとしている。

(3) 地域住民のニーズ等の把握・分析

中心市街地に対する地域住民のニーズ等の把握・分析については、総合計画に掲げる施策目標「市民の意識」の成果指標に対する達成度を図る「市民意識調査」を用いた。

具体的には、「市民意識調査」の調査項目の中から、中心市街地の印象・評価、活性化の取組み効果等に関連するものを抽出し、課題・問題点等の把握を行った。

また、本基本計画内に位置付けた事業は、「都市再生総合整備事業」の重点エリア整備計画に位置付けた事業がベースとなっているため、この整備計画策定にあたり実施したパブリックコメントや意見交換会等での結果を用いて、課題・問題点等の把握を行った。

①平成 25 年度市民意識調査

実施期間：平成 26 年 2 月 7 日（金）～3 月 17 日（月）

調査方法：郵送による（発送・回収ともに郵送）

対象者：長崎市在住の 20 歳以上の市民 3,000 人（住民基本台帳から抽出）

回答数：1,332（有効回答数・回収率 44.4%）

回答者：男 509 名（38.2%）、女 782 名（58.7%）、不明 41 名（3.1%）

年齢層：20 代 74 名（5.6%）、30 代 131 名（9.8%）、40 代 181 名（13.6%）
50 代 224 名（16.8%）、60 代前半 178 名（13.4%）、60 代後半 159 名（11.9%）
70 歳以上 344 名（25.8%）、不明 41 名（3.1%）

1) 長崎市の中心市街地（浜町～長崎駅～新大工地区周辺）は活気があると感じますか
・思う（7.0%）どちらかといえば思う（27.5%）

→ 活気があると感じているのは 4 割を切っており、市中心部における商業の利便性や魅力の向上が求められている。

2) 普段の生活（買物、通勤、通学、通院等）で、主にどのような移動手段を利用していますか

・バス（37.1%）路面電車（5.1%）自家用車（40.6%）、徒歩（7.4%）

→ バス・路面電車等の公共交通機関利用が 4 割、自家用車利用が 4 割を占めている。

3) 公共交通は利用しやすいと考えますか

・そう思う（33.3%）どちらかといえばそう思う（32.1%）

→ 約 6 割が利用しやすいと回答しており、路面電車の存在は、移動のしやすさを感じるひとつの要因となっている。

4) 生活環境について改善してほしい点や不満な点は何ですか

・商店街の活気（23.8%）歩道や自転車道（19.3%）交通事故の危険性（18.4%）災害の危険性（13.4%）商店街などの駐車場の不足（15.5%）児童福祉施設・老人福祉施設の不足（10.6%）

→ 商店街の活性化や、インフラの整備等、中心市街地におけるソフト・ハード両面での不満点が顕在化している。

5) 将来どのようなまちにしたいと思うかについて

- ・子供が安心して育てられるまち (34.2%) 高齢者や障害者にやさしいまち (29.1%)
 - 犯罪が少ないまち (28.9%) 人が集まる商業が盛んなまち (20.0%)
- 安全で安心な生活、福祉や教育環境の充実、商業の活性化等への期待感が大きいと言える。

②都市再生総合整備事業整備計画策定に伴うパブリックコメント

募集方法：県・市ホームページ上で周知

1) 長崎駅周辺エリア整備計画（平成24年度）

実施期間：平成24年12月25日～平成25年1月21日

回答件数：32件

（目標理念関係5件、公共交通関係10件、歩行者動線関係6件

土地利用・拠点施設関係5件、商業・観光誘客関係2件、その他4件）

【意見の要約】

《目標理念関係》

- ・「ランドデザインが見えない」、「駅周辺部・臨海部・まちなか部の関連付けが重要」等、中心市街地におけるエリア毎の役割を明確にした、相互の波及効果を創出するための俯瞰した計画が求められている。

《公共交通関係》

- ・「長崎駅周辺における交通結節点機能の強化が重要」、「駅への路面電車の乗り入れは必要」、「公共交通機関施設の早期バリアフリー化を求める」等、新幹線開業に向けた駅周辺の再整備に伴う交通利便性向上が求められている。

《歩行者動線関係》

- ・「新駅舎が国道から離れてしまうため、利用者の移動利便性確保は重要」、「動く歩道を整備するなどアクセス性向上が必要」、「長崎駅前の西坂公園（日本二十六聖人殉教記念碑設置）への動線整備が必要」等、駅周辺の開発による土地利用の変化に合わせ、歩行者利便性の維持・向上を求める声は強い。

《土地利用・拠点施設関係》

- ・「駅周辺の土地利用形態については、関係者と緊密に連携しながら進めてほしい」、「駅舎は、稲佐山等から見える場所にあり、上からの美観は重要」等、長崎の新しい陸の玄関口としてふさわしい整備が求められている。

《観光誘客・商業関係》

- ・「駅前商店街の賑わいの維持・向上が必要」、「西坂公園から海に向けた眺望は是非確保すべき」等、駅舎が駅前商店街から離れることに対する危機感や、長崎の歴史・文化資源活用を求める声は強い。

2) まちなかエリア・中央エリア整備計画（平成 25 年度）

実施期間：平成 25 年 12 月 26 日～平成 26 年 1 月 24 日

回答件数：26 件（目標理念関係 5 件、交通関係 5 件、歩行者動線関係 3 件
土地利用・拠点施設関係 9 件、商業・観光誘客関係 3 件、その他 1 件）

【意見の要約】

《目標理念関係》

- ・「エリア毎の議論にとどまらず、まちは総合的に機能すべきものである」、「交流人口増加も重要だが、定住者の生活利便性向上も必要」等、まちの将来を見据えた総合的な取組みが求められている。

《公共交通関係》

- ・「パークアンドライドの実現は必要」、「市中心部にハブ機能を持つターミナルが必要」等、中心市街地における円滑で利便性向上に資する公共交通施策が求められている。

《歩行者動線関係》

- ・「まちなかトイレの充実、分かりやすい案内板の設置は必要」、「道路沿線の建物の連続性確保が必要」等、楽しく安心して回遊できるための歩行者環境の実現が求められている。

《土地利用・拠点施設関係》

- ・「市役所から県庁に至る国道 34 号沿線の活性化が必要」、「県庁舎跡地活用については、浜町商店街への人の流れの配慮が必要」等、社会情勢の変化に伴う活力の低下を防ぎ、古くから親しまれてきたまちの賑わいの維持・向上が求められている。

《観光誘客・商業関係》

- ・「観光客を呼び込むための情報発信は重要」、「食に力を入れるべき」等、長崎市のもつ魅力のさらなる開発、情報発信が求められている。

③都市再生総合整備事業整備計画策定に伴う経済界との意見交換会

実施期間：平成 25 年 10 月 21 日

対象者：地元経済団体、銀行、地元企業役員等

【意見の要約】

《公共交通関係》

- ・「駅周辺の整備における公共交通機関の運行ルートの見直しが必要」、「県庁跡地へのバス駐車場整備、自家用車利用の観光客に分かりやすい駐車場整備が必要」等、中心市街地の再整備に伴う交通利便性の向上が求められている。

《土地利用・拠点施設関係》

- ・「マンションの低層階を店舗にする等賑わい創出のための誘導策が必要」、「県庁舎・市庁舎跡地の活用は、拠点施設の配置の有り方を検討し、必要な機能を整備するべき」等、ソフト・ハード両面での中心市街地の活力の維持・向上策が必要とされている。

《観光誘客・商業関係》

- ・「観光宿泊客増加のため、施設の耐震化支援が必要」等、観光誘客のための直接的

施策のみならず、受け皿の整備の必要性が求められている。

④都市再生総合整備事業整備計画策定に伴う関係自治会からの意見聴取

聴取方法：自治会への郵送または自治会への説明会

対象区域：整備計画エリア内自治会

1) 長崎駅周辺エリア整備計画（平成24年度）

実施期間：平成24年12月18日～平成25年1月7日

2) まちなかエリア・中央エリア整備計画（平成25年度）

実施期間：平成25年12月26日～平成26年1月24日

【意見の要約】

《公共交通関係》

- ・「路面電車電停の早急なバリアフリー化は必要」等、高齢者・交通弱者等への利便性向上が求められている。

《土地利用・拠点施設関係》

- ・「市街地再開発事業への行政支援は必要」、「県庁舎・市庁舎跡地の有効利用は重要」等、中心市街地の既存ストックの有効な利活用が求められている。

《観光誘客・商業関係》

- ・「点在する観光施設を生かした地域活性化策が必要」等、長崎市の持つ歴史的・文化的資産の魅力を顕在化させ、交流人口の増加等による賑わいの創出が求められている。

⑤まちぶらプロジェクト推進に伴う関係自治会との意見交換会

対象者：まちなかエリア内自治会

実施期間：平成24年度から定期的に実施中

【意見の要約】

《目標理念関係》

- ・「ランドデザイン的なものを示してほしい」、「10年後のまちの姿が見えないと方向性を見いだせない」等、まちの将来がわかりやすく示した計画が求められている。
- ・「定住人口が増えれば活性化につながる」、「だれもが住みたくなるまちを目指さないといけない」等、総合的な取組みが求められている。

《公共交通関係》

- ・「子供を連れた買い物客や高齢者の方のために、電停のバリアフリー化を早急に進めなければならない」等、高齢者・交通弱者等への利便性の向上が求められている。
- ・「観光客が停めやすい駐車場がない」、「駐車場があれば、人も集まってくる」等、中心市街地の再整備に伴う交通利便性の向上が求められている。

《歩行者動線関係》

- ・「公衆便所が汚くて利用できない」、「高齢者などが安心して利用できるトイレが必要」等、誰もが安心して、気軽に利用できるトイレの環境整備が求められている。
- ・「歩道が歩きにくく、観光客が車道を歩いている」、「周辺施設間の回遊性が重要で

ある」等、歩行者が安全・安心に回遊できる環境整備が求められている。

《土地利用・拠点施設関係》

- ・「イベントができる広場がほしい」、「人が集まり、くつろげるような広場が必要」等、賑わいを創出できる広場の整備が求められている。
- ・「もっとみんなが利用できる休憩所が必要」、「休む場所を用意するとそこで休み、会話を楽しむ」等、休憩や語らいの場所を提供できる空間の確保が求められている。

《観光誘客・商業関係》

- ・「観光客に分かりやすい観光インフォメーションが必要」、「観光客の誘導、おもてなしをしなければならない」等、観光に訪れた方が楽しく回遊できるような誘導案内やサインの整備が求められている。
- ・「地域の活性化には、商店街の活性化が必要」、「高齢化等の将来を考えて、地域の商店街を守るべき」等、地域の商店街の活性化に向けた支援が求められている。
- ・「商業施設の維持管理に多額の費用が生じている、再整備を検討する必要がある」、「ソフト面を中心に取り組んできたが、今後は再開発も意識しながら取り組まないといけない」等、地域の活性化に再開発の必要性を感じており、再開発に向けた支援が求められている。
- ・「歴史の史跡を活用した観光が賑わいをつくる」、「洋館をもっと活用した方が良い」、「長崎の魅力が活かされていない」等、より歴史・文化に培われた資源を活かした観光施策の必要性が求められている。

⑥まちぶらプロジェクト推進に伴う市議会（まちなか整備対策特別委員会）からの意見
実施期間：平成 25 年 4 月～平成 26 年 1 月

【主な提言】

《歩行者動線関係》

- ・都市計画道路の未着手部分の決着
- ・民間トイレの活用及びオストメイトにも対応した多目的トイレの適正配置
- ・電線類地中化事業の推進
- ・長崎駅からの誘導路の整備
- ・花のあるまちづくり等のソフト事業の推進
- ・回遊路や休憩スペースの整備

《土地利用・拠点施設関係》

- ・銅座川の暗渠の開渠化
- ・再開発事業の推進
- ・まちなみの整備や町家などの歴史的建造物の保全・活用

《観光誘客・商業関係》

- ・地域イベントの育成や朝市等の実施
- ・唐人屋敷顕在化事業の推進
- ・シーボルト記念館や洋館等の既存施設の拠点としての活用
- ・世界遺産との連携

⑦まちぶらプロジェクト推進に伴う商工会議所との意見交換会

実施期間：平成24年度から定期的に実施中

【意見の要約】

《目標理念関係》

・「交流人口や定住人口を増やすことが重要」、「生活者がまちなかへ流れるような仕組みが必要」等、総合的な取組みが求められている。

《公共交通関係》

・「長崎駅や松が枝港から、どうやって人を引き込むかのアクセスが大事」、「駅前からの交通計画が重要」等、交通ネットワークの充実と利便性の向上が求められている。

《歩行者動線関係》

・「歩きやすいまちには、車とのバランスが大事、車環境の整備が必要」、「町や通りで長崎らしさを感じられるようにした方が良い」等、歩行者が回遊を楽しめる環境整備が求められている。

・「歩いて楽しむためにはトイレが重要」、「トイレの数が少ない」等、気軽に安心してできるトイレの環境の整備が求められている。

《観光誘客・商業関係》

・「モバイル化を意識しながら、情報の提供を行うなど、ソフト化の充実を図ることも必要」等、インターネット等を活用した情報発信が求められている。

[5] 中心市街地の課題

長崎市の中心市街地は、古くからの歴史や文化を有する地区であるとともに、様々な都市機能が集積する地区である。しかし近年は、社会情勢の変化に伴う市街地の拡大・外延化、人口の空洞化、産業構造の転換に伴う基幹産業の低迷等により、都市の活力が低下している。

旧中心市街地活性化基本計画は、その中に位置付けられた個別のハード事業は中心市街地の活性化に一定の効果があったものの、官民連携の不足等から、ハード事業とソフト事業との総合的な取組みは不十分であり、事業実施による相乗効果が得られるまでには至っていない状況である。

旧中心市街地活性化基本計画の取組みについては、平成18年度に実施した「市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業」により、各分野の専門家から事業の優先順位や、地元の推進体制のあり方等について診断・助言を受けた。

また、今回の中心市街地活性化基本計画策定にあたり、旧中心市街地活性化基本計画の内容や効果の検証、統計データ等の分析、市民ニーズ把握に関する市民意識調査、パブリックコメント等により課題を抽出した。このような状況を踏まえ、中心市街地活性化の課題を次のように整理する。

1. 多様な地区の特色を持つ長崎の魅力の表出不足

長崎市は、世界に開かれた唯一の窓口としての歴史と、それに培われた多彩な文化を有しているが、これらの魅力をまちづくりに十分生かしきれていなかった。今後は、これら地域の資源を磨き、顕在化させ、まちの魅力を向上させることが必要とされている。

2. 民間事業者や地元住民等地域との連携不足

中心市街地においては、現在、市街地再開発事業に向けた検討やまちづくり構想策定事業等の動きが活発化しているが、これまでは官民の連携が十分とは言えなかった。今後は、このような民間の動きと連携した取組みが重要である。

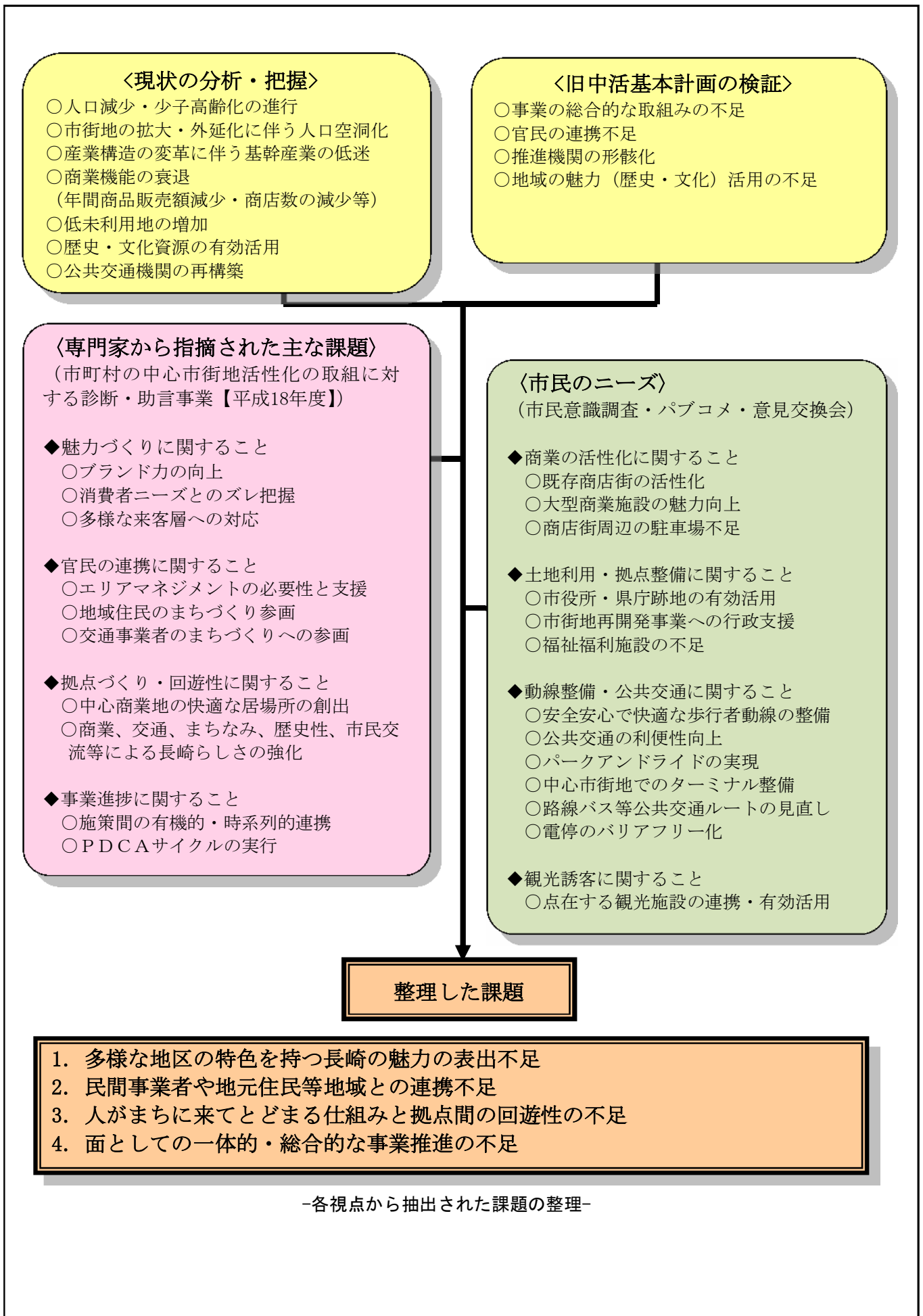
3. 人がまちに来てとどまる仕組みと拠点間の回遊性の不足

社会情勢の変化や大型商業施設の郊外立地等により中心市街地は活力を失っており、まちの魅力の低下が懸念されている。今後は、核となる商業施設の整備拡充、快適な歩行空間の整備等魅力ある拠点整備と快適な回遊性確保を図る必要がある。

4. 面としての一体的・総合的な事業推進の不足

中心市街地におけるこれまでの取組みは、事業間相互の関連性が希薄で、相乗効果が小さかった。今後は、長崎駅、松が枝地区周辺の整備が進む中、交流人口の拡大、中心市街地全体の活性化に向け、総合的かつ一体的な事業推進が重要である。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針



[6] 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

■基本方針の考え方

長崎市では、人口減少や少子高齢化が急速に進み社会情勢が大きく変化する中、中心市街地においては、大型商業施設の郊外立地等もあいまって、活力の低下や、賑わいの衰退が深刻化している。

このような状況から脱却するため、交流人口を拡大するとともに、長崎市の経済活力を効果的・効率的に増進させる施策を実施することで、中心市街地の活性化を図ることとする。

これを実現するためには、長崎特有の歴史と文化を活かし、魅力と活力のあるまちづくりを推進する必要がある。これまでに整理した課題等を踏まえ、活性化に向けたテーマ、3つの基本方針を掲げる。

◎活性化に向けたテーマ

長崎特有の歴史と文化を活かした、魅力と活力のあるまちづくり

■基本方針

基本方針1 集客拠点間の回遊による賑わいの創出

・九州新幹線西九州ルートの開業やJR長崎駅周辺の再整備、松が枝国際観光船ふ頭の整備拡充、中心商業地内での市街地再開発事業の完成により交流人口を拡大し、あわせて、長崎市が進めている、中心市街地の魅力を顕在化させる取組みである「まちぶらプロジェクト」を推進するとともに、JR長崎駅周辺、出島周辺、浜町地区などの中心商業地間を結ぶ公共交通機関の利便性や歩行者空間の改善を図ることで、増加する交流人口を確実に中心市街地に呼び込み、また、居住者・来街者の回遊を促すことで、まちなかのにぎわいを創出する。

基本方針2 魅力と活力のある商業環境の形成

・消費者ニーズの多様化や郊外部への大型商業施設立地等に対応し、中心市街地の賑わいと活力の向上を図るため、商業活性化の担い手である地域住民や商業者等の主体的な取組みを支援し、既存商店街や個店の魅力創出、ブランド力の向上等を図る。また、核となる商業施設については、市街地再開発事業を含むエリアマネジメントを行うことでエリアとして集客力を高めることにより、一体的な商業の活性化を図る。

基本方針3 歴史と文化による個性あるまちづくりの推進

・2つの世界遺産登録や出島復元整備と表門橋架橋、唐人屋敷跡の顕在化、世界新三大夜景への認定を契機とした夜型観光の取組みなどで長崎特有の個性を際立たせ、また、長崎独特の歴史・文化・食などの資源を活かして、長崎でしか味わえない観光の魅力を提供することにより交流人口の拡大を図る。

2. 中心市街地の位置及び区域

〔1〕位置

位置設定の考え方

長崎市は、東アジアに近い九州の西端、長崎県の南部に位置し、古くから、その地理的な利点と豊かな海と港を活かして海外の国々との交流を行い、独自の発展を遂げてきた。

中でも市街地は、元亀2年（1571年）の海外貿易港としての開港時に内町6町が建設されたことに由来し、港と斜面地に囲まれた南北に細長いわずかな平坦部に位置するが、その果たす機能は、長崎市が発展してきた地理的特性を背景に、行政界を大きく超えて効果をもたらしており、県都として行政・業務機能をはじめ、西九州最大を誇る商業地、多彩な歴史に培われた文化資源等などが集積している。

このように、歴史的な文化や伝統を色濃く残し、歴史及び文化資産、商業、業務、行政、交通などの都市機能が集積し、現在もなお長崎経済のエンジンとしての役割を果たしていると位置づけられる市街地のうち、区域を定めて中心市街地の活性化を図ろうとするものである。

(位置図)



[2] 区域

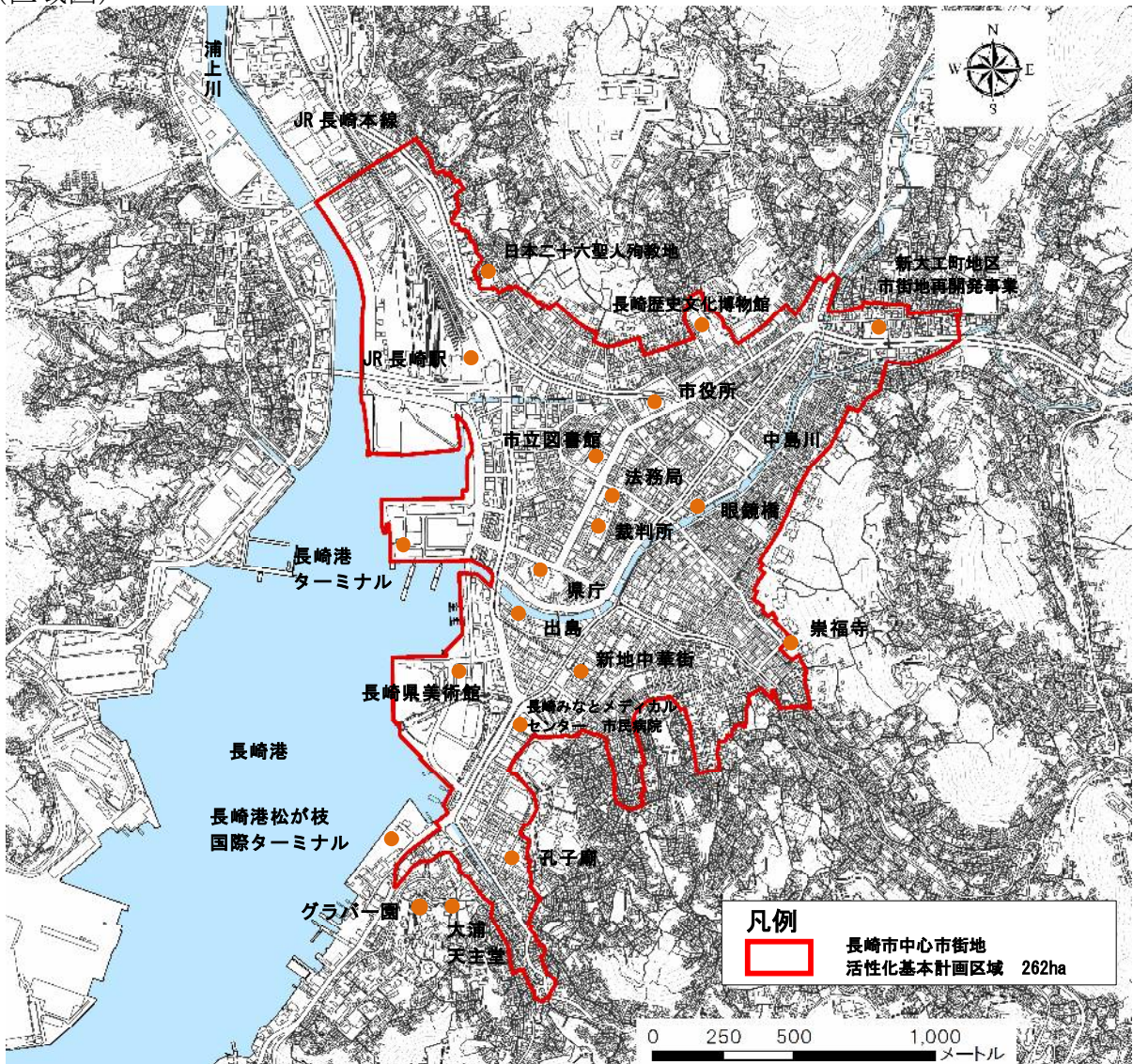
区域設定の考え方

中心市街地活性化基本計画の区域は、より効果的な整備を図ることにより、早期に活性化を発現させることが求められていることから、小売業者や都市機能が集中する中心市街地のうち、特に長崎経済のエンジンとしての役割を果たしている区域（262ha）とする。

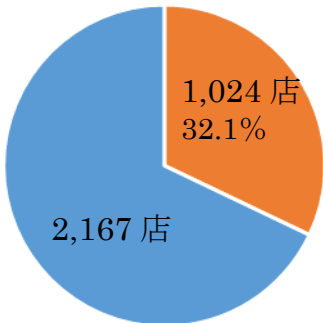
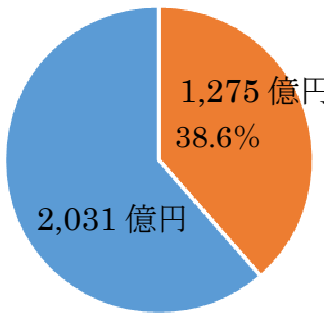
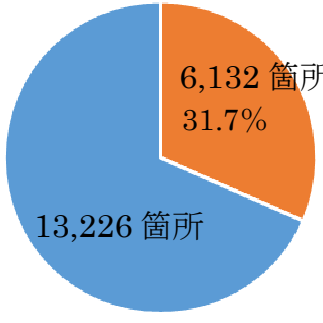
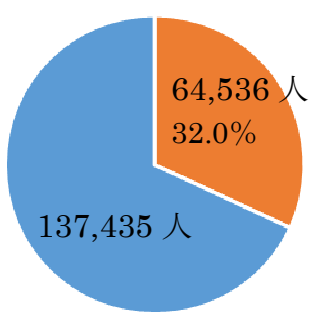
（長崎市の面積 40,651ha、中心市街地 262ha、長崎市全体の面積に対する計画区域の割合 約0.6%）

- ・ 都市の玄関口である「長崎駅」と「長崎港」、行政機能と業務機能が集積する「市役所通り」、新大工地区から浜町を経て、中華街や旧居留地に至る「まちなか軸」を中心として、様々な都市機能と地域資源、人的資源が集中するエリアを含む。
- ・ 浜町周辺や新大工町周辺など主要な商店街において、そのエリア一体の拠点となる市街地再開発事業などの取り組みが検討されているエリアを含む。
- ・ 九州新幹線西九州ルート建設とともに進めている長崎駅周辺整備事業により、長崎の陸の玄関口として都市基盤施設の整備が進められているエリアを含む。
- ・ 開港以来、海外に開かれ交易・文化の窓口として重要な役割を果たした「出島」や「唐人屋敷跡」をはじめ「旧居留地」や「寺町」など歴史的な文化や伝統を色濃く残すエリアを含む。

(区域図)



[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要件	説明
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>(1) 長崎市の商業・業務機能が集積している。</p> <p>長崎市面積（40,651ha）の0.6%を占める中心市街地内には、長崎市の小売商店の32.1%が立地し、小売業年間販売額でも市全体の38.6%を占めている。また、事業所数の31.7%、従業者数の32.0%がこの地域で従事している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>1,024 店 32.1%</p> <p>2,167 店</p> <p>■ 中心市街地 ■ 中心市街地以外</p> <p>-小売商店数-</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>1,275 億円 38.6%</p> <p>2,031 億円</p> <p>■ 中心市街地 ■ 中心市街地以外</p> <p>-小売業年間販売額-</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>6,132 箇所 31.7%</p> <p>13,226 箇所</p> <p>■ 中心市街地 ■ 中心市街地以外</p> <p>-事業所数-</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>64,536 人 32.0%</p> <p>137,435 人</p> <p>■ 中心市街地 ■ 中心市街地以外</p> <p>-従業者数-</p> </div> </div> <p style="text-align: right;">(平成24年経済センサス)</p>

2. 中心市街地の位置及び区域

(2) 長崎市の大型商業施設が集積している。

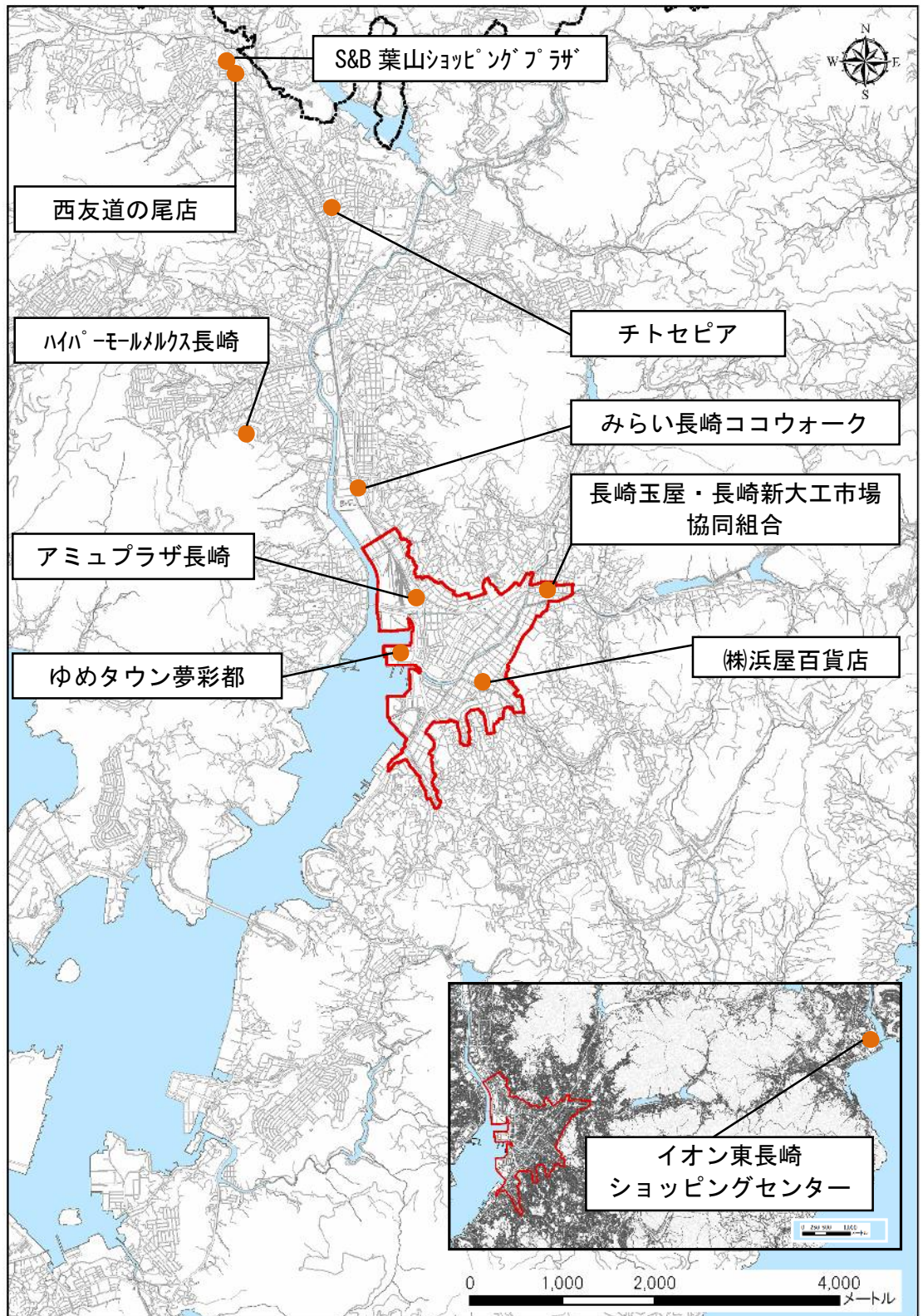
長崎市で店舗面積が1万㎡を越える大型商業施設は10店舗あり、うち中心市街地には4店舗が立地している。さらに、この4店舗のうち15,000㎡を超える上位3店舗が中心市街地に集積している。

-長崎市内の大型商業施設（店舗面積1万㎡以上）-

名 称	店舗面積	区域内外
ゆめタウン夢彩都	31,926 ㎡	区域内
アミュプラザ長崎	19,772 ㎡	区域内
(株)浜屋百貨店	16,764 ㎡	区域内
S & B 葉山ショッピングプラザ	14,729 ㎡	区域外
チトセピア	14,560 ㎡	区域外
みらい長崎ココウォーク	11,300 ㎡	区域外
長崎玉屋・長崎新大工市場協同組合	10,482 ㎡	区域内
イオン東長崎ショッピングセンター	10,210 ㎡	区域外
ハイパーモールメルクス長崎	10,092 ㎡	区域外
西友道の尾店	10,039 ㎡	区域外

(「大規模小売店舗立地法」による届出より)

2. 中心市街地の位置及び区域



-大型商業施設（店舗面積1万㎡以上）分布図-

2. 中心市街地の位置及び区域

(3) 長崎市の多様な都市機能が集積している。

中心市街地内には、官公庁、公共・公益施設、交通拠点など、本市の中心的な役割を担う多様な都市機能が集積している。

-計画区域内の主な官公庁-

長崎市役所	長崎県庁	長崎県警察本部
長崎警察署	長崎地方検察庁	長崎地方法務局
長崎地方裁判所	長崎家庭裁判所	長崎税関
長崎財務事務所	長崎労働局	長崎県税事務所
長崎南社会保険事務所	長崎中央消防署	

-計画区域内の主な公共・公益施設-

長崎市民会館	長崎市公会堂	長崎市立図書館
長崎県立図書館	メルカつきまち	長崎水辺の森公園
長崎みなとメディカルセンター市民病院		

-計画区域内の主な交通結節点-

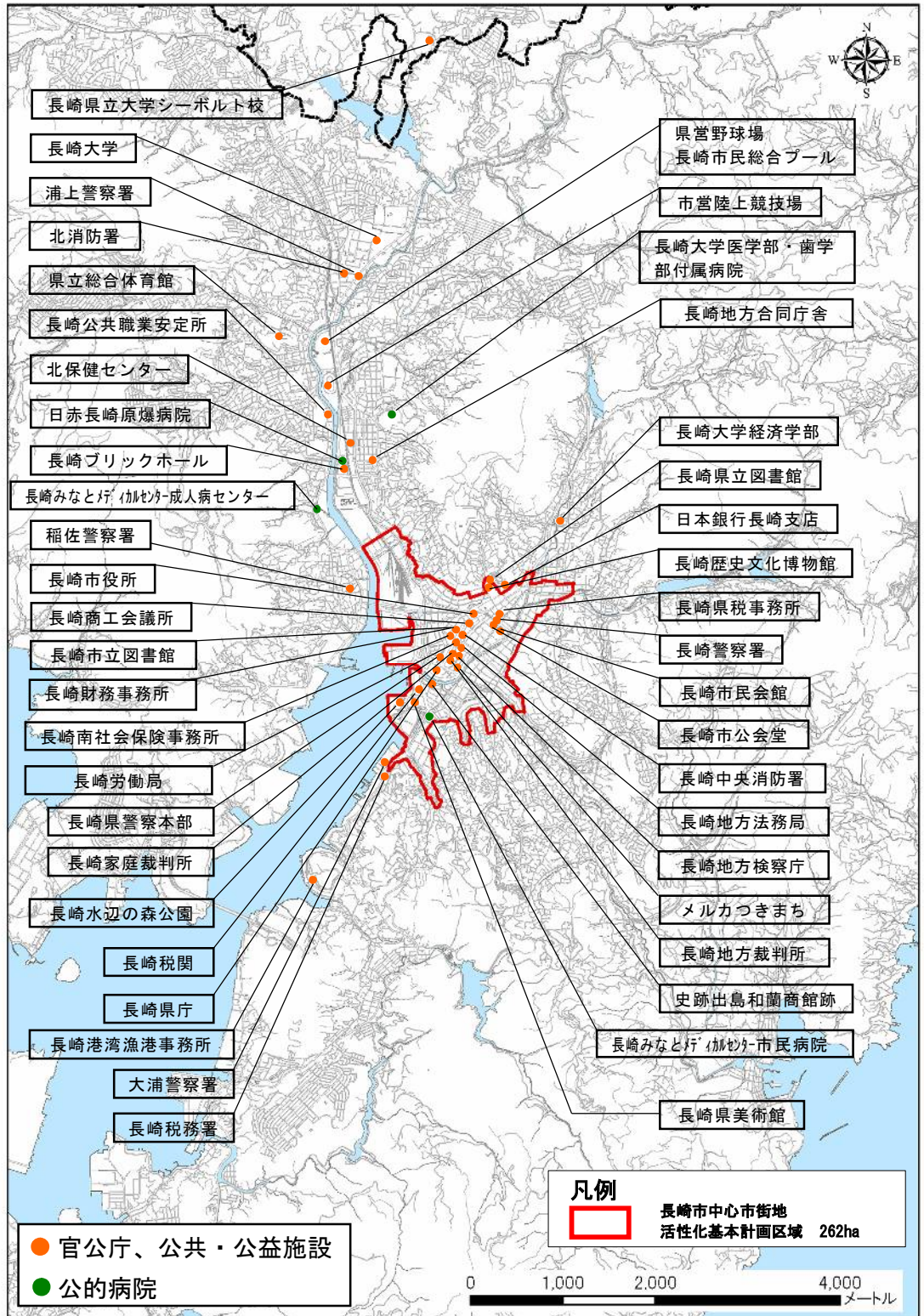
長崎県営バスターミナル	長崎バス新地ターミナル	J R 長崎駅
長崎港ターミナル	長崎港松が枝国際ターミナル	

また、中心市街地内には、出島、丸山、新地中華街、唐人屋敷、眼鏡橋に代表される石橋群など様々な歴史・文化的資産が中心市街地内に存在し、数多くの観光客が来街している。

-計画区域内の主な歴史・文化施設-

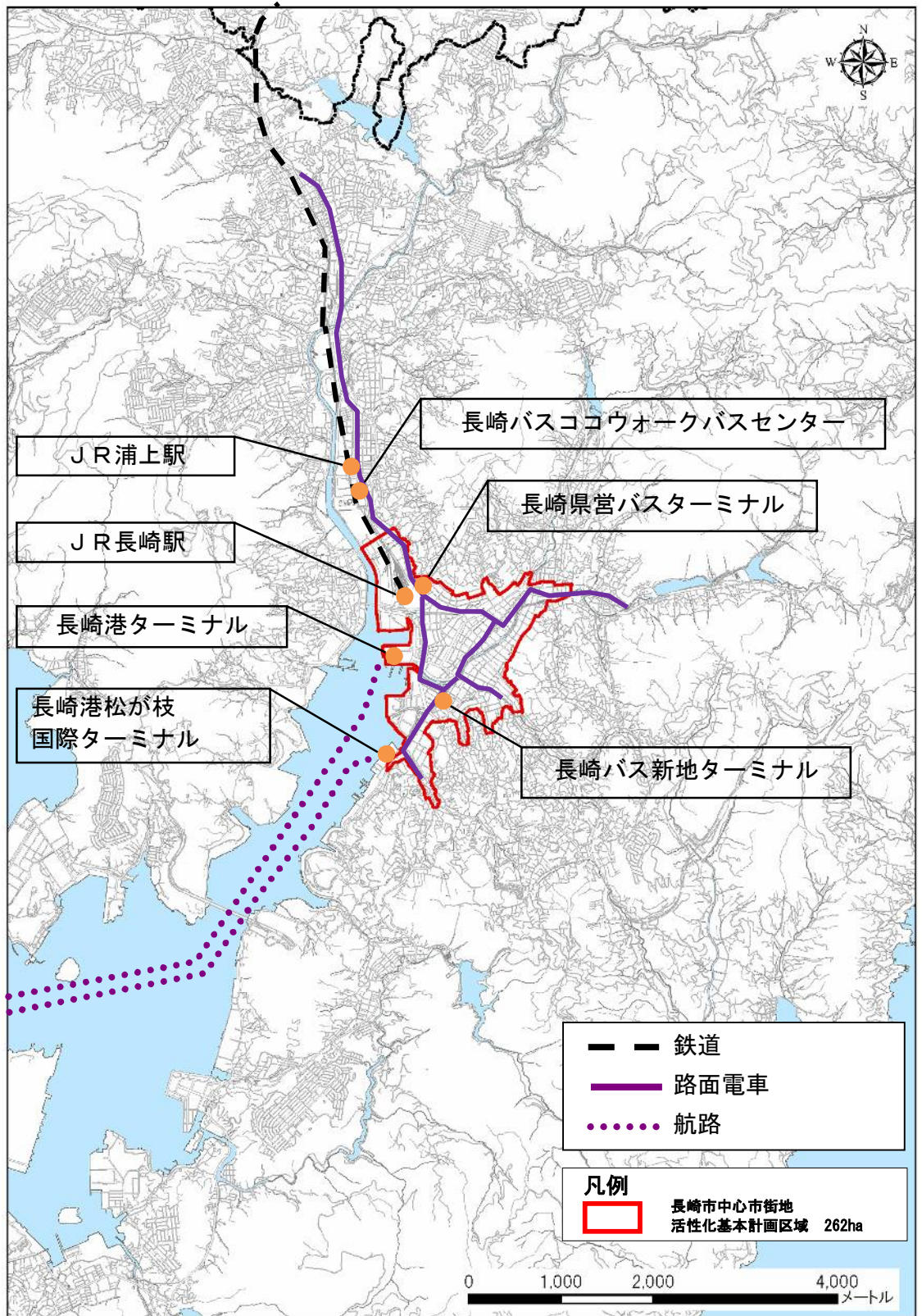
長崎県美術館	長崎歴史文化博物館 (長崎奉行所立山役所跡)	長崎海軍伝習所跡 (長崎奉行所西役所跡)
史跡出島和蘭商館跡	中島川石橋群	眼鏡橋
中の茶屋	長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館	孔子廟 中国歴代博物館
サント・ドミンゴ教会跡資料館	長崎市べっ甲工芸館 (旧長崎税関下り松派出所)	唐人屋敷跡
旧長崎英国領事館	史跡料亭花月	

2. 中心市街地の位置及び区域



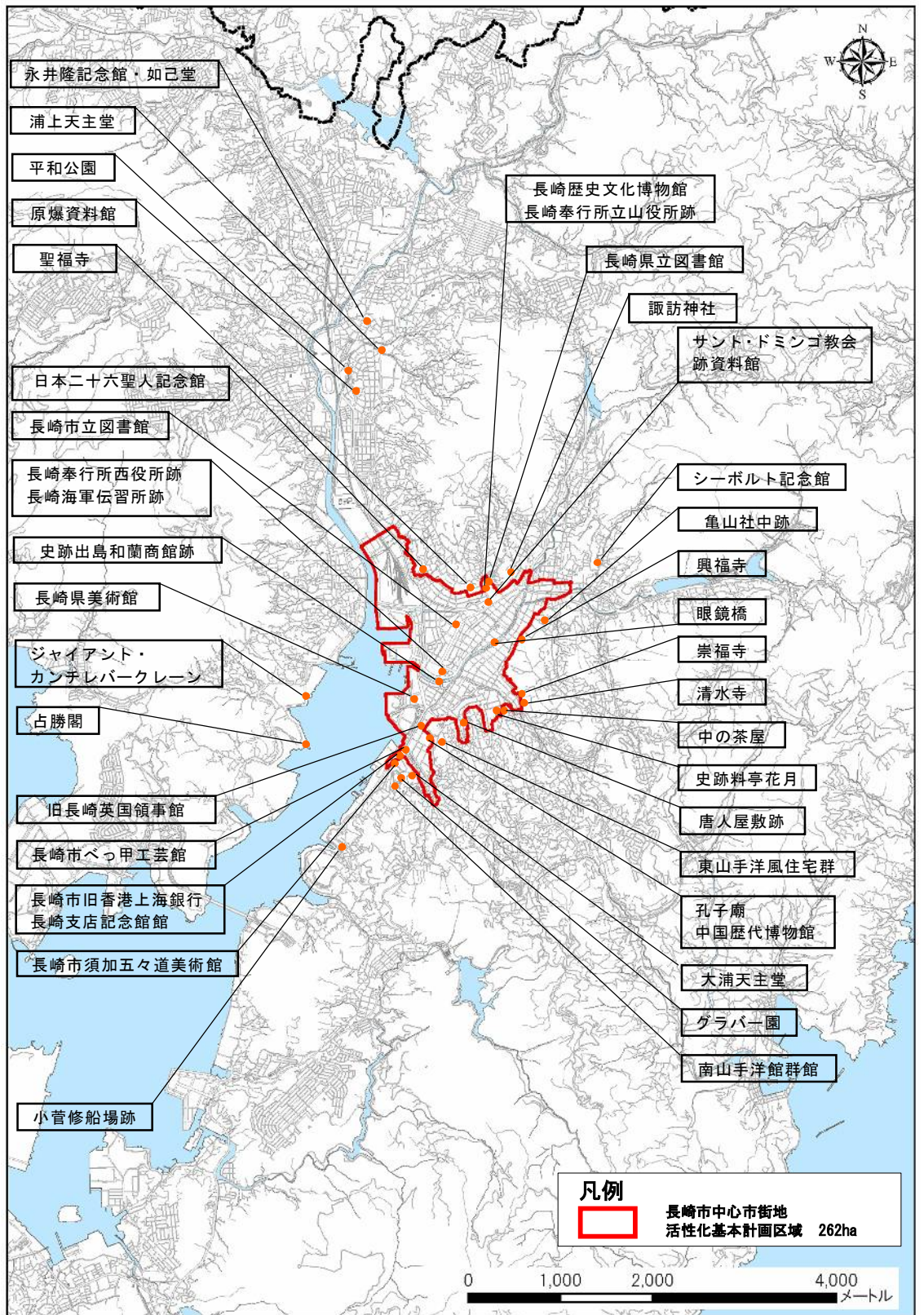
-官公庁、公共・公益施設、公的病院分布図-

2. 中心市街地の位置及び区域



-交通機能分布図-

2. 中心市街地の位置及び区域



-主な歴史・文化施設分布図-

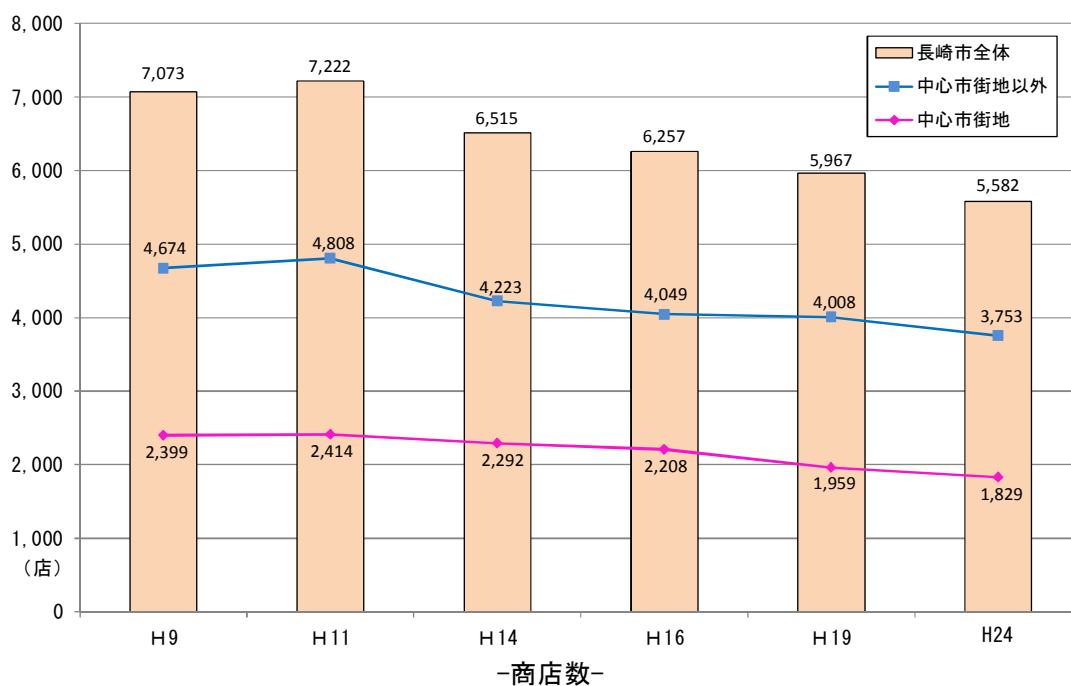
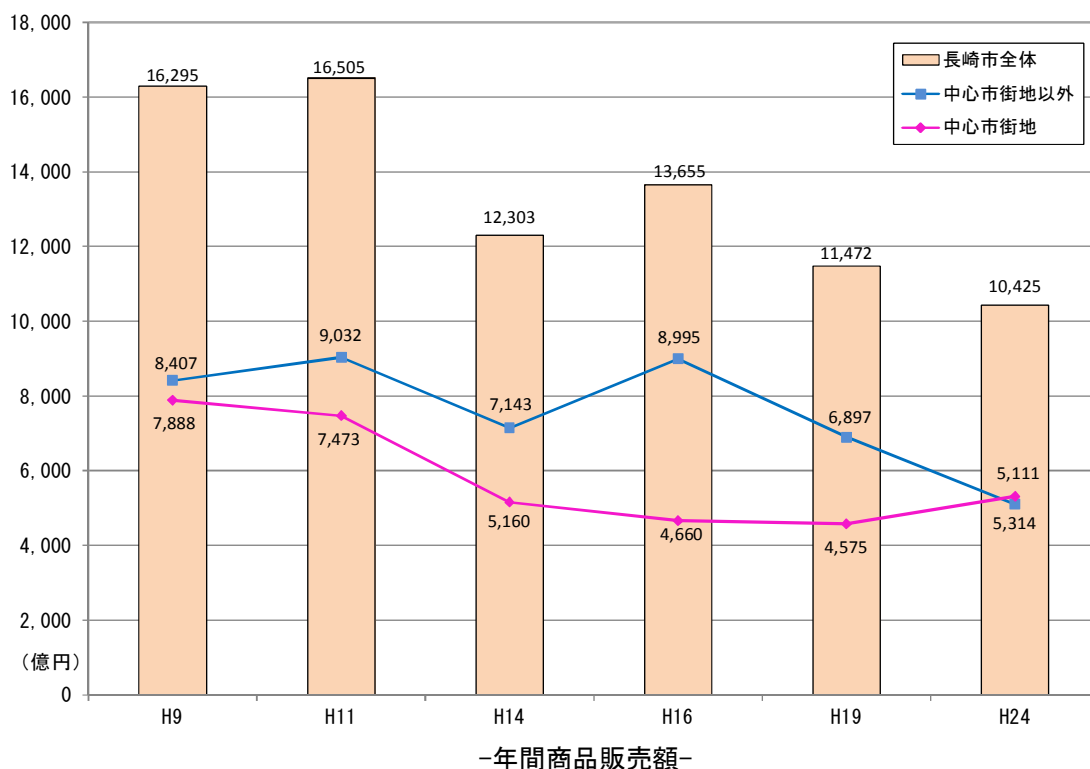
2. 中心市街地の位置及び区域

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

(1) 年間商品販売額、商店数が減少している。

中心市街地の年間商品販売額（卸売含む）は平成19年から平成24年にかけて若干増加しているが、平成9年と平成24年を比較すると32.6%減少している。商店数は、平成12年に長崎最大級の2つの大型商業施設が開店したこともあり、減少傾向が継続している。

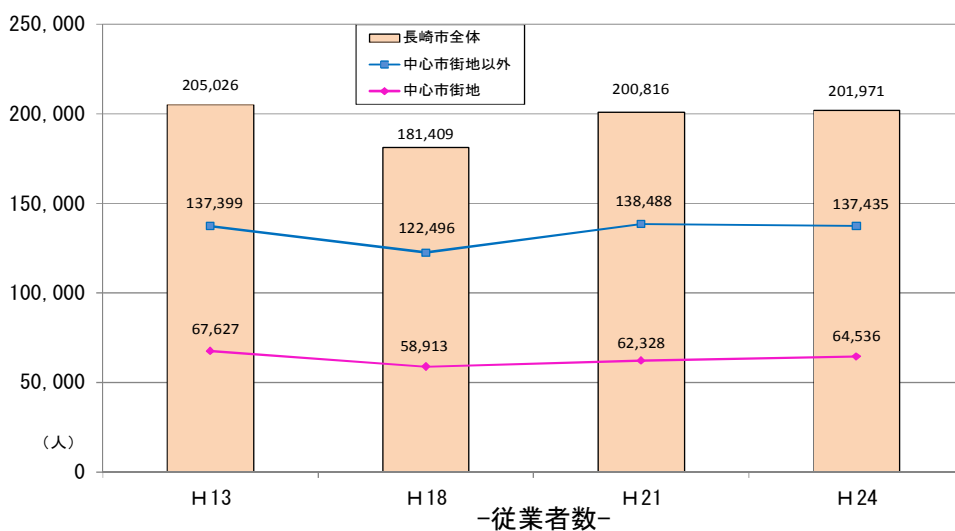
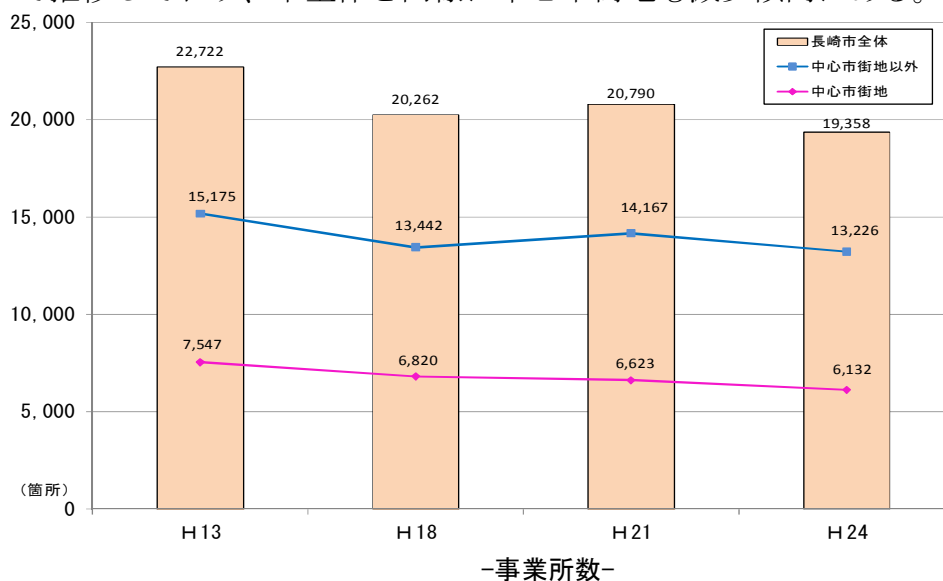


(商業統計、経済センサス)

2. 中心市街地の位置及び区域

(2) 事業所数・従業者数が減少している。

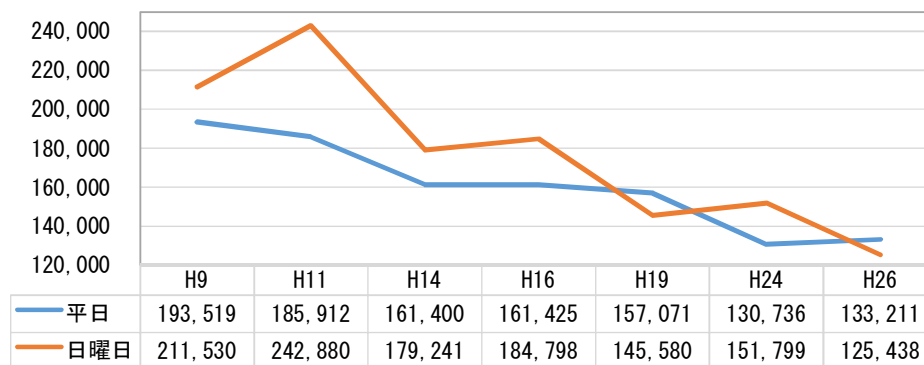
市全体における中心市街地が占める事業所数、従業者数の割合は約3割で推移しており、市全体と同様に中心市街地も減少傾向にある。



(事業所・企業統計、経済センサス)

(3) 歩行者通行量が減少している。

中心市街地の歩行者通行量は、年度によって多少増減を繰り返しながらも、平日、休日とも減少傾向が続いている。

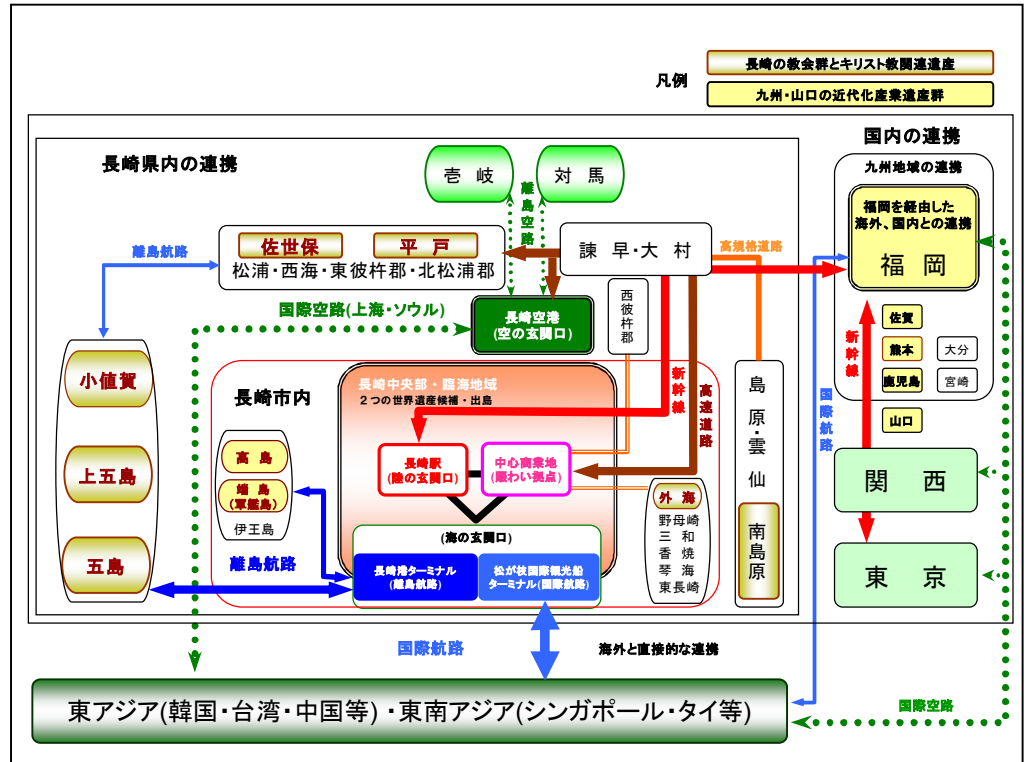


(長崎商工会議所)

-中心市街地の歩行者通行量推移-

第3号要件
 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

中心市街地の位置づけ及び活性化の取組みは、次に示す上位計画と整合しており、高次都市機能が集積する長崎市において、既存の都市機能のストックや交通結節機能などを活かして、中心市街地の活性化を図ることは、本市及び周辺市町の発展に有効かつ適切である。



-県内・国内外拠点や機関との連携図資料-

(都市・居住環境整備基本計画より)

(1) 都市計画区域マスタープラン (長崎県決定) との整合

平成16年5月に決定した都市計画区域マスタープランでは、「高次かつ多様な都市機能が集積し、全県を牽引する都市づくり」を基本理念のひとつに掲げ、長崎都心地区の市街地像を次のように示している。

本県の商業・業務活動の中核を担う地区であり、出島、オランダ坂、グラバ一園などの全国的に知名度の高い観光資源を有するとともに、長崎港臨海部では、本県を代表する基幹産業である造船関連企業が集積している地区でもある。

JR長崎駅周辺地区や長崎港内港部の再整備、新幹線や高速道路などの広域的な交通体系の整備拡充により、国際的な観光・文化交流の拠点として、利便性と快適性を備えた魅力あるまちなみの形成を図る。

また、都市部の中でも東山手・南山手地区や中島川・寺町地区などの重要地区を中心に、歴史や異国情緒を備えたまちなみの維持・充実を図る。

(2) 長崎市第四次総合計画との整合

平成19年2月に改訂した長崎市第四次総合計画では、各基本施策において、基本方針を次のように掲げている。

※中心市街地活性化に関するものを抜粋

○基本施策「景観、まちなみ、自然を活かし、まちの質を高めます」において、次の基本方針を掲げている。

- ・まちなかの歴史的・文化的資産を安全・安心に回遊できるルート整備を行うことにより、歴史や文化を実感し、人々が集い賑わうまちなかをめざします。

○基本施策「地域内の経済循環を促します」において、次の基本方針を掲げている。

- ・商店街や個店の魅力を磨き、賑わいの創出に努めるとともに、来街者の満足度を高める取組みを協働で進めます。
- ・国内外の観光客に、市内の商店街で買物をさせていただき取組みを支援します。

○基本施策「暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します」において、次の基本方針を掲げている。

- ・都市機能が集積し、利便性が高いまちなかにおいて、住環境整備を推進します。
- ・既成市街地で不足する都市基盤施設を整備し、住環境の改善を図ります。
- ・地域にあったコンパクトな市街地に誘導するとともに、良好な住環境や自然環境の保全を図ります。
- ・超高齢社会に対応するため、人にやさしいまちづくりを進めます。

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

中心市街地活性化の3つの基本方針に基づき、目標を以下のように整理する。

(基本方針1)

集客拠点間の回遊による賑わいの創出



(目標1)

まちなかのにぎわいの創出

九州新幹線西九州ルート建設やJR長崎駅周辺の再整備、松が枝国際観光船ふ頭の整備拡充、中心商業地内での市街地再開発事業の完成により交流人口を拡大し、あわせて、長崎市が進めている、中心市街地の魅力を顕在化させる取り組みである「まちぶらプロジェクト」の推進、長崎駅周辺、出島周辺、浜町などの中心商業地間を結ぶ公共交通機関の利便性や歩行者空間の改善を図ることで、増加する交流人口を確実に中心市街地に呼び込み、また、居住者・来街者の回遊を促すことで、まちなかのにぎわいを創出する。

(基本方針2)

魅力と活力のある商業環境の形成



(目標2)

商業の活性化

消費者ニーズの多様化や郊外部への大型商業施設立地等に対応し、中心市街地の賑わいと活力の向上を図るため、商業活性化の担い手である地域住民や事業者等の主体的な取り組みを支援し、既存商店街や個店の魅力創出、ブランド力の向上等を図る。また、核となる商業施設については、市街地再開発事業を含むエリアマネジメントを行うことでエリアとして集客力を高めることにより、一体的な商業の活性化を図る。

(基本方針3)

歴史と文化による個性あるまちづくりの推進



(目標3)

交流人口の拡大

2つの世界遺産登録や出島復元整備と表門橋架橋、唐人屋敷跡の顕在化、世界新三大夜景への認定を契機とした夜型観光の取組などで長崎特有の個性を際立たせ、また、長崎独特の歴史・文化・食などの資源を活かして、長崎でしか味わえない観光の魅力を提供することにより交流人口の拡大を図る。

〔2〕計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、中心市街地内で行われる各種事業による効果の発現を考慮し、平成27年4月から令和2年3月までの5年間とする。

〔3〕中心市街地活性化の数値目標の設定

本計画で設定した中心市街地活性化の3つの目標の達成状況を的確に把握するとともに、定期的なフォローアップが可能な指標であることを前提に、以下のように数値目標を設定し、目標の達成状況を進行管理する。

〔目標1〕まちなかのにぎわいの創出

まちぶらプロジェクトを推進し、長崎駅周辺、出島周辺、浜町などの中心商業地間を結ぶ歩行者空間の改善及び公共交通機関の利便性向上を図ることで、新幹線開業や松が枝国際観光ふ頭整備等により増加する交流人口を確実に中心市街地に呼び込み、居住者、来街者の回遊を促すことに繋がることから、目標1の指標を、賑わいを測定する指標であるとともに交流する人を定量的に計る指標であり、経年的な蓄積データのある「中心市街地の歩行者通行量（平日・休日）」とする。

①1日当たりの歩行者通行量（16地点の合計）

平成26年度		平成31年度
133,211人（平日）	⇒	140,100人（平日）
125,438人（休日）	⇒	131,700人（休日）

〔目標2〕商業の活性化

まちぶらプロジェクトや商店街への人の集中を促す各種ハード・ソフト事業の施策の実施は、中心市街地の活力の向上を図るものであり、目標1及び目標3で掲げる数値目標の達成と併せて経済活力の向上に繋がることから、目標2の指標を、活性化の状況を最も直感的に理解しやすく、かつ商業統計調査等により定期的なフォローアップが可能である中心市街地の「小売業年間商品販売額」とする。

②小売業年間商品販売額

平成26年		平成31年
1,537億円	⇒	1,570億円

(目標3) 交流人口の拡大

2つの世界遺産登録の取り組みや出島表門橋の架橋、出島和蘭商館跡復元事業、唐人屋敷顕在化事業等の施策の実施によって、歴史や文化、夜景、食など長崎ならではの資源を活用した長崎でしか味わえない観光の魅力を提供することから、目標3の指標を、観光客の来街頻度を定量的に計る指標であり、経年的な蓄積データのある中心市街地の「主要観光施設入場者数」とする。

③主要観光施設入場者数

平成25年度		平成31年度
857,898人	⇒	931,400人

[4] 具体的な数値目標の設定根拠

(1) (目標1)「まちなかのにぎわいの創出」に関する数値目標

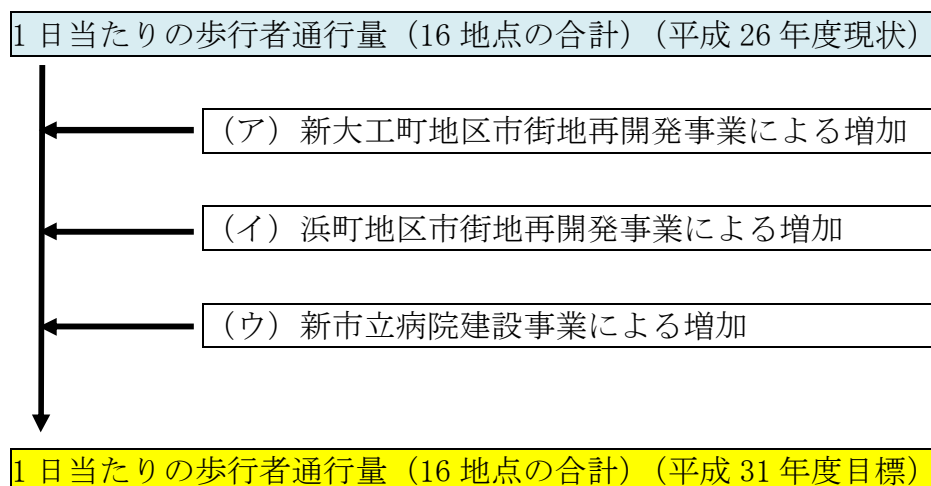
1) 数値目標の設定の考え方

指標である歩行者通行量は、毎年7月上旬の平日、休日に長崎商工会議所が実施している市内商店街区域等23箇所の歩行者通行量のうち、中心市街地活性化基本計画区域内の16地点の合計値を使用する。

「にぎわいの創出」を実現するために、まちぶらプロジェクトを推進し、長崎駅周辺、出島周辺、浜町などの中心商業地間を結ぶ歩行者空間の改善及び公共交通機関の利便性向上を図ることで、居住者、来街者の回遊を促し、新幹線開業等により増加する交流人口を確実に中心市街地に呼び込むことに繋げることとし、平成26年度の歩行者通行量の基準値から約5%増加させることを目標とする。

指標名		基準値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)
1日当たりの歩行者通行量 (16地点の合計)	平日	133,211人	<u>140,100人 (+約6,900人)</u>
	休日	125,438人	<u>131,700人 (+約6,300人)</u>

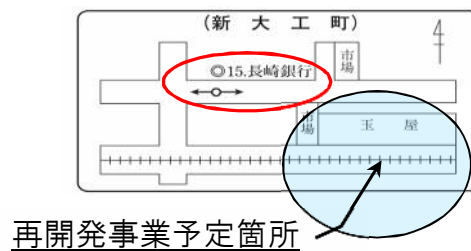
数値目標の設定におけるフローを以下に示す。



2) 数値目標の設定の根拠

(ア) 新大工町地区市街地再開発事業による歩行者通行量の増加

長崎市における平成13年完了の新大工地区市街地再開発事業後の近接調査地点での歩行者通行量の変化を参考に、新大工町地区市街地再開発事業施行箇所と近接している新大工町の歩行者通行量の変化を算出する。



新大工町歩行者通行量（平成12年と平成13年とのデータ比較）

	平成12年		平成13年	
平日	8,793	→	9,409	…616人の増加（1.07倍）
休日	5,731	→	6,211	…480人の増加（1.08倍）

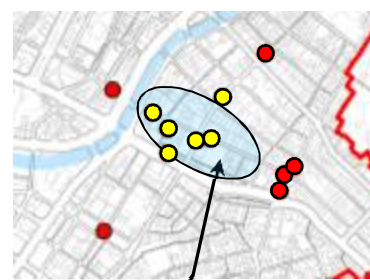
よって、過去の再開発事業による新大工町の歩行者通行量の増加率は、平日・休日の間に大きな差異がないことから、本基本計画における新たな新大工町地区市街地再開発事業による新大工町の歩行者通行量の増加率をその平均値の1.075倍と仮定して算出すると、

	平成26年		平成31年	
平日	7,339 × 1.075	→	7,889人	（約550人増加）
休日	3,824 × 1.075	→	4,110人	（約300人増加）

となる。

(イ) 浜町地区市街地再開発事業による歩行者通行量の増加

(ア)の考え方と同様に、新大工地区市街地再開発事業後の近接調査地点での歩行者通行量の変化を参考にすると、浜町地区市街地再開発事業の現在検討している地区に近接する6ヶ所の調査地点の増加は、



●: 対象調査地点

	平成26年		平成31年	
平日	79,938 × 1.075	→	85,933人	（約6,000人増加）
休日	80,115 × 1.075	→	86,123人	（約6,000人増加）

となる。

3. 中心市街地の活性化の目標

(ウ) 新市立病院建設事業による歩行者通行量の増加

a. 外来者数及び職員数増加による歩行者通行量増加

新市立病院建設事業は、平成 28 年度の全面開院を予定している中、平成 26 年 2 月に第 I 期棟が開院した。平成 25 年度における年間外来実績は 131,262 人であり、新市立病院整備基本計画では、平成 27 年度の年間外来実績目標を 148,000 人としている。この目標値が本基本計画最終年度である平成 31 年度まで継続すると仮定した場合、新市立病院開業前・後の年間外来者数の変化は、

$$\begin{array}{l} \text{平成 31 年度推計値} \quad \text{平成 25 年度} \\ 148,000 \quad - \quad 131,262 \quad \div \quad 16,740 \text{ 人 (平日)} \end{array}$$

よって、1 日当たりの増加数は、 $16,740 \div \overset{\text{平日数}}{240} \div 70 \text{ 人/日}$ となる。

また、総職員数も 690 人から 1,087 人へと 400 人程度増加し（新市立病院の機能を勘案した人員適正化に基づく）、その 7 割が日中の時間帯に出勤する（総職員に占める日勤従事者の割合に基づく）ことから、1 日当たりの新市立病院関係者数の増加数は、

$$\begin{array}{l} \text{外来者数増加} \quad \text{職員数増加} \\ \text{平日} : 70 \text{ 人/日} \quad + \quad 280 \text{ 人/日} \quad = \quad 350 \text{ 人/日} \quad \text{の増加となる。} \end{array}$$

平成 9 年の「長崎都市圏パーソントリップ調査」において、通勤及び私用での徒歩移動者の割合が約 5 割であることから、病院利用者のうち 5 割が徒歩で移動し、計画区域内のいずれかの調査地点を、往路と復路にそれぞれ 1 回ずつ通過すると推定すると、

$$\begin{array}{l} \text{うち 5 割} \quad \text{往復 (2 回) 通過} \\ \text{平日} : 350 \quad \times \quad 0.5 \quad \times \quad 2 \quad = \quad 350 \text{ 人/日} \quad \text{の歩行者通行量の増加となる。} \end{array}$$

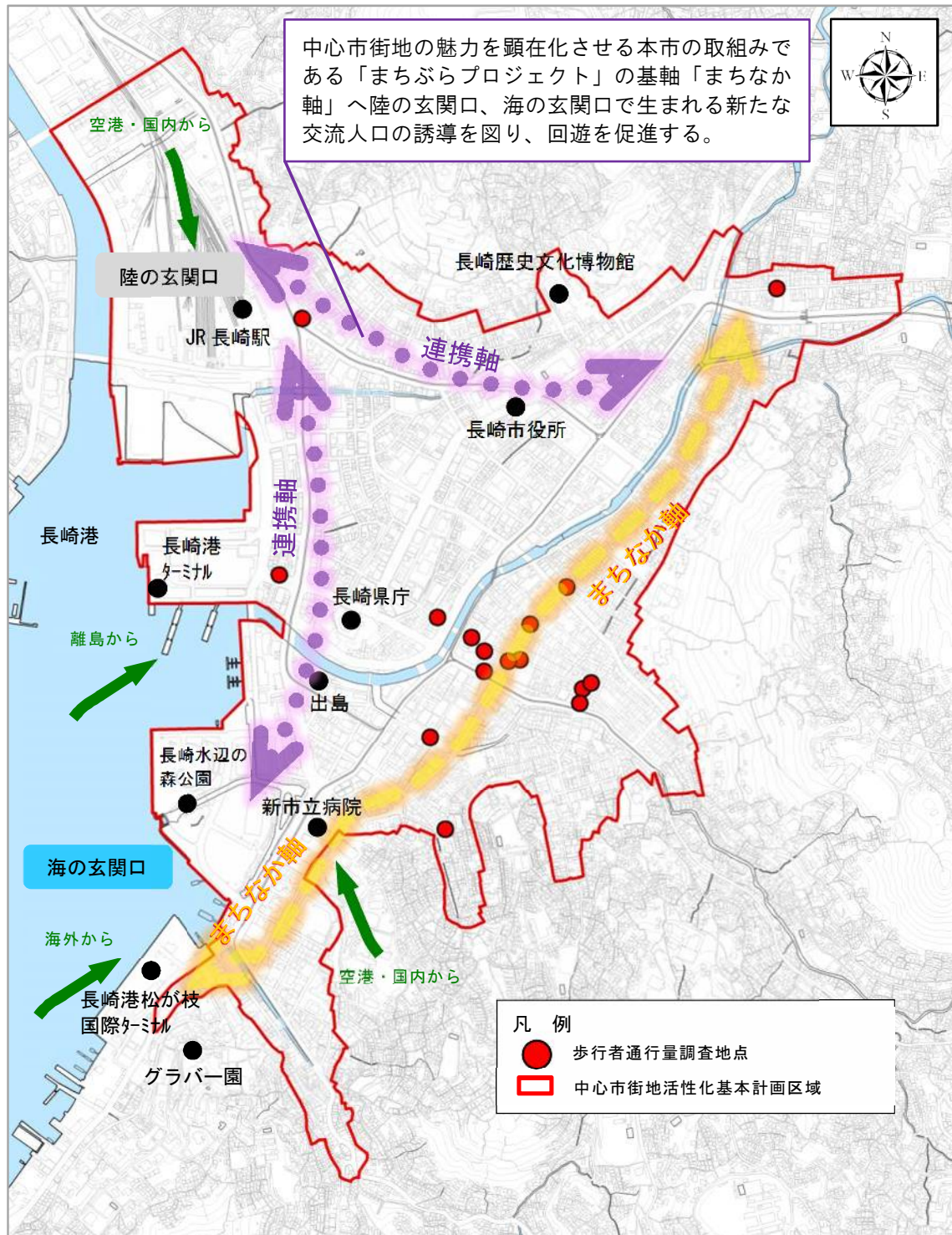
以上の結果より、(ア)～(ウ)において中心市街地活性化基本計画の主要事業による歩行者通行量の 1 日当たりの目標値を下記のように設定する。

	再開発 (新大工町)	再開発 (浜町)	新市立病院	
平日 :	550	6,000	350	= 6,900 人/日
休日 :	300	6,000	0	= 6,300 人/日

3) フォローアップの考え方

歩行者通行量は、毎年長崎商工会議所にて実施している「長崎市歩行者通行量調査」から目標達成の進捗を確認する。また、計画期間中、達成状況の検証を毎年実施し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じる。

3. 中心市街地の活性化の目標



- (参考) 中心市街地における歩行者通行量調査地点 -

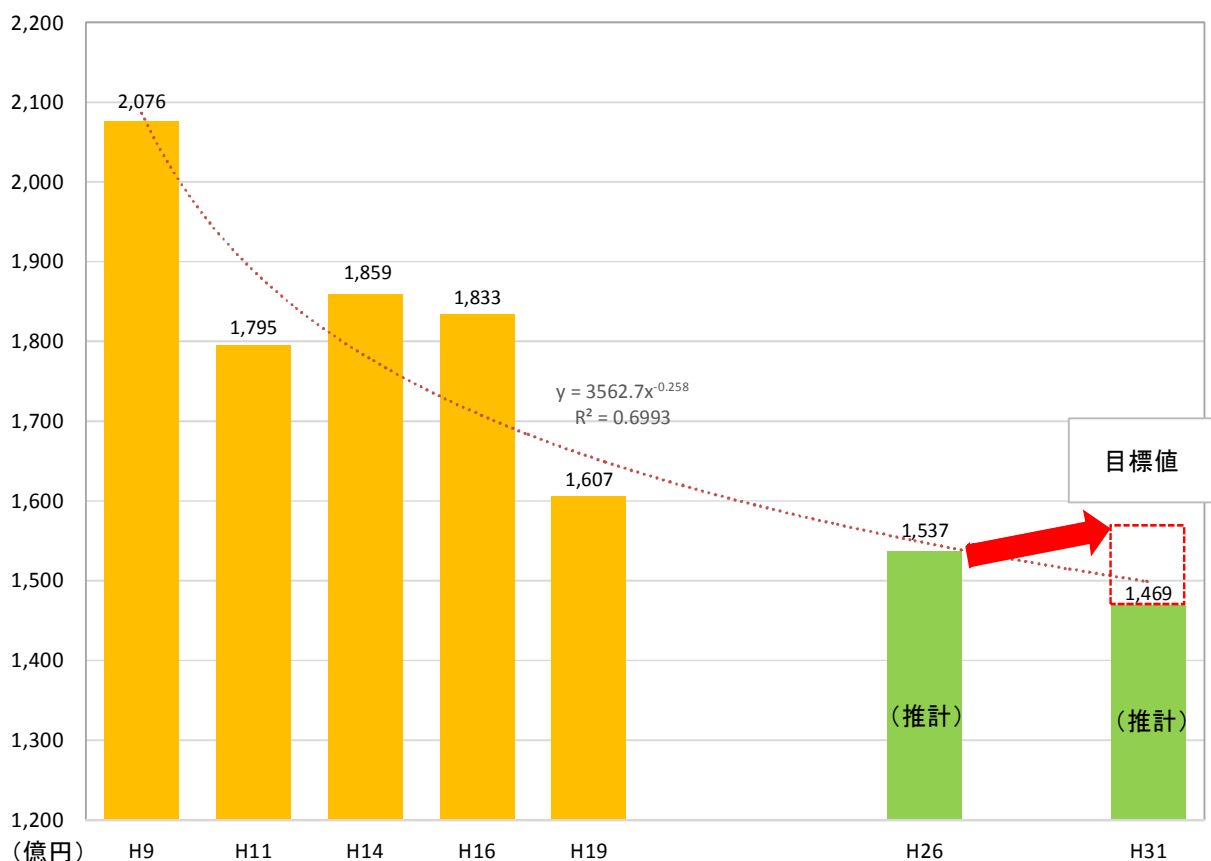
(2) (目標2)「商業の活性化」に関する数値目標

1) 数値目標の設定の考え方

長崎市の中心市街地における小売業年間商品販売額は、下図に示すとおり、中心市街地外への大型商業施設の出店等の影響により減少傾向が続いており、このまま特段の方策を講じない場合、平成31年には、実数値を把握している平成19年の数値から138億円減の1,469億円まで落ち込むことが推計される。

本計画においては、新大工町地区市街地再開発事業や浜町地区市街地再開発事業による中心市街地の商業機能の更新や、まちなか商店街誘客事業等のソフト事業の推進により、中心市街地の商業の活性化に取り組む。

これらの取り組みにより、計画期間中における「小売業年間商品販売額」の減少傾向に歯止めをかけ、計画最終年の平成31年における目標値を、1,570億円に設定する。



-中心市街地の小売業年間商品販売額の推移-

(平成19年以前の数値は商業統計調査に拠る実数値。平成26年及び平成31年の数値はトレンドによる推計値。)

3. 中心市街地の活性化の目標

2) 数値目標の設定の根拠

-数値目標の積算総括表-

トレンドによる推計値（平成 31 年）	1,469 億円
(ア) 見込まれる交流人口の増による効果額	22 億円
(a) 世界遺産登録による効果額（市中央部）	(7 億円)
(b) 交流拠点施設整備による効果額（市中央部）	(20 億円)
(c) 市中央部のうち中心市街地域外に係る効果額	(-5 億円)
(イ) 市街地再開発事業による商業機能の更新	73 億円
(ウ) 観光客のまちなかへの誘客	9 億円
(エ) 各種ソフト事業の推進	—
合 計 (H31 目標値)	1,573 億円 (1,570 億円)

(ア) 見込まれる交流人口の増による増加額

(a) 世界遺産登録による効果額（市中央部）

長崎市においては、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の「2つの世界遺産があるまち」への取り組みを推進しており、これら2つの世界遺産が登録された場合の観光客の増加を、次のように推計している。

-世界遺産登録後の観光客数増加表-

	下限	～	上限
「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」	11 万人	～	26 万人
「明治日本の産業革命遺産九州・山口と関連地域」	6.5 万人	～	26 万人
両方登録の場合の相乗効果	2.8 万人	～	2.9 万人
合 計	20.3 万人	～	54.9 万人

(長崎市の世界遺産実現による経済効果推計業務(平成 24 年度) 調査報告書より)

推計値には幅があるが、2つの世界遺産登録がなされた場合、少なくとも年間 20.3 万人の観光客の増加が見込まれる。

世界遺産登録による効果額は、本計画の実施に伴うものではないが、目標値の設定に影響を与える要素であることから、次式により、市中央部における効果額を **7 億円** と推計する。

$$20.3 \text{ 万人} \times 3,500 \text{ 円} (\text{※}1) = 710,500,000 \text{ 円}$$

3. 中心市街地の活性化の目標

※1 長崎市中央部における観光客1人当たり消費額（土産・買物代）の推計値
日本人観光客1人当たり消費額（おみやげ・買物代）の平均値は、5,720円
（平成25年度長崎市観光動向分析結果報告書より）
外国人観光客1人当たり消費額（土産代）の平均値は、6,724円
（外国人観光客動向調査報告書〈平成25年3月〉より）
上記の平均値は $(5,720円 + 6,724円) \div 2 \approx \underline{6,200円}$ となる。

また、長崎市の主要な観光地である「原爆資料館」と「グラバー園」の2地点において調査を実施した外国人観光客動向調査報告書〈平成25年3月〉によれば、両地点における1人当たり消費額（土産代）は次のとおりであることから、長崎市内における消費額のうち、市中央部（≡グラバー園）で消費される額を総額の7分の4であると想定する。

原爆資料館：グラバー園 = 3,688円：4,496円 $\approx 3:4$

以上により、長崎市中央部における観光客1人当たり消費額（土産・買物代）は、 $6,200円 \times 4/7 \approx \underline{3,500円}$ であると推計される。

(b) 交流拠点施設整備による効果額（市中央部）

本計画に位置付けられた交流拠点施設整備に伴う長崎市への来訪者数は、長崎市独自の調査により、59万人が見込まれている。このことから、上記ア同様の考え方により、この効果額を **20億円**と推計する。

$59万人 \times 3,500円 = 2,065,000,000円$

→交流拠点施設整備事業については、当初の計画より進捗に遅れが生じ、計画期間内に想定の効果が発現しない見込みである。一方、平成28年度定期フォローアップにおいて、「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産登録やクルーズ船寄港数の増加による効果等で、すでに目標を達成しているが、更なる効果発現に向け事業に取り組む。

(c) 市中央部のうち中心市街地区域外に係る効果額

上記ア及びイの推計によれば、本計画に位置付ける中心市街地区域外のグラバー園周辺地区にかかる効果額が含まれることから、この分の効果額を減じる。

平成19年商業統計調査における当該地区の小売業年間商品販売額に、観光客の増加の要素を加味し、減じるべき効果額を **5億円**と推計する。

(イ) 市街地再開発事業による商業機能の更新

新大工町地区市街地再開発事業及び浜町地区市街地再開発事業は、エリアの核となり、周辺への波及効果を生み出す魅力的な商業施設の整備につながる事業であることから、小

3. 中心市街地の活性化の目標

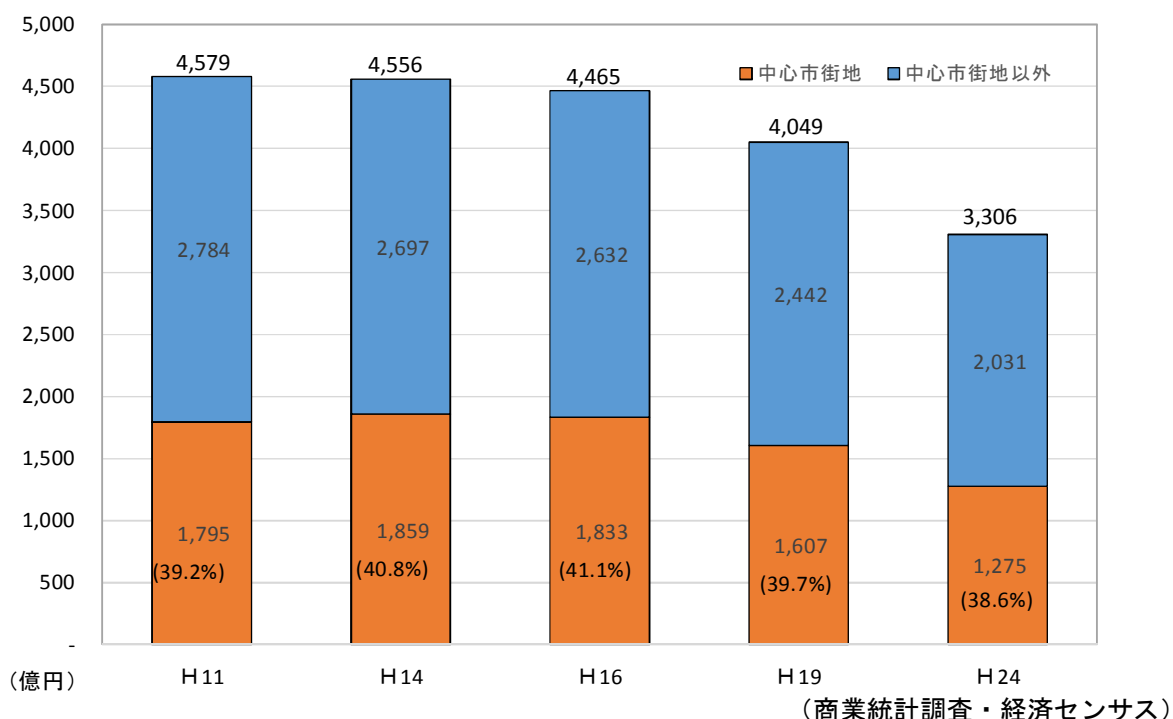
売業年間商品販売額の増加が見込まれる。

両事業における商業施設の整備計画については、現時点において詳細が未定であるが、想定される商業床面積等の観点から、両事業の実施に伴う周辺への波及効果（影響）を含め、中心市街地への効果額を **73 億円** と推計する。

(a) 過去の動向からの仮定

長崎市全体の年間商品販売額に占める中心市街地の割合 ※2（以下、単に「中心市街地の割合」と記載する。）は、平成 11 年（39.2%）から平成 16 年（41.1%）にかけて、1.9% の増加が見られるが、この間の大きな動向としては、中心市街地の区域内において、平成 12 年に 2 つの大型商業施設が開店したことがあげられる。

また、平成 16 年（41.1%）から平成 24 年（38.6%）にかけて、中心市街地の割合に 2.5% の減少が見られることについては、この間における中心市街地の区域外への大規模小売店舗立地の影響が考えられる。



-長崎市全体の小売業年間商品販売額の推移-

※2 平成 19 年以前の数値は商業統計調査、平成 24 年の数値は経済センサスによる。調査方法の相違等により、小売業年間商品販売額の数値自体は直接的に比較できないため、中心市街地と中心市街地以外の割合を用いて考察する。

以上の点について考察するため、平成 11 年から平成 16 年の間、及び平成 17 年から平成 24 年の間の大規模小売店舗の立地状況等を次に示す。

3. 中心市街地の活性化の目標

-平成11年～16年における大規模小売店舗の立地状況等-

	立地店舗数	合計商業床面積(m ²)	要素	期間中における 中心市街地の 割合の増減
①中心市街地	3	52,905	(+)	1.9%増
②中心市街地以外	4	20,560	(-)	
差引商業床面積(①-②)		32,345 ③	(+)	

-平成17年～24年における大規模小売店舗の立地状況等-

	立地店舗数	合計商業床面積(m ²)	要素	期間中における 中心市街地の 割合の増減
④中心市街地	-	-	(+)	2.5%減
⑤中心市街地以外	11	43,069	(-)	
差引商業床面積(④-⑤)		-43,069 ⑥	(-)	

(大規模小売店舗立地法に基づく届出より)

大規模小売店舗について、中心市街地への立地をプラス（中心市街地の割合の増加）要素、中心市街地以外への立地をマイナス（中心市街地の割合の減少）要素とし、この要素の多寡を、当該期間中に立地した大規模小売店舗の合計商業床面積を指標として数値化すると、平成11年から16年の期間においては、表中③のとおり、32,345 m²のプラス要素、平成17年から24年の期間においては、表中⑥のとおり、43,069 m²のマイナス要素があったことになる。

この数値を用い、それぞれの期間における大規模小売店舗の商業床面積1 m²当たりの中心市街地の割合の増減を求めると、次のようになる。

(平成11年から16年の期間)

中心市街地の割合の増加 $1.9\% \div 32,345 \text{ m}^2 \rightleftharpoons 0.0000587\%$

(平成17年から24年の期間)

中心市街地の割合の減少 $2.5\% \div 43,069 \text{ m}^2 \rightleftharpoons 0.0000580\%$

3. 中心市街地の活性化の目標

以上の結果により、大規模小売店舗の商業床面積 1 m²が中心市街地の割合に与える影響は、概ね 0.000058%であると仮定する。

(b) 計画記載事業の影響

(a) における仮定に基づき、新大工町地区市街地再開発事業及び浜町地区市街地再開発事業が中心市街地の割合に与える影響を算定するため、直近値として把握している平成 24 年以降、計画最終年度の平成 31 年度までの大規模小売店舗立地に係る状況を次に示す。

-平成 25 年～31 年度における大規模小売店舗の立地状況等-

		立地 店舗数	合計商業床面積 (m ²)	要素
平成 25 年から 26 年における状 況【既立地分】 (※3)	①中心市街地	1	2,652	(+)
	②中心市街地以外	3	8,797	(-)
今後の立地予定 (※3)	③中心市街地以外	2	2,584	(-)
計画記載事業 (※4)	④新大工町地区市街地 再開発事業	1	12,000	(+)
	⑤浜町地区市街地 再開発事業	1	30,000	(+)
差引商業床面積(①-②-③+④+⑤)			33,271⑥	(+)

(※3) 「平成 25 年から 26 年における状況」及び「今後の立地予定」は大規模小売店舗立地法に基づく届出(平成 26 年 10 月末現在把握。)による。

(※4) 「計画記載事業」の合計床面積は、現在想定されている敷地規模を元に、周辺商業施設の状況を参考にし、商業機能に活用が想定される床面積

平成 25 年から平成 31 年度の期間においては、新大工町地区市街地再開発事業及び浜町地区市街地再開発事業の効果を含め、上記表中⑥のとおり、33,271 m²のプラス要素が見込まれることから、次式により、当該期間における中心市街地の割合の増加を 1.9%と想定する。

$$\text{プラス要素 } 33,271 \text{ (m}^2\text{)} \times 0.000058\% = 1.929718\%$$

3. 中心市街地の活性化の目標

(c) 効果額の積算

長崎市全体の小売業年間商品販売額について、実数値を把握している平成19年までの動向からトレンドにより推計すると、平成31年における年間商品販売額は3,859億円となる。

この推計値に、(b)において想定された新大工町地区市街地再開発事業及び浜町地区市街地再開発事業による増加割合1.9%を乗じ、両事業の実施による小売業年間商品販売額の増加を **73億円**と推計する。



-長崎市全体の小売業年間商品販売額の推移-

(ウ) 観光客のまちなかへの誘客

今後見込まれる観光客等の増加についての効果額については①において推計したところだが、まちなか商店街誘客事業の取り組みは、既存観光客等を含めて、中心市街地「まちなか」における滞在時間の延長につながることから、小売業年間商品販売額の増加が見込まれる。

(a) 平成31年度における年間観光客数の推計

平成31年度における年間観光客数を、平成26年度実績の631万人から世界遺産登録やクルーズ船の寄港数の増加などによる近年の観光客の増加にともない、697万人と想定する。

3. 中心市街地の活性化の目標

(b) 「まちなか」における滞在時間延長が見込まれる人数

「長崎市観光」に不足している要素についての調査結果は下表の通りであるが、このうち「まち歩きマップの充実 (14.5%)」、「情報提供サービスの充実 (12.2%)」、「両替所・カード支払いの環境整備 (18.0%)」、「外国語標記 (21.6%)」等の指標については、まちなかの回遊や買い物に対する志向に基づくものと思われるため、まちなか商店街誘客事業の取り組みにより、これらの要素が改善されることで、年間観光客数の 15% が、従前に比してまちなかでの滞在時間を延長すると見込む。なお、延長される滞在時間については、まちなかの移動に要する時間と買い物に費やす時間を勘案し、少なくとも 1 人あたり 1 時間 と想定する。

- 長崎市観光に望むこと (複数回答、n=1,041) -

観光地までの案内板などの整備	交通の便を良くする	観光地周辺の駐車場の整備	まち歩きマップの充実	観光地のバリアフリー化	情報提供サービスの充実	史跡・名所をもっと整備する	観光ガイドの充実	夜型観光の充実	体験メニューの充実	宿泊施設の質やサービスの向上	祭りやイベントの充実
24.5	21.4	19.7	14.5	12.9	12.2	10.9	9.8	9.7	7.3	6.9	3.5

(平成 25 年度長崎市観光動向分析結果報告書)

-長崎市の旅行で改善すべきだと思われること (複数回答、n=467) -

観光施設の設備やサービス	観光マップ	食事	土産品	宿泊施設	両替所・カード支払いの環境整備	長崎市内交通アクセス	長崎市民の対応	外国語標記	インターネットコンテンツの充実	店員の外国語の会話力	Wi-Fi・ネット環境の充実	その他
8.4	12.2	4.3	4.7	3	18	7.9	4.9	21.6	8.4	15.6	22.7	15.4

(外国人観光客動向調査報告書<<平成 25 年 3 月>>)

(c) 滞在時間 1 時間あたりの消費額

平成 31 年度における日帰り観光客が土産や買い物に消費する額の平均値を次のとおり想定する。

日本人観光客 6,059 円

外国人観光客 19,352 円

(長崎市観光動向調査分析結果報告書及び長崎県外国人観光客消費動向等調査業務報告書に基づく推計)

日帰り観光における市内滞在時間を 6 時間とすると、滞在時間 1 時間あたりの消費額は日本人観光客で 1,010 円、外国人観光客で 3,225 円となることから、この平均値 2,117 円 を滞在時間 1 時間あたりの消費額と想定する。

(d) (a) ~ (c) の想定に基づき、まちなか商店街誘客事業の効果額を 22 億円 と推計する。

$697 \text{ 万人} \times 15.0\% \times 1 \text{ 時間} \times 2,117 \text{ 円} = 2,213,323,500 \text{ 円}$

(エ) 各種ソフト事業の推進

長崎市や商店街等がエリア各所で実施する既存、新規のソフト事業の連携・推進により、目標達成をより確かなものとする。

また、長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業による市民、地域団体等の主体的、継続的な取り組みの掘り起こしや、まちなか商業人材サポート事業による商業者の人材育成により、中心市街地活性化への取り組みを一過性に終わらない継続的なものを目指す。

3) フォローアップの考え方

平成 26 年実施の商業統計調査の結果公表（平成 27 年度末頃）により、最新の実数値を把握し、状況により目標達成に向けた改善措置を講じる。

また、その他の時点においては、市独自の調査等に基づく数量的な関係指標に基づき、目標達成に向けた進捗状況を検証するとともに、必要に応じて事業の促進などを図る。

なお、最終年度（平成 31 年度）には、近年の傾向による推計及び市の調査等によって、より正確な数値の把握、検証に努める。

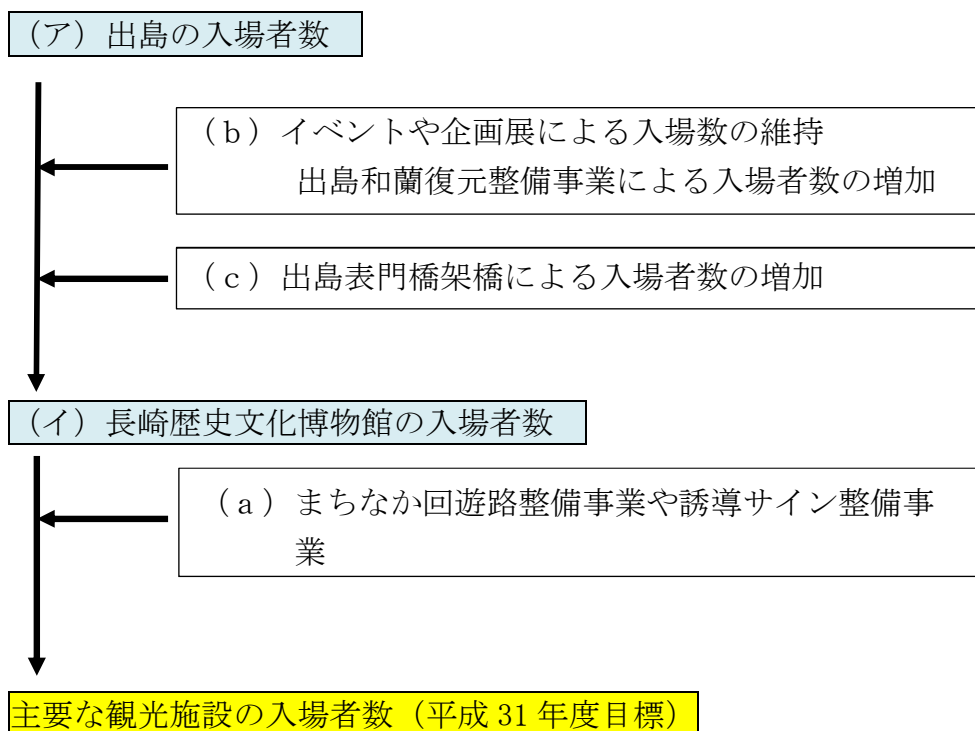
(3) (目標3)「交流人口の拡大」に関する数値目標

1) 数値目標の設定の考え方

目標である交流人口の拡大を実現するためには、歴史や文化、夜景、食など長崎ならではの資源を活用した長崎でしか味わえない観光の魅力を提供し、2つの世界遺産登録の取り組みや出島表門橋の架橋、出島和蘭商館跡復元事業、唐人屋敷顕在化事業等の施策を実施して観光客数の増加を図らなければいけないことから、観光客の来街頻度を定量的に計る指標であり、経年的な蓄積データのある「主要観光施設入場者数」とし、年間931,400人の入場者数を数値目標に設定する。

指標名	平成25年度（基準値）	平成31年度（目標値）
主要観光施設の年間入場者数	857,898人	931,400人（+約73,500人）

数値目標の設定におけるフローを以下に示す。



3. 中心市街地の活性化の目標

2) 数値目標の設定の根拠

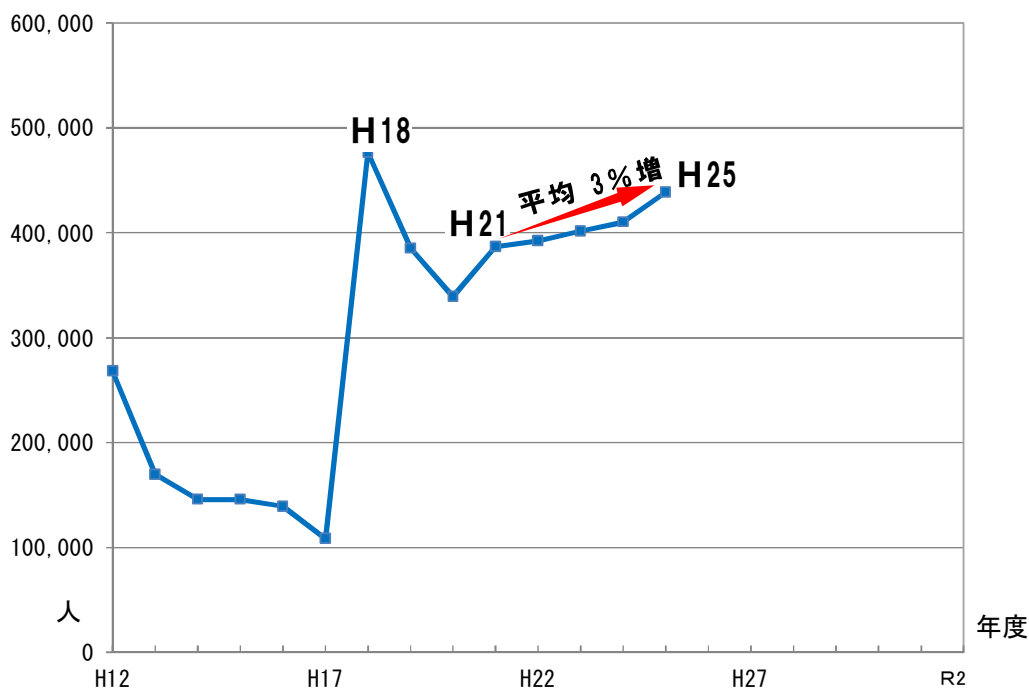
(ア) 出島の入場者数の増加

(a) 平成 21 年度から平成 25 年度までの傾向分析

平成 21 年度から平成 25 年度までの傾向として、平成 21 年度、平成 22 年度は、高速道路無料化や大河ドラマ『龍馬伝』の影響などによる入場者数の増加、その後、県によるスイーツフェスタや平成 24 年度に認定された世界新三大夜景の影響もあり、平成 21 年度から平成 25 年度までに、平均で毎年度 3% の入場者数が増加している。

- (参考) 平成 21 年度から平成 25 年度までの入場者数の推移 -

年度	入場者数	各年度の増加率	実施した施策やイベント等
平成 21 年度	386,884	-	「龍馬伝」前年の宣伝効果、高速無料化により個人客増
平成 22 年度	392,413	1%増加	「龍馬伝」放送の効果
平成 23 年度	401,614	2%増加	くんちによる無料開放、スイーツフェスタ
平成 24 年度	410,302	2%増加	ハウステンボスとの共同企画、世界新三大夜景
平成 25 年度	438,634	7%増加	タブレット端末の貸出
	平均	3%増加	



- 出島の入場者数の推移 -

3. 中心市街地の活性化の目標

(b) イベントや企画展による入場数の維持及び出島和蘭復元整備事業による入場者数の増加

毎年企画されるイベントや企画展により、平成 25 年度の入場者数を維持するとともに、平成 28 年度の出島の出島和蘭復元整備事業を行うことで、平成 21 年度から平成 25 年度までの増加率と同程度の増加が見込めることから、平成 25 年度入場者数を基準とし、平成 28 年度に 3%増加した入場者数が、平成 31 年度まで継続すると仮定すると、

$$\begin{array}{l} \text{平成 25 年度分} \\ (438,634 \times 0.03) \end{array} \div 13,150 \text{ 人}$$

の増加となる。

(c) 出島表門橋架橋による入場者数の増加

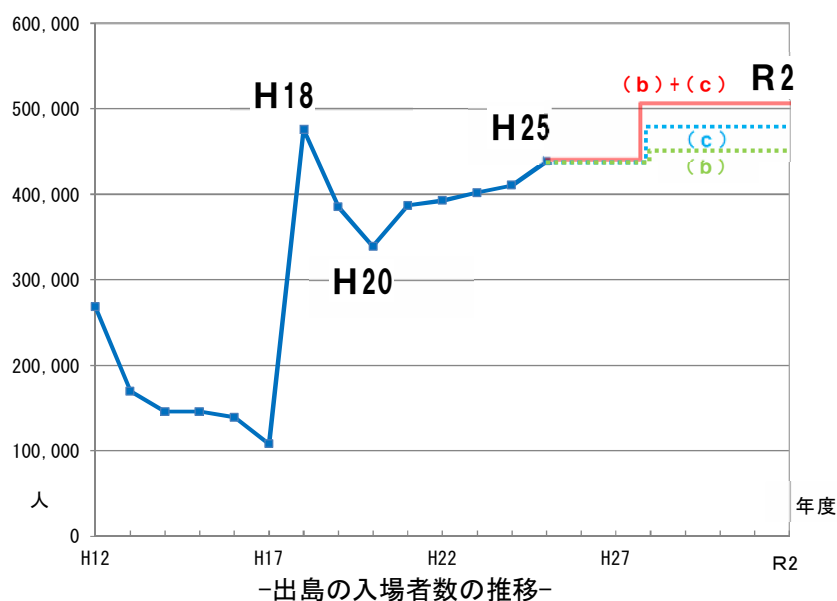
平成 28 年度完成を予定している出島表門橋は、往時の出島の雰囲気と臨場感を醸し出す象徴的な建造物とすることとともに、表門橋に接続して整備される中島川公園との良好な動線の確保や、往時の出島同様に正面からの入場が可能となること等、出島の魅力が向上するため、多くの入場者数を見込むことができる。出島復元においても大きな節目となることから、完成時には PR 等を積極的に行うことで、大河ドラマ『龍馬伝』の放送の効果とみられる、平成 20 年から平成 22 年の入場者数の増加と同程度の増加が見込まれることから、

$$\begin{array}{l} \text{平成 22 年度分} \\ 392,413 \end{array} - \begin{array}{l} \text{平成 20 年度分} \\ 339,067 \end{array} = 53,346 \div 53,000 \text{ 人}$$

の増加となる。

よって、平成 31 年度の出島入場者数は

$$\begin{array}{l} \text{平成 25 年度分} \\ 438,634 \end{array} + \begin{array}{l} \text{事業による増加数} \\ (b) + (c) \end{array} = 504,784 \text{ 人 となる。}$$



3. 中心市街地の活性化の目標

(イ) 長崎歴史文化博物館の入場者数の増加

(a) まちなか回遊路整備事業等による入場者数の増加

出島表門橋架橋整備事業や隣接する中島川公園整備事業、まちなか回遊路整備事業や誘導サイン整備事業などの各種事業による回遊性の向上により、出島を訪れる観光客が長崎歴史文化博物館を訪れ、入場者数の増加が見込まれる。

また、平成 25 年度長崎市観光動向分析結果報告書において、長崎市を訪れた観光客の訪問先（複数回答）のうち、出島が 46.3%、長崎歴史文化博物館は 5.2% となっていることから、出島を訪れた観光客のうち 9 人に 1 人が長崎歴史文化博物館を訪れると仮定すると、平成 31 年度における入場者数は、

$$\begin{array}{l} \text{平成 25 年度入場者数} \quad \text{出島増加分} \quad \text{9 人に 1 人} \\ 419,264 \quad + \quad (66,150 \times 1/9) \quad = \quad 426,614 \quad \text{人となる。} \end{array}$$

よって、両施設の入場数の目標値を下記のように設定する。

$$\begin{array}{l} \text{出島の入場者数} \quad \text{長崎歴史文化博物館} \\ \quad \quad \quad \quad \quad \text{の入場者数} \\ 504,784 \quad + \quad 426,614 \quad = \quad 931,398 \quad \approx \quad 931,400 \quad \text{人} \end{array}$$

3) フォローアップの考え方

主要な観光施設の入場者数は、毎年の入場者数調査から目標達成の進捗を確認する。また、計画期間中、達成状況の検証を毎年実施し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じる。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

長崎市を中心市街地には、出島、新地中華街、唐人屋敷跡、眼鏡橋など、長崎独特の歴史を物語る多数の事物があることに加え、さらにその周辺には国宝級の寺院群や東山手・南山手の洋館群など、貴重な歴史・文化的資産が数多く存在し、また、県都の中心として、官公庁施設や、多くの商業・業務施設が集積している。

また、平坦地が少ないという地形的な制約により、幹線道路が中心市街地に集中していたことから、女神大橋線、長崎外環状線、小ヶ倉蛸茶屋線（いずれも都市計画道路）などの環状型道路を整備することで、放射環状型の道路網を形成し、中心市街地内の道路混雑の緩和と中心市街地周辺部との多角的ネットワークの強化を進めてきた。

しかしながら、社会情勢の変化や郊外部への大規模商業施設の立地等により、中心市街地内には空き店舗や低未利用地・老朽ビルが増加し、中心市街地の活力が低下している。また、公共交通の利便性向上、歩行者空間の環境整備など、人の快適な回遊を促すうえで改善すべき点も多い。

そのような中で、九州新幹線西九州ルート建設事業など、陸の玄関口である長崎駅周辺で実施される事業や、松が枝国際観光船ふ頭の整備拡充など、海の玄関口で実施される事業により交流人口の増加に対する期待が高まっている。

(2) 市街地の整備改善のための事業の必要性

これらの現状を踏まえ、長崎駅周辺や松が枝周辺で新たに生まれる交流人口の受け皿となる都市基盤施設の整備を行うとともに、長崎特有の歴史的・文化的資源の魅力を磨き、新たに生まれる交流人口を中心市街地に波及させ、賑わいを生み出すことで、中心市街地の経済を活性化し、都市の再生を図ることが喫緊の課題となっている。

具体的事業として、九州新幹線西九州ルート建設事業や長崎駅周辺整備事業、松が枝国際観光船ふ頭の拡張等により交流人口の拡大を図る一方で、出島復元整備事業や唐人屋敷顕在化事業など、長崎特有の歴史的・文化的資源の魅力向上に向けた取り組み、及び、新たな拠点施設の整備、それら拠点間の回遊性向上のためのネットワークの整備等により、中心市街地への賑わいの波及を図る。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度、基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業</p> <p>【内容】 新大工町及び伊勢町(約0.72ha)での第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務・駐車場の整備 位置：新大工町及び伊勢町</p> <p>【実施時期】 平成26年度～令和4年度</p>	新大工町地区市街地再開発組合	<p>中心市街地の商業地である新大工町地区の中心的な商業施設を市街地再開発事業により更新することで、地域活力の維持向上と賑わい再生を図る。</p> <p>まちなか居住、賑わいの創出、回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	
<p>【事業名】 浜町地区市街地再開発事業</p> <p>【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおける、再開発やテナントミックスの手法を踏まえたまちづくり構想に基づく、第一種市街地再開発事業による商業・住宅・駐車場の整備 位置：浜町</p> <p>【実施時期】 平成26年度～</p>	民間事業者	<p>浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であり、陸と海の玄関口からまちなかへの回遊性を高めることにより、中心市街地の活性化を図ろうとする本基本計画を推進するにあたり、浜町地区の魅力の向上は欠かすことができない。</p> <p>浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成27～30年度</p>	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 新市庁舎建設事業</p> <p>【内容】 老朽化した市庁舎の建替えとあわせた、防災・災害復興拠点機能や多目的利用が可能な空間の整備 位置：魚の町</p> <p>【実施時期】 平成 28 年度～令和 4 年度</p>	長崎市	<p>新市庁舎に、市民によるイベント・展示など多目的利用が可能な空間や、まちなかの憩いのスペースとして多目的に利用できるエントランスホールや広場、駐車場、誰もが使いやすいトイレなどを整備する。</p> <p>人が集まりやすく、交通アクセスの良い中心市街地に、市民が親しみやすく、交流の促進・賑わい創出を図る機能の集積が見込めることから中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成 28～29 年度</p>	
<p>【事業名】 新市庁舎周辺道路整備事業</p> <p>【内容】 新市庁舎建設にともない実施する周辺の道路のバスベイ整備や拡幅整備等 位置：桜町ほか</p> <p>【実施時期】 平成 30 年度～令和 4 年度</p>	長崎市	<p>新市庁舎建設にあわせて周辺道路の整備を行うことにより、公共交通機関へのアクセス向上、歩行者の安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上が図られることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区（第 2 期））） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成 30～31 年度</p>	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 唐人屋敷顕在化事業</p> <p>【内容】 案内サイン、四隅モニュメント、唐人屋敷象徴門(誘導門・大門)、回遊路、資料館、広場、公園等の整備 位置：館内町ほか4町</p> <p>【実施時期】 平成13年度～令和6年度</p>	長崎市	<p>鎖国時代における日中交流の拠点であった唐人屋敷地区において、歴史的価値を顕在化し、住環境の改善やまち歩き型の観光拠点を整備する。</p> <p>市民や観光客の回遊性や地域の中国風の魅力向上を図る事業であることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	
<p>【事業名】 岩原川周辺環境整備事業</p> <p>【内容】 都市下水路の両側に接する道路との一体的な整備 位置：岩原都市下水路、五島町恵美須町1号線ほか</p> <p>【実施時期】 平成25～29年度</p>	長崎市	<p>長崎駅周辺とまちなかを結ぶ水辺沿いの歩行者動線として、水と緑と賑わいのある空間を整備する。</p> <p>まちなかの賑わいを創出し、魅力や回遊性の向上に寄与することが見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(まちなか地区)及び都市再生整備計画事業(まちなか地区)と一体の効果促進事業) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成27～29年度</p>	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 中島川公園整備事業</p> <p>【内容】 用地買収、補償、公園整備等を実施し、出島表門橋との一体的な整備 A=0.3ha 位置：江戸町</p> <p>【実施時期】 平成22～29年度</p>	長崎市	<p>復元整備の進む出島の対岸に位置し、出島表門橋の架橋位置であることから、重要な観光資源と位置付け、景観的に優れた出島表門橋と一体的な空間となるよう整備する。 観光資源としての魅力向上と回遊性の向上による賑わいの創出に寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）） [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成27～29年度</p>	
<p>【事業名】 まちなか回遊路整備事業</p> <p>【内容】 歩いて楽しいまちにするための回遊路の整備 位置：古町麴屋町1号線ほか</p> <p>【実施時期】 平成25年度～令和4年度</p>	長崎市	<p>歴史・文化・観光・商業など長崎固有の多様な魅力が詰まったまちなかを歩いて楽しいまちにするため、歩きやすさを確保しながら、まちの特徴に合わせた景観等に配慮した回遊路を整備する。 中心市街地全体の魅力及び賑わいの向上に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）） [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成27～29年度</p>	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちなみ整備事業</p> <p>【内容】 町家等の維持・保全及び復元への助成 位置：中島川・寺町エリア</p> <p>【実施時期】 平成25年度～令和4年度</p>	長崎市	<p>長崎の和風の文化を色濃く残す中島川・寺町地区において、長崎独特の「和」の雰囲気を感じられるまちづくりのため、町家の維持・保全等に対して助成する。</p> <p>地域の魅力向上による観光振興が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）と一体の効果促進事業） 〔国土交通省〕</p> <p>②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区（第2期））と一体の効果促進事業） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】</p> <p>① 平成 27～29 年度 ②平成 30～31 年度</p>	
<p>【事業名】 誘導サイン整備事業</p> <p>【内容】 誘導・案内板の設置（17箇所） 位置：中心市街地の一部</p> <p>【実施時期】 平成25～29年度</p>	長崎市	<p>観光客が迷わず快適にまち歩きができるように、分かりやすい位置に、視認性・識別性に優れた誘導サインを整備する。</p> <p>目的地への誘導が容易になることで、更なるまちなか回遊・賑わい創出が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成 27～28 年度</p>	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 公共トイレ整備事業</p> <p>【内容】 まちなか周辺における既存の公共トイレの再整備 公共トイレ整備：4箇所 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成25年度～令和4年度</p>	長崎市	<p>誰もが安心して快適に利用できるよう、中心市街地における公共トイレについてバリアフリー化などを行う。</p> <p>市民や観光客等の回遊性の向上や賑わいの創出及び付近の居住環境の向上が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）と一体の効果促進事業） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成27～29年度</p>	
<p>【事業名】 まちなみ修景計画策定事業</p> <p>【内容】 特性に応じた魅力向上や回遊性向上を図る道路や建物等の修景デザイン計画の作成 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成25～28年度</p>	長崎市	<p>まちなかの道路や建物等が同時期に整備される空間について、地域の歴史・文化を踏まえた修景計画を作成し、景観に優れた一体的な空間整備を推進する。</p> <p>景観に配慮した公共空間の整備を誘導することにより、地域の魅力を高めて回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）と一体の効果促進事業） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成27～28年度</p>	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 長崎駅周辺整備事業</p> <p>【内容】 新長崎駅周辺におけるサインや歩行支援施設等の整備</p> <p>位置：尾上町、大黒町、八千代町、西坂町の各一部</p> <p>【実施時期】 平成21年度～令和5年度</p>	長崎市	<p>新たに建設される新幹線・在来線の駅舎の周辺において、周辺地域や2次交通の乗り場へ来訪者をスムーズに誘導するためのサインや歩行支援施設等の整備を行う。</p> <p>国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかのにぎわいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（長崎駅周辺地区）） [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成30～31年度</p>	
<p>【事業名】 銅座界わい路地魅力向上事業</p> <p>【内容】 舗装（板石、カラー舗装）、側溝工、街路灯整備</p> <p>延長：L=626m 位置：銅座町～本石灰町</p> <p>【実施時期】 平成26～30年度</p>	長崎市	<p>銅座川周辺の歩道において、新たな滞留空間の整備と、修景整備を行うことにより、歩行者空間に新たな魅力を付加する。歩行者の回遊性の向上及び賑わいの創出が見込まれる事業であることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）） [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成27～29年度</p>	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 新市庁舎建設事業[再掲]</p> <p>【内容】 老朽化した市庁舎の建替えとあわせた、防災・災害復興拠点機能や多目的利用が可能な空間の整備 位置：魚の町</p> <p>【実施時期】 平成28年度～令和4年度</p>	長崎市	<p>新市庁舎に、市民によるイベント・展示など多目的利用が可能な空間や、まちなかの憩いのスペースとして多目的に利用できるエントランスホールや広場、駐車場、誰もが使いやすいトイレなどを整備する。</p> <p>人が集まりやすく、交通アクセスの良い中心市街地に、市民が親しみやすく、交流の促進・賑わい創出を図る機能の集積が見込めることから中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 防災・安全交付金（優良建築物等整備事業） [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成30～31年度</p>	
<p>【事業名】 銅座川プロムナード整備事業（街路）</p> <p>【内容】 都市計画街路整備事業 路線名： 都市計画道路銅座町松が枝町線（銅座工区） 延長：L=420m 幅員：W=15m 位置：銅座地区</p> <p>【実施時期】 平成26年度～令和6年度</p>	長崎市	<p>銅座地区周辺地域の活性化を図るとともに、防災性の向上と交通環境の改善を図るため、道路と河川（銅座川）を一体的に整備する。</p> <p>「水と緑」に親しめる都市空間を創出することで、まちの魅力と回遊性の向上につながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業〔出島・南山手地区〕</p> <p>【内容】 都市計画街路整備事業 延長：L=400m 幅員：W=15m 位置：籠町～稲田町</p> <p>【実施時期】 平成12年度～令和4年度</p>	長崎市	<p>当路線周辺は、館内・新地地区景観形成重点地区に指定されており、日本と中国の交流の歴史において大きな意味を持つ「唐人屋敷」や「新地蔵」といった特異な歴史と、坂のまちで住みあう人々のくらしや「中華街」、「商店街」の賑わいと雰囲気を受け継ぎつつ、その良さを活かした、特色ある景観に配慮した整備を行なうことで、回遊性を高め、賑わいの創出につなげる。</p> <p>更には、斜面住宅地の交通環境、居住環境を改善するとともに、中心市街地への重要なアクセス道路として整備するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	
<p>【事業名】 市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業</p> <p>【内容】 景観及び防災性の向上を図る電線類地中化事業</p> <p>電線共同溝 延長：L=250m 位置：館内町～稲田町</p> <p>【実施時期】 平成29年度～令和2年度</p>	長崎市	<p>当路線は、そのほとんどが、館内・新地地区景観形成重点地区に位置しており、景観に配慮した整備が必要であり、また、防災性の向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う。</p> <p>都市の良好な景観を創出し、街なかの回遊性向上に寄与するため、中心市街地の活性化のために必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 防災・安全交付金（道路事業） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成29～31年度</p>	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 南大浦地区斜面市街地再生事業</p> <p>【内容】 南大浦地区における老朽建物の建替促進や生活道路の整備 位置：相生町</p> <p>【実施時期】 平成12～31年度</p>	長崎市	<p>路面電車終点の石橋電停から斜行エレベーターを通り、グラバー園へ至る観光動線として狭小な道路を、市民や観光客の回遊の利便性を高めるものとして整備する。</p> <p>未接道で老朽化した建物の建替が促進し、定住人口が増加することにより、南大浦地区及び中心市街地の活性化に寄与することが見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	
<p>【事業名】 長崎駅周辺整備事業〔再掲〕</p> <p>【内容】 JR長崎本線連続立体交差事業により移転される車両基地の跡地などを含めた約19.2haの土地区画整理事業 位置：尾上町、大黒町、八千代町、西坂町の各一部</p> <p>【実施時期】 平成21年度～令和5年度</p>	長崎市	<p>連続立体交差事業により移転される車両基地の跡地等を活用して、新幹線、在来線といった鉄道施設の受け皿を整備すると共に、道路や交通広場などの基盤整備により、土地利用の転換・有効活用を図ることを目的として土地区画整理事業を行う。</p> <p>国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかのにぎわいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（区画）） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業</p> <p>【内容】 都市計画街路整備事業（長崎駅周辺土地区画整理事業区域以外の都市計画道路長崎駅中央通り線の整備） 延長：L=60m 幅員：W=26m 位置：八千代町</p> <p>【実施時期】 平成26年度～令和2年度</p>	長崎市	<p>都市計画道路長崎駅中央通り線は、国道と長崎駅周辺地区、浦上川線等を結ぶ幹線道路であり、交通渋滞の緩和や長崎駅周辺の回遊性の向上に寄与する事業である。</p> <p>国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかのにぎわいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>①社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） [国土交通省]</p> <p>②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（長崎駅周辺地区）） [国土交通省]</p> <p>【実施時期】</p> <p>①平成27～29年度 ②平成30～31年度</p>	
<p>【事業名】 公共下水道事業</p> <p>【内容】 長崎駅周辺土地区画整理事業にあわせ、区域の浸水被害の防止のための雨水排除対策 延長：L=1,200m 断面 4.0m×2.0m （ボックスカルバート） 位置：長崎駅周辺</p> <p>【実施時期】 平成25年度～令和3年度</p>	長崎市	<p>長崎駅周辺の浸水被害を防止するため、長崎駅周辺土地区画整理事業地内において雨水排除のための施設整備を行う。</p> <p>長崎駅周辺の生活空間の防災機能の向上及び安全確保に寄与し、快適で安心な拠点施設を形成することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 防災・安全交付金（下水道事業） [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業</p> <p>【内容】 都市計画街路整備事業 延長：L=110m 幅員：W=26.25m 位置：大黒町～恵美須町</p> <p>【実施時期】 平成26年度～令和2年度</p>	長崎市	<p>長崎駅周辺の主要幹線道路の渋滞緩和と交通の円滑化、歩行者の安全確保等を図るため既存道路の拡幅整備を行う。</p> <p>長崎駅周辺とまちなかとの連携強化により、回遊性の向上や賑わいの創出が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	
<p>【事業名】 J R長崎本線連続立体交差事業</p> <p>【内容】 東西市街地の分断や踏切による交通渋滞を解消するとともに、東西市街地の一体的発展を図るために行う鉄道の高架化 全延長：L=2,480m 位置：松山町～尾上町</p> <p>【実施時期】 平成21年度～令和3年度</p>	長崎県	<p>長崎駅から北2.5kmまでの間の4か所の踏切を無くし、道路混雑や踏切事故を解消するとともに、鉄道で東西に分断されている市街地の一体化と均衡ある発展を図るため連続立体交差事業を行う。</p> <p>中心市街地への人と車の流れの円滑化に大きく貢献し、まちなかにぎわいの創出と商業・業務の活性化に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 都市計画道路片淵線街路整備事業（新大工工区）</p> <p>【内容】 都市計画街路整備事業 延長：L=270m 幅員：W=8m 位置：片淵2丁目～新大工町</p> <p>【実施時期】 平成28年度～令和3年度</p>	長崎市	<p>近隣小中学校の通学路であり、かつ、近隣の大学や病院へ通う通路として利用されている当該道路の歩行空間の安全性を確保するとともに、都市機能の強化に資する補助幹線道路として整備する。</p> <p>新大工町地区市街地再開発事業と連携して歩行者の回遊時の安全性を向上させ、快適な歩行空間を確保することが見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成28～31年度</p>	
<p>【事業名】 都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業</p> <p>【内容】 都市計画街路整備事業（長崎駅周辺土地区画整理事業区域以外の都市計画道路長崎駅東通り線の整備） 延長：L=40m 幅員：W=14m 位置：尾上町～茂里町</p> <p>【実施時期】 平成31年度～令和4年度</p>	長崎市	<p>都市計画道路長崎駅東通り線は、国道やトランジットモール線と長崎駅周辺地区を結ぶ幹線道路であり、交通渋滞の緩和や駅周辺の回遊性の向上に寄与する事業である。</p> <p>国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかのにぎわいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（長崎駅周辺地区）） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成31年度</p>	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 公園施設整備事業</p> <p>【内容】 中心市街地内の公園等の整備 (湊公園ほか) 位置：新地町ほか</p> <p>【実施時期】 平成27年度～ 令和3年度</p>	長崎市	地域のイベント等が開催され、賑わいの拠点となる公園等を整備する。 回遊性の向上や賑わいの創出及び付近の居住環境の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区（第2期））） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成31年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 旧長崎英国領事館保存整備事業</p> <p>【内容】 経年等による劣化や煉瓦造という構造上の問題のある旧英国領事館の、耐震補強を含めた保存修理事業 位置：大浦町</p> <p>【実施時期】 平成23～24年度 (調査工事)、 平成26年度～ 令和7年度 (保存修理)</p>	長崎市	旧長崎英国領事館（国指定重要文化財）は、老朽化と耐震化への対応のため保存修理事業を行う。 旧長崎英国領事館は、観光客の往来も多い東山手・南山手地区の主要幹線道路沿いに位置し、往時の姿をそのまま留めていることから、異国情緒と言う長崎の魅力を強力に発信する力があり、これを保存修理することは、中心市街地への賑わいや人の波及につながるが見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>【措置の内容】 ①国宝重要文化財等保存整備費補助金 〔文部科学省〕 ②国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 〔文部科学省〕</p> <p>【実施時期】 ①平成27～29年度 ②平成30～31年度</p>	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 伝統的建造物群保存地区保存整備事業</p> <p>【内容】 長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例第11条の規定による修理費用の一部を補助 位置：南山手・東山手地区</p> <p>【実施時期】 平成24年度～</p>	長崎市	<p>国選定重要伝統的建造物群保存地区である東山手・南山手地区において、民間が所有している文化財を修理、整備することにより、長崎の貴重な文化遺産の適切な保存、活用を行う。</p> <p>伝統的建造物の保存により、後世にその魅力と価値が残るとともに、回遊ルートと併せた魅力発信を行うことで賑わいの創出が見込めることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>①国宝重要文化財等保存整備費補助金 〔文部科学省〕</p> <p>②国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 〔文部科学省〕</p> <p>【実施時期】</p> <p>①平成27～29年度 ②平成30～31年度</p>	
<p>【事業名】 文化財保存整備事業</p> <p>【内容】 国指定文化財、長崎県指定文化財及び長崎市指定文化財の所有者が実施する保存整備事業（修理）に対する事業費の一部補助 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成25年度～</p>	長崎市	<p>民間所有の文化財について、所有者等が実施する保存整備事業の一部を補助することで、文化財を良好な状態で後世に継承するものである。文化財を後世に継承することは、中心市街地の価値と魅力の発信や魅力向上にも繋がることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>①国宝重要文化財等保存整備費補助金 〔文部科学省〕</p> <p>②国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 〔文部科学省〕</p> <p>【実施時期】</p> <p>①平成27～29年度 ②平成30～31年度</p>	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 出島和蘭商館跡復元事業</p> <p>【内容】 平成8年に策定された史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書及び平成25年度作成の史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画見直し報告書を基に行う第Ⅲ期及び第Ⅳ期復元建造物の建設 位置：出島町</p> <p>【実施時期】 平成8年度～</p>	長崎市	<p>往時の出島を復元させるため、平成28年度の供用開始を目指し、第Ⅲ期事業により6棟の復元建造物の建設を行い、平成29年度以降には第Ⅳ期事業として新たに3棟の復元建造物の建設を行うものである。</p> <p>復元により再現された建造物が往時の出島の雰囲気醸成させ、さらなる観光客の増加と賑わいの創出が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 国宝重要文化財等保存整備費補助金 〔文部科学省〕</p> <p>【実施時期】 平成27～29年度</p>	
<p>【事業名】 まちなか回遊路整備事業 〔再掲〕</p> <p>【内容】 歩いて楽しいまちにするための回遊路の整備 位置：浜町伊良林1号線ほか</p> <p>【実施時期】 平成25年度～令和4年度</p>	長崎市	<p>歴史・文化・観光・商業など長崎固有の多様な魅力が詰まったまちなかを歩いて楽しいまちにするため、歩きやすさを確保しながら、まちの特徴に合わせた景観等に配慮した回遊路を整備する。</p> <p>中心市街地全体の魅力及び賑わいの向上に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 景観まちづくり刷新支援事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成29～31年度</p>	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 銅座界わい路地魅力向上事業 [再掲]</p> <p>【内容】 舗装（板石、カラー舗装）側溝工、街路灯整備 延長：L=626m 位置：銅座町～本石灰町</p> <p>【実施時期】 平成26～30年度</p>	長崎市	<p>銅座川周辺の歩道において、新たな滞留空間の整備と、修景整備を行うことにより、歩行者空間に新たな魅力を付加する。</p> <p>歩行者の回遊性の向上及び賑わいの創出が見込まれる事業であることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 景観まちづくり刷新支援事業 [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成30年度</p>	
<p>【事業名】 誘導サイン整備事業[再掲]</p> <p>【内容】 誘導・案内板の設置（17箇所） 位置：中心市街地の一部</p> <p>【実施時期】 平成25～29年度</p>	長崎市	<p>観光客が迷わず快適にまち歩きができるように、分かりやすい位置に、視認性・識別性に優れた誘導サインを整備する。</p> <p>目的地への誘導が容易になることで、更なるまちなか回遊・賑わい創出が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 景観まちづくり刷新支援事業 [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成29年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 新大工歩道橋整備事業</p> <p>【内容】 新大工町と伊勢町をつなぐ歩道橋の整備 位置：新大工町～伊勢町</p> <p>【実施時期】 平成30年度～令和4年度</p>	長崎市	<p>新大工町地区市街地再開発事業を契機とした地区の活性化により、歩行者が増加することから、歩行者の安全性の確保、及び再開発ビルのエレベータ施設と連携したバリアフリー化を図るため、歩道橋の再整備を行う。</p> <p>安全で快適な歩行空間の形成に繋がることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 都市計画道路銅座町松が枝町線街路整備事業 (大浦工区)</p> <p>【内容】 都市計画街路整備事業 延長：L=640m 幅員：W=11m 位置：大浦町～籠町</p> <p>【実施時期】 昭和58～平成31年度</p>	長崎市	<p>中心市街地の交通環境改善を図るとともに、地域の活性化を図るため、大浦町から籠町を結ぶ道路を整備する。</p> <p>中心市街地の人と車の流れを大きく改善することで、まちの魅力と回遊性の向上につながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業</p> <p>【内容】 東山手・南山手地区に残る洋館を、多くの人に利用される魅力ある場所にするための活用の見直し 位置：南山手・東山手地区</p> <p>【実施時期】 平成26年度～</p>	長崎市	<p>中心市街地の南側に位置する東山手・南山手地区は、伝統的建造物保存地区にも選定されており、洋館をはじめとする、歴史的価値のあるものが多く残っているため、それらを活かして地区の魅力向上を図るものである。</p> <p>洋館の魅力の向上により新たな地区の価値が生まれ、賑わいや活力の創出も見込まれることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 出島表門橋架橋整備事業</p> <p>【内容】 出島表門橋の設計、対岸の中島川公園と一体的な周辺整備を行うためのデザインの検討及び出島表門橋の架橋</p> <p>位置：出島町及び江戸町</p> <p>【実施時期】 平成25～29年度</p>	長崎市	<p>鎖国時代における唯一の海外との窓口であった出島と対岸の江戸町を結ぶ架け橋として象徴的な建造物である出島表門橋を整備するもの。</p> <p>橋を渡って出島に入場させることにより、往時の雰囲気と臨場感を体感できるとともに、対岸の中島川公園を橋のある空間として一体的に整備することで、観光客のみならず、市民の憩いの場所となることが見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 県庁舎跡地活用事業</p> <p>【内容】 本庁舎等跡地については、以下の主要3機能を中心とした懇話会提言を受けて検討中。</p> <p>【主要機能】 ①多目的広場機能 多彩なイベントによる交流・賑わいの創出とともに、日常の憩いの場を提供す</p>	長崎県	<p>現県庁舎の移転後の跡地を、賑わいの創出の場、歴史・情報発信の場として整備するもの。</p> <p>現県庁舎の敷地は、長崎発祥の礎となった場所であり、長崎駅や松が枝国際観光船ふ頭等と中心部の商店街等をつなぐ地理的にも重要な位置にあり、また出島にも隣接することから、ここを市民や観光客の交流による賑わいの場、吸引力のある回遊性の拠点として整備することは、中心市街地の回遊性の向上・賑わいの創出に大きく寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>る</p> <p>②歴史・情報発信機能 長崎の歴史や広く長崎が有する歴史的遺産のみならず、交流機能等をはじめ、長崎県に関する様々な情報発信を目的とした機能も付加する</p> <p>③ホール機能 県民が集い、賑わいの創出に資する</p> <p>なお、県警本部跡地については、周辺施設機能の状況に配慮しながら、県庁跡地と連携した活用策を検討する</p> <p>位置：江戸町</p> <p>【実施時期】 平成26年度～令和7年度</p>				

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 市民トイレ活用事業</p> <p>【内容】 商業施設や店舗等の民間施設のトイレ整備費用の一部を市が助成する等して、一般市民や観光客にトイレを開放してもらう取組みを行うもの。</p> <p>位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成27年度～</p>	長崎市	<p>多くの人が集まる場所や通りに必ずしも公共トイレが配置されていない現状において、公共トイレを補完する形で、民間施設のトイレを市民や観光客が自由に利用できるよう開放してもらうものである。</p> <p>まちなかに訪れた誰もがまち歩きを安心して楽しむことができ、賑わいの創出につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 市庁舎跡地活用事業</p> <p>【内容】 公園や文化施設を中心とした、市民が憩い、周辺の賑わいにつながる施設の整備</p> <p>位置：桜町</p> <p>【実施時期】 平成29年度～</p>	長崎市	<p>現在の市庁舎は、陸の玄関口である長崎駅、浜町や新大工の中心商店街を結ぶ、市中心部において重要な場所に位置している。</p> <p>市庁舎移転後の跡地に、広場など市民の憩いの場や、人々が集い周辺の賑わいにつながる施設などを整備することで、まちなか全体への回遊性を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 県立図書館郷土資料センター（仮称）整備事業</p> <p>【内容】 長崎学資料をはじめとする郷土に関する資料の収集や提供などの拠点となる施設の整備 位置：立山1丁目</p> <p>【実施時期】 平成30年度～令和3年度</p>	<p>長崎県</p>	<p>隣接する長崎歴史文化博物館と連携しながら、長崎学をはじめとする郷土に関する資料の収集や提供などの拠点の一つとして、また、大村市に建設予定の新県立図書館のサテライト機能を有する施設として整備するもの。</p> <p>歴史的・学術的な情報の発信によるまちの魅力の向上及び歴史研究や文化活動の活性化による回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 銅座川プロムナード整備事業（河川、道路） [再掲]</p> <p>【内容】 河川等整備事業 河川名：銅座川 延長：L=792m 道路新設改良事業 市道名：市道浜町油屋町1号線 延長：L=100m 位置：銅座地区</p> <p>【実施時期】 平成26年度～令和6年度</p>	<p>長崎市</p>	<p>銅座地区周辺地域の活性化を図るとともに、防災性の向上と交通環境の改善を図るため、道路と河川（銅座川）を一体的に整備する。</p> <p>「水と緑」に親しめる都市空間を創出することで、まちの魅力と回遊性の向上につながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 賑わい拠点広場整備事業</p> <p>【内容】 用地取得、板石舗装、カラー舗装、パーゴラ等の設置 規模：4箇所計 1,650 m² 位置：新大工エリア、中島川・寺町エリア、浜町・銅座エリア</p> <p>【実施時期】 平成26年度～令和4年度</p>	長崎市	<p>地域に賑わいを生み出すため、地域や商店街等によるイベント等が開催できるシンボリックな広場を整備する。</p> <p>まちなかの賑わい創出が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 地域・観光交流センター整備事業</p> <p>【内容】 地域交流センターの整備 規模：2箇所 面積：1,081 m² 位置：中島川・寺町エリア、館内・新地エリア</p> <p>【実施時期】 平成26年度～令和4年度</p>	長崎市	<p>地域の伝統や文化の継承に貢献し、観光客への情報発信を行う拠点となる施設を整備する。</p> <p>地域の活性化及び観光客の回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 花のあるまちづくり事業</p> <p>【内容】 まちなかの各エリアにおいて、公共空間などに花の植栽を行い、花で楽しめる空間を創出する。 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度～令和 4 年度</p>	長崎市	<p>中心市街地内において花で楽しめるまちを創出することにより、公共空間等の快適性を高め、魅力の向上を図る。</p> <p>地域の活性化や回遊性の向上に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

長崎市の中心市街地には、県庁、市役所、県警察本部、長崎地方裁判所や法務局などの主要な行政施設のほか長崎市立図書館や長崎市公会堂、長崎市民会館、長崎県美術館などの文化施設、さらには病院などの医療施設も集積している。

平成26年2月には、長崎みなとメディカルセンター 市民病院が第Ⅰ期開院している状況であるが、平成28年度のグランドオープン（第Ⅱ期棟完成）後は、さらに市街地への来街者の増加が見込まれている。

また、国内外との交流によって栄えてきた本市は、独自の文化や夜景、食などの魅力にあふれ、平和や医学に関する情報なども豊富にあり、これまでも学会・大会などの開催を誘致してきたが、受け入れができる十分な施設がないことが大きな要因で実現しないことが多いことから、新たな受入施設（交流拠点施設）の整備が求められている。

さらには、長崎市庁舎は多くの市民が集まり、防災の拠点となる重要な施設だが、建物が老朽化していること、また、大規模な地震に耐えうる強度が不足していることなど多くの課題を有している。

このような、市庁舎の課題を解決するとともに、まちづくりの面から、市民が親しみやすく、交流が促進されるような機能を追加するとともに、「まちなか」に一步近づき、人の動きの活性化やまちなかの賑わいに繋げていくため、新市庁舎の場所を魚の町地区とし、市庁舎の建替えを進めることとしている。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地には商業、業務、行政、文化、医療施設などの集積があり、賑わいを支える大きな要素となっている。これらの都市機能は、中心市街地内での継続・充実を原則として、中心市街地において多様なサービスが受けられる魅力的な都市づくりに向けた取り組みを進めることとする。

具体的には、令和4年の新幹線の開業が決まり、国内外からの交通アクセスが各段に向上し、あわせて長崎駅周辺の再整備により JR 長崎駅周辺が大きく変わろうとしている。このような交通の要衝である長崎駅周辺において国際会議や大規模学会、様々なイベントを開催し、長崎の活性化として、さらなる交流人口の拡大を図る目的として交流拠点施設の整備が必要である。

平成26年2月には長崎市新庁舎建設基本計画が策定され、これまでの市庁舎では確保できなかった、市民の交流や憩いのスペースなど、まちなかの魅力向上に必要な機能についても付加・充実させることとしている。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度、基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新市立病院建設事業 【内容】 市民病院及び成人病センターを廃止・統合し、新市立病院を建設 位置：常盤町及び新地町 【実施時期】 平成20～28年度	長崎市	老朽化、狭あい化した市民病院及び成人病センターを廃止・統合し、救急医療の充実、地域の医療従事者の教育支援及び地域医療連携強化を図るため、新市立病院を建設する。人が集まりやすく、交通アクセスの良い中心市街地に施設を設置する本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）） 〔国土交通省〕 【実施時期】 平成27～28年度	
【事業名】 交流拠点施設整備事業 【内容】 学会・大会会場、展示会・見本市会場、会議室などを兼ね備えた複合型施設の建設 位置：尾上町 【実施時期】 平成27年度～令和3年度 【公共施設の用途】 地域交流施設	長崎市	新長崎駅の隣接地において、学会や会議、地域住民が交流できるイベントなどを開催できる交流拠点施設を建設し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図る。 人が集まりやすく、交通アクセスに優れた中心市街地に交流拠点施設を設置する本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 ①社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（長崎駅周辺地区）） 〔国土交通省〕 ②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（長崎駅周辺地区）） 〔国土交通省〕 ③中心市街地再活性化特別対策事業 〔総務省〕 【実施時期】 ①平成30～31年度 ②平成30～31年度 ③平成30～31年度	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 新市庁舎建設事業〔再掲〕</p> <p>【内容】 老朽化した市庁舎の建替えとあわせた、防災・災害復興拠点機能や多目的利用が可能な空間の整備 位置：魚の町</p> <p>【実施時期】 平成28年度～令和4年度</p>	長崎市	<p>新市庁舎に、市民によるイベント・展示など多目的利用が可能な空間や、まちなかの憩いのスペースとして多目的に利用できるエントランスホールや広場、駐車場、誰もが使いやすいトイレなどを整備する。</p> <p>人が集まりやすく、交通アクセスの良い中心市街地に、市民が親しみやすく、交流の促進・賑わい創出を図る機能の集積が見込めることから中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成28～29年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 県庁舎建設整備事業</p> <p>【内容】 防災拠点・災害対策活動を支援する機能を有する県庁舎の整備にあわせて、エントランスホールや隣接する防災緑地と連携して、県民参加のイベント等への活用 位置：尾上町</p> <p>【実施時期】 平成23～29年度</p>	長崎県	<p>様々な自然災害や事故発生時の救助等の応急対策を中心とした防災拠点としての機能や災害対策活動を支援する機能を有した県庁舎に、エントランスホールや隣接する防災緑地と連携して、県民参加のイベント等への活用を図る。人が集まりやすく、交通アクセスの良い中心市街地に施設を設置する本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成27～29年度</p>	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

<p>【事業名】 新市庁舎建設事業〔再掲〕</p> <p>【内容】 老朽化した市庁舎の建替えとあわせた、防災・災害復興拠点機能や多目的利用が可能な空間の整備 位置：魚の町</p> <p>【実施時期】 平成28年度～令和4年度</p>	<p>長崎市</p>	<p>新市庁舎に、市民によるイベント・展示など多目的利用が可能な空間や、まちなかの憩いのスペースとして多目的に利用できるエントランスホールや広場、駐車場、誰もが使いやすいトイレなどを整備する。</p> <p>人が集まりやすく、交通アクセスの良い中心市街地に、市民が親しみやすく、交流の促進・賑わい創出を図る機能の集積が見込めることから中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 防災・安全交付金（優良建築物等整備事業） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成30～31年度</p>	
---	------------	--	---	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 交流拠点施設整備事業〔再掲〕</p> <p>【内容】 学会・大会会場、展示会・見本市会場、会議室などを兼ね備えた複合型施設の建設 位置：尾上町</p> <p>【実施時期】 平成27年度～令和3年度</p> <p>【公共施設の利用】 地域交流施設</p>	<p>長崎市</p>	<p>新長崎駅の隣接地において、学会や会議、地域住民が交流できるイベントなどを開催できる交流拠点施設を建設し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図る。</p> <p>人が集まりやすく、交通アクセスに優れた中心市街地に交流拠点施設を設置する本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 地方創生推進交付金 〔内閣府〕</p> <p>【実施時期】 平成29～31年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 県庁舎跡地活用事業〔再掲〕</p> <p>【内容】 本庁舎等跡地については、以下の主要3機能を中心とした懇話会提言を受けて検討中。</p> <p>〔主要機能〕</p> <p>①多目的広場機能 多彩なイベントによる交流・賑わいの創出とともに、日常の憩いの場を提供する</p> <p>②歴史・情報発信機能 長崎の歴史や広く長崎が有する歴史的遺産のみならず、交流機能等をはじめ、長崎県に関する様々な情報発信を目的とした機能も付加する</p> <p>③ホール機能 県民が集い、賑わいの創出に資する</p> <p>なお、県警本部跡地について</p>	長崎県	<p>現県庁舎の移転後の跡地を、賑わいの創出の場、歴史・情報発信の場として整備するもの。</p> <p>現県庁舎の敷地は、長崎発祥の礎となった場所であり、長崎駅や松が枝国際観光船ふ頭等と中心部の商店街等をつなぐ地理的にも重要な位置にあり、また出島にも隣接することから、ここを市民や観光客の交流による賑わいの場、吸引力のある回遊性の拠点として整備することは、中心市街地の回遊性の向上・賑わいの創出に大きく寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>は、周辺施設機能の状況に配慮しながら、県庁跡地と連携した活用策を検討する 位置：江戸町</p> <p>【実施時期】 平成26年度～令和7年度</p>				
<p>【事業名】 市庁舎跡地活用事業[再掲]</p> <p>【内容】 公園や文化施設を中心とした、市民が憩い、周辺の賑わいにつながる施設の整備 位置：桜町</p> <p>【実施時期】 平成29年度～</p>	長崎市	<p>現在の市庁舎は、陸の玄関口である長崎駅、浜町や新大工の中心商店街を結ぶ、市中心部において重要な場所に位置している。</p> <p>市庁舎移転後の跡地に、広場など市民の憩いの場や、人々が集い周辺の賑わいにつながる施設などを整備することで、まちなか全体への回遊性を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地人口は、昭和 50 年の約 35,000 人から減少傾向が続いていたが、平成 12 年の 22,842 人から増加傾向に転じ、平成 26 年には 28,701 人まで増加し、平成 12 年からの 14 年間で 5,859 人増加している。

中心市街地において人口増に転じた要因としては、現在の地価が平成 3 年の地価の約 10 分の 1 にまで急激に下落し、中心市街地において民間事業者による分譲マンションの供給が活発化したことが要因と考えられる。また、路線バスや路面電車などの公共交通の利便性が高いことや、商店街やオフィス街などの商業業務機能、文化施設、医療機関などの都市福利施設の集積したまちなかに対する住宅需要は、以前に比べて高まっているものと考えられる。

一方で、本市全体の人口は昭和 60 年頃から減少傾向が続いており、斜面市街地や郊外等の周辺部から利便性の高い中心市街地への住み替えが進んでいる状況にある。

高齢化が急速に進行するなかで、本市の周辺部から中心市街地への人口移動が急激に進むことは、周辺部におけるコミュニティの維持を図っていく上で大きな課題であることから、周辺部の各地域における生活拠点の維持や、街なか居住の推進のあり方について、広く市民の意見を反映した都市の将来ビジョンを確立していく必要がある。

(2) 居住環境向上のための事業の必要性

近年、中心市街地の人口は増加傾向にあるが、中心市街地以外へ最寄り品を求めていく傾向があることから、中心市街地における歩行者通行量や年間商品販売額は減少傾向が続いている。

中心市街地においては、暮らしの場としての魅力を強化するため、本計画に位置付けられている各種事業の展開により、居住者の利便性や快適性を高めるとともに、市街地再開発事業による賑わいの創出と魅力の強化を図ることが必要である。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度、基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 〔再掲〕</p> <p>【内容】 新大工町及び伊勢町（約0.72ha）での第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務・駐車場の整備 位置：新大工町及び伊勢町</p> <p>【実施時期】 平成26年度～令和4年度</p>	<p>新大工町地区市街地再開発組合</p>	<p>中心市街地の商業地である新大工町及び伊勢町の土地利用の更新を図り、地域活力の維持向上と賑わい再生を図る。</p> <p>回遊性の向上、まちなか居住、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	
<p>【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 〔再掲〕</p> <p>【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおける、再開発やテナントミックスの手法を踏まえたまちづくり構想に基づく、第一種市街地再開発事業による商業・住宅・駐車場の整備 位置：浜町</p> <p>【実施時期】 平成26年度～</p>	<p>民間事業者</p>	<p>浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちなかプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であり、陸と海の玄関口からまちなかへの回遊性を高めることにより、中心市街地の活性化を図ろうとする本基本計画を推進するにあたり、浜町地区の魅力の向上は欠かすことができない。</p> <p>浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成27～30年度</p>	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 南大浦地区斜面市街地再生事業 〔再掲〕</p> <p>【内容】 南大浦地区における老朽建物の建替促進や生活道路の整備 位置：相生町</p> <p>【実施時期】 平成12～31年度</p>	<p>長崎市</p>	<p>路面電車終点の石橋電停から斜行エレベーターを通り、グラバー園へ至る観光動線として狭小な道路を市民や観光客の回遊の利便性を高めるものとして整備する。</p> <p>未接道で老朽化した建物の建替促進を図ることにより、定住人口が増加し、南大浦地区及び中心市街地の活性化に寄与することが見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【事業名】 社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

[1] 経済活力の向上のための事業及び措置の必要性

(1) 現状分析

長崎市の中心市街地は、浜町地区を中心として、古くから県都長崎の商業・業務の中心としての役割を担ってきた。

しかしながら、平成12年には、中心市街地内の臨海部に、長崎市では最大級の2つの大型商業施設が開店し、中心市街地内における商店街などを取り巻く環境が変化し、これに加えて、近隣自治体における大型店やロードサイド店の進出などの環境変化もあいまって、浜町地区など古くからある商店街への影響が懸念される。

また、中心市街地内には、多くの歴史・文化施設が立地し、1年を通して長崎独自のイベントが多く開催され、長崎さるくのようなまち歩き型観光も定着している。年間を通じて多くの観光客が訪れ、特に、アジアに近いという地理的条件により、外国人観光客も増加しているが、中心市街地における歩行者通行量は、若干の増減を繰り返しながらも減少傾向が続いている。

このことから、今後、九州新幹線西九州ルート建設をはじめ新長崎駅舎や交流拠点施設等の受け皿としての長崎駅周辺整備事業、さらにはクルーズ客船の複数隻の停泊を可能とする松が枝国際観光船ふ頭の整備などの事業により拡大が見込まれる交流人口を、上手に中心市街地内へ誘導するため、回遊性の向上と集客力の高い魅力ある商業環境づくりが課題となっている。

(2) 経済活力の向上の必要性

以上の現状を踏まえ、経済社会環境の変化に的確に対応し、中心市街地の魅力と活力、求心力を維持向上させるため、新大工町地区市街地再開発事業や浜町地区市街地再開発事業を主要事業とした中心商店街全体のエリアマネジメントを推進するとともに、各商店街がエリアの特色を活かして実施するイベントや観光イベントなどと連携し、臨海部の大型店を含めたエリア内の核店舗と商店街が一体となった、ハード・ソフト両面での総合的なまちづくりの推進が必要である。

また、個々の店舗や商店街が行う、多様な消費者ニーズに対応し魅力向上を図るハード・ソフト事業への支援、空き店舗対策、新たな交流と集客を生み出す各種イベント事業への支援を積極的に行うとともに、これら事業の継続的な実施を図るため、人材の育成にも取り組んで行く必要がある。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度、基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 大規模小売店舗立地法の特例措置</p> <p>【内容】 大規模小売店舗立地法の特例措置である「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」の指定要請</p> <p>【実施時期】 平成27年度～</p>	長崎市	<p>本市の中心市街地において市街地再開発事業等による商業機能の更新など、早期活性化に資する動きがあった場合、法定手続きを大幅に簡素化できる「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」の指定を速やかに長崎県に要請する。</p> <p>商業機能の更新等により、買い物の場としての魅力の向上につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 [再掲]</p> <p>【内容】 新大工町及び伊勢町（約0.72ha）での第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務・駐車場の整備 位置：新大工町及び伊勢町</p> <p>【実施時期】 平成26年度～令和4年度</p>	新大工町地区市街地再開発組合	<p>中心市街地の商業地である新大工町及び伊勢町の土地利用の更新を図り、地域活力の維持向上と賑わい再生を図るものである。</p> <p>まちなか居住、賑わいの創出、回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業</p> <p>【内容】 まちなかの賑わいの創出に寄与するための活動を行う市民、地域団体等に対して補助金を交付し、活動の初動時期を支援する。 位置：新大工～浜町～大浦に至るまちなか区域</p> <p>【実施時期】 平成24年度～</p>	長崎市	<p>まちなかでは、多くの市民や団体、企業などが、それぞれの立場でまちなかの魅力づくりや賑わいの創出へ取り組むアイデアや意欲を持っている。</p> <p>本事業においては、地域の資源を活かした商品開発や、長崎の伝統産業を活かした活動など、地域の魅力の発信や賑わいの創出に効果のある取組みの初動時期を支援し、主体的・継続的な取組みにつなげることにより、まちなかの魅力向上を推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	
<p>【事業名】 まちなか商業人材サポート事業</p> <p>【内容】 まちづくりのあり方に関するセミナーやワークショップを開催し、まちなかの若手商業者を中心とした人材を育成することによる、長期継続的なまちづくりの推進</p> <p>【実施時期】 平成25年度～29年度</p>	長崎市	<p>中心市街地活性化の取り組みを真に効果的に進めていくためには、まちなかの商業者をはじめとする、地域住民によるまちづくりの視点が欠かせない。</p> <p>本事業においては、セミナーやワークショップを通じて、まちづくりに対する考え方や手法を学んでもらうことで、一過性に終わらない継続的なまちなか活性化への取り組みを推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 平成27～28年度</p>	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業</p> <p>【内容】 中心市街地の商店街等が行う大型店等との連携事業、観光客の取り込みを目的とした事業、消費拡大の推進を目的とした事業であって、商店街の役割をステップアップさせると認められるソフト事業への補助</p> <p>【実施時期】 平成27年度～</p>	長崎市	<p>古くからの歴史と多様な文化を色濃く残す中心市街地の商業環境を魅力的なものにするためには、まちなかの既存商店街の活力向上が欠かせない。</p> <p>本事業においては、中心市街地の商店街が行う大型店との連携事業や今後増加が見込まれる観光客の取り込みを目的とした事業等に支援を行うものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	
<p>【事業名】 Nagasaki まちなか文化祭事業</p> <p>【内容】 中心市街地において、音楽をはじめ舞踊、演劇などのステージを開催することにより、まちなかの賑わいの創出や、市民の芸術文化活動の発表や鑑賞の場を提供する</p> <p>【実施時期】 平成27年度～</p>	長崎市	<p>本市の中心商業地において、音楽をはじめ舞踊、演劇などのステージを開催するNagasaki まちなか文化祭事業は、まちなかの賑わいの創出に直接寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 長崎さるく</p> <p>【内容】 長崎の数多くある観光資源を活かして、市民ボランティアガイドとともにまちをさるいて（歩いて）長崎を観光するイベント</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度～</p>	<p>(一社) 長崎国際観光コンベンション協会</p>	<p>中心市街地には数多くの歴史的建造物が点在しており、引き続き長崎さるくを実施することにより、観光客を中心市街地に誘致し、中心市街地の集客力向上を図る。</p> <p>長崎さるくを通して、観光客、市民を中心市街地に集客し、各種イベントとタイアップすることにより、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 平成 27～31 年度</p>	
<p>【事業名】 長崎帆船まつり</p> <p>【内容】 長崎港に国内外から帆船を集結させ、入港パレード、船内一般公開、体験クルーズ、ライトアップなどを実施</p> <p>【実施時期】 平成 12 年度～</p>	<p>長崎帆船まつり実行委員会</p>	<p>4 月下旬に長崎港において長崎帆船まつりを開催することで、観光客や市民の賑わいを生み出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 平成 27～31 年度</p>	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 長崎くんち</p> <p>【内容】 長崎の秋を代表する祭りで、毎年5～7町が奉納踊りを各会場で披露</p> <p>【実施時期】 継続事業</p>	<p>長崎伝統芸能振興会（長崎商工会議所）</p>	<p>毎年10月7日から9日まで行われる長崎くんちでは、踊り町を中心とする中心市街地全体が祭りにより盛り上がり、龍踊りや庭見せなど観光客も長崎文化を楽しめる催し物があるため、人の活気と祭りによる賑わいが生み出されている。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	
<p>【事業名】 長崎ベイサイドマラソン&ウオーク</p> <p>【内容】 長崎水辺の森公園をスタートし、女神大橋など長崎港周辺の様々な距離やコースを選んで回遊</p> <p>【実施時期】 平成14年度～</p>	<p>長崎ベイサイドマラソン実行委員会、長崎さるく・女神大橋ウオーキング大会実行委員会</p>	<p>毎年秋にマラソン及びウオーキング大会を行うことで、国内外からの集客を促し、中心市街地に賑わいが生まれることや、中心市街地の魅力発見にもつながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 長崎ランタンフェスティバル</p> <p>【内容】 長崎にゆかりある中国の旧正月を祝う祭りであり、1万5千個のランタンが長崎の町を中国色一色に染める。中国にちなんだイベント等も開催</p> <p>【実施時期】 平成5年度～</p>	<p>長崎ランタンフェスティバル実行委員会</p>	<p>中心市街地で最大の動員数を誇る長崎ランタンフェスティバルを行うことで、国内外からの多くの来街者が見込め、中心市街地の回遊や商業が活発化することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 平成27年4月～ 令和2年3月</p>	<p>区域内</p>
<p>【事業名】 中島川周辺活性化事業</p> <p>【内容】 長崎の歴史と文化に彩られた独自の風情を持つ中島川兩岸を活用し、ライトアップや夜市、イベント等を実施することにより、風情と賑わいを創出する。 位置：中島川（袋橋～魚市橋）周辺</p> <p>【実施時期】 平成18年度～</p>	<p>長崎市・長崎夜市実行委員会</p>	<p>長崎の歴史と文化に彩られ、市民や観光客も足を運ぶ独自の風情をもつ中島川界限を活用し、新たな賑わいの場の創出と、観光及び地域の活性化を図る。</p> <p>ライトアップにより風情を創出するとともに、夜市やイベントを行うことで中心市街地に賑わいと活力を与えるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 観光イルミネーション事業</p> <p>【内容】 グラバー園等でのイルミネーションを訴求力のある観光素材とし、長崎の夜景イベントとして定着させる。 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成 21 年度～</p>	長崎市	<p>平成 21 年度から実施しているグラバー園等でのイルミネーションを訴求力のある観光素材とし、長崎の夜景イベントとして定着させる。</p> <p>イルミネーションの灯りにより、夜のまちなみの魅力向上が図られ、夜型観光の推進に寄与し、中心市街地への誘客による賑わいの創出につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 平成 27 年 4 月～ 令和 2 年 3 月</p>	区域内外
<p>【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業[再掲]</p> <p>【内容】 東山手・南山手地区に残る洋館を、多くの人に利用される魅力ある場所にするための活用見直し 位置：南山手・東山手地区</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>	長崎市	<p>中心市街地の南側に位置する東山手・南山手地区は、伝統的建造物保存地区にも選定されており、洋館をはじめとする、歴史的価値のあるものが多く残っているため、それらを活かして地区の魅力向上を図るものである。</p> <p>洋館の魅力の向上により新たな地区の価値が生まれ、賑わいや活力の創出も見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 平成 27～31 年度</p>	

7. 中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 長崎ペーロン選手権大会</p> <p>【内容】 長崎の伝統行事であるペーロンを市民・観光客に認知してもらう機会としてペーロン選手権を開催し、賑わいの創出を図り、観光振興・地域振興につなげる。</p> <p>【実施時期】 継続事業</p>	<p>長崎ペーロン選手権大会実行委員会</p>	<p>ペーロン選手権大会に来場する観光客や市民を、中心市街地に誘客し、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 平成30～31年度</p>	
<p>【事業名】 まちなか再生推進事業</p> <p>【内容】 まちなかの賑わいを再生するため、歳時を顕在化するイベントの開催やまちなかの魅力を市民や観光客に伝えるガイドブックや映像の作成等を実施する。</p> <p>【実施時期】 平成30～31年度</p>	<p>長崎市</p>	<p>地域と連携しながら、まちなかの各エリアの個性や魅力を顕在化し、情報の発信などを進めることにより賑わいの再生を図るものであり、地域の活性化、市民や観光客の回遊性の向上や賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 平成30～31年度</p>	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 出島表門橋架橋整備事業[再掲]</p> <p>【内容】 出島表門橋の設計、対岸の中島川公園と一体的な周辺整備を行うためのデザインの検討及び出島表門橋の架橋位置：出島町及び江戸町</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	<p>長崎市</p>	<p>鎖国時代における唯一の海外との窓口であった出島と対岸の江戸町を結ぶ架け橋として象徴的な建造物である出島表門橋を整備するもの。</p> <p>橋を渡って出島に入場させることにより、往時の雰囲気と臨場感を体感できるとともに、対岸の中島川公園を橋のある空間として一体的に整備することで、観光客や市民の賑わいを生み出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地再活性化特別対策事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 平成 27～29 年度</p>	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 〔再掲〕</p> <p>【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおける、再開発やテナントミックスの手法を踏まえたまちづくり構想に基づく、第一種市街地再開発事業による商業・住宅・駐車場の整備 位置：浜町</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>	<p>浜市商店街振興組合・民間事業者</p>	<p>浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であり、陸と海の玄関口からまちなかへの回遊性を高めることにより、中心市街地の活性化を図ろうとする本基本計画を推進するにあたり、浜町地区の魅力の向上は欠かすことができない。</p> <p>浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地再興戦略事業費補助金（調査事業） 〔経済産業省〕</p> <p>【実施時期】 平成 28～29 年度</p>	
<p>【事業名】 商店街賑わい整備事業</p> <p>【内容】 商店街を活性化するため、商店街の機能向上を図る事業への助成を行う。</p> <p>【実施時期】 平成 12 年度～</p>	<p>長崎市</p>	<p>中心市街地活性化のためには、まちなかの既存商店街の活力向上が欠かせない。</p> <p>本事業においては、商店街の機能向上を図る事業に対し支援を行うものであり、賑わいの創出、快適な商店街の形成に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区（第2期））と一体の効果促進事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成 31 年度</p>	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 市民トイレ活用事業〔再掲〕</p> <p>【内容】 商業施設や店舗等の民間施設のトイレ整備費用の一部を市が助成する等して、一般市民や観光客にトイレを開放してもらう取組みを行うもの。 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成27年度～</p>	長崎市	<p>多くの人が集まる場所や通りに必ずしも公共トイレが配置されていない現状において、公共トイレを補完する形で、民間施設のトイレを市民や観光客が自由に利用できるよう開放してもらうものである。</p> <p>まちなかに訪れた誰もがまち歩きを安心して楽しむことができ、賑わいの創出につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 〔内閣府〕</p> <p>【実施時期】 平成27年度</p>	
<p>【事業名】 中心市街地公園整備事業</p> <p>【内容】 中心市街地内の公園等の整備（中央公園ほか） 位置：賑町ほか</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	長崎市	<p>長崎ランタンフェスティバルや長崎くんち等、中心市街地で行われる催しが開催され、中心市街地の賑わいの拠点となり集客力を高める広場の整備等を実施する。</p> <p>観光客等の来街の促進が図られ、回遊性の向上や賑わいの創出にも寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>【措置の内容】 景観まちづくり刷新支援事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成29年度</p>	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちなか商店街誘客事業</p> <p>【事業内容】 中心市街地活性化基本計画エリア内において、商店街等が行う外国人観光客等の誘客促進への取り組みを支援 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成27年度～</p>	長崎市	<p>世界新三大夜景の認定や2つの世界遺産登録の動きを背景に、今後、国内外からの観光客の増加が見込まれる中、これらの観光客を観光地だけでなく、まちなかの商店街へ誘客し、受け入れる体制を整備することが、中心市街地の活性化に大きく寄与する。</p> <p>本事業においては、外国人観光客等の受け入れに関して現状の課題を分析し、課題解決に向けた取り組みを行う商店街等の取り組みを支援し、外国人観光客等をまちなか商店街へ誘客しようとするものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 ①地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 [内閣府] ②地方創生加速化交付金 [内閣府] ③地方創生推進交付金 [内閣府]</p> <p>【実施時期】 ①平成27年度 ②平成28年度 ③平成29～31年度</p>	
<p>【事業名】 まちなか商業人材サポート事業 [再掲]</p> <p>【内容】 まちづくりのあり方に関するセミナーやワークショップを開催し、まちなかの若手商業者を中心とした人材を育成することによる、長期継続的なまちづくりの推進</p> <p>【実施時期】 平成25年度～29年度</p>	長崎市	<p>中心市街地活性化の取り組みを真に効果的に進めていくためには、まちなかの商業者をはじめとする、地域住民によるまちづくりの視点が欠かせない。</p> <p>本事業においては、セミナーやワークショップを通じて、まちづくりに対する考え方や手法を学んでもらうことで、一過性に終わらない継続的なまちなか活性化への取り組みを推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 地方創生推進交付金 [内閣府]</p> <p>【実施時期】 平成29年度</p>	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 商店街持続化推進事業</p> <p>【内容】 商店街の空き店舗や後継者対策として、関係機関の参画のもとに、空き店舗の所有者や後継者のいない店舗経営者と創業希望者とのマッチングのための実践的取組みを通じて課題解決を図る。</p> <p>【実施時期】 平成 30 年度～</p>	長崎市	<p>中心市街地活性化のためには、商店街が存続・発展していくことが重要であり、そのために空き店舗をうめることと出さないことが必要である。</p> <p>本事業では、空き店舗所有者や後継者のいない店舗経営者と創業希望者とのマッチングに取組み、実践的活動を通じて商業者の人材育成と商店街・商業者間のネットワークづくりにつなげ、持続可能な商業活動を促進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 地方創生推進交付金 [内閣府]</p> <p>【実施時期】 平成 30～31 年度</p>	
<p>【事業名】 長崎市公衆無線 LAN 環境整備事業</p> <p>【内容】 中心市街地の主要観光施設等にアクセス回線及び無線機器を設置し、公衆無線 LAN 環境の整備を行うもの。 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度</p>	長崎市	<p>これから更なる増加が見込まれる海外からの個人旅行者に対し、詳細な着地情報を提供するための環境整備を行うものである。</p> <p>観光都市としての利便性を向上させ、外国人旅行者の滞在満足度を高めるとともに、災害発生時に彼らが必要な情報を円滑に取得できる環境をつくり、来街者などの効果的・効率的な活動を支えるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金 [総務省]</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業
該当なし

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

長崎市の中心市街地には、今後、新幹線開業に向けた整備が進められるJR長崎駅を始め、離島への交通拠点となる長崎港ターミナルや福岡・大分・熊本方面の長距離バスを発着させる長崎県営バスターミナル、市内の交通拠点となる長崎新地バスターミナルが立地している。また、バス及び路面電車のほとんどが中心市街地を経由するため、高い頻度で運行がなされ、公共交通機関の利便性は比較的高いと言える。

この他にも、都心部の交通渋滞の緩和のためのパーク&ライドの推奨や、公共交通機関の定時性確保に向けたバス専用レーンの設置、公共車両優先システム(PTPS)の導入を行っている。

また、バス・路面電車で使用可能なICカード「長崎スマートカード」の導入やJR長崎駅と中心商店街・商業施設とを循環する「お買い物バス」の運行が実施され、公共交通の利用促進を図るための取り組みが進められてきた。

さらに、斜面市街地や合併地区においては、住民の公共交通の利便性を確保するため、「乗り合いタクシー」、「コミュニティバス」の運行を行っている。

また、主要観光施設であるグラバー園に近い南大浦地区では、斜行エレベーターと垂直エレベーターから成る「グラバースカイロード」を整備し、多くの市民や観光客に利用されている。

したがって、周辺部から中心市街地へのアクセスは一定整備されていると言えるものの、停留所のバリアフリー化への未対応や、案内のわかりにくさなど、利用者の利便性向上が課題となっている。

(2) 公共交通機関の利用者の利便性の増進を図るための事業の必要性

今後、中心市街地の活性化を図るためには、新幹線開業や松が枝国際観光船ふ頭の拡張などにより生まれる交流人口を中心市街地に回遊させ、また、一層、中心市街地へ商業・業務を集積させていく必要がある。そのためには、人が中心市街地に行きやすい環境をつくるため、公共交通機関の利便性の増進を図るための事業を行う必要がある。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度、基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 二輪車等駐車場整備事業</p> <p>【内容】 駐車場整備地区内における駐輪場の整備</p> <p>【実施時期】 平成10年度～</p>	長崎市	<p>長崎市では、道路残地などの市有地を利用して、駐輪場の整備を行っているが、依然として駐輪場が不足している状況にあることから、都心部である駐車場整備地区内において、駐輪場の整備を行うものである。</p> <p>路上駐輪を防止し、歩行空間の安全性確保や快適性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（長崎駅周辺地区）） [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成31年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 新大工・馬町交差点改良事業</p> <p>【内容】 横断歩道の新設及び、地下道の一部廃止 軌道移設に伴う道路及び電停の改良 位置：馬町、新大工町</p> <p>【実施時期】 平成25年度～</p>	国土交通省	<p>新大工町電停及び諏訪神社前電停は、1日当たりの乗降客数が3,000人を超え、『移動等円滑化の促進に関する基本方針』において整備目標が示されている重要な旅客施設であるが、現在、歩道橋や地下道でしかアクセス出来ない状況であることから、新たな横断歩道の設置や、電停のバリアフリー化により、高齢者や交通弱者等の移動の円滑化を図るものである。</p> <p>長崎市が実施するまちなか回遊路整備事業や隣接する新大工町地区市街地再開発事業と連携し、歩行者の回遊性向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	国直轄事業	

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 離島航路維持対策事業</p> <p>【内容】 離島航路維持に係る運航事業者に対する支援</p> <p>位置：長崎～伊王島～高島航路</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度～</p>	<p>運航事業者</p>	<p>本市の中心部に位置しており、バス、電車などの陸上公共交通機関との接続が充実し、隣接地には大型商業施設や病院、周辺には市役所、県庁等の業務施設がある長崎港ターミナルを発着し、本土と離島を結ぶ重要な公共交通機関であり、地域住民の生活に欠かせない移動手段である離島航路の維持・確保を行うものである。</p> <p>離島地域から中心市街地への航路の維持・確保を行うことにより、離島との連携強化と離島から中心市街地への賑わい強化を図ることが見込めるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査事業） [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度～</p>	
<p>【事業名】 低床路面電車の導入事業</p> <p>【内容】 車内の段差を解消し、車椅子スペースを設け、電停と車両入口部の段差を最小限に抑えた、超低床式路面電車の導入</p> <p>【実施時期】 平成 30 年度～</p>	<p>長崎電気軌道(株)</p>	<p>誰もが利用しやすい低床車の導入を行い、電停のバリアフリー化や低床車の運行情報を配信するサービス「ドコネ」との一体的な運用をおこなうことにより、誰もが移動しやすい環境を創出する。</p> <p>多くの人の外出の機会を増やし、まちなかの交流人口の増加につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 30 年度</p>	

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 運行情報サイネージシステム導入事業</p> <p>【内容】 各車両に搭載しているビーコンを活用し、主要電停で運行情報を提供するシステムの整備</p> <p>【実施時期】 平成28年度～</p>	<p>長崎電気軌道(株)</p>	<p>長崎市の中心部を運行し、市民や観光客の移動手段として多く利用されている路面電車の主要な電停にサイネージシステムを導入し、利用客に車両の運行情報を提供する。</p> <p>利用客にとってわかりやすく快適な利用環境を提供し、利便性の向上を図ることにより、中心市街地の回遊性を高めるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成28～31年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 長崎市バリアフリー特定事業計画に基づく事業</p> <p>【内容】 公共交通機関の旅客施設及び車両、道路、交通安全施設、路外駐車場、都市公園、建築物のバリアフリー化</p> <p>【実施時期】 平成26年度～</p>	<p>長崎県・長崎市・関係機関・事業者</p>	<p>少子高齢化の進展、老年人口割合の増加、身体障害者への基盤施設の未対応等に対応し、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することを目的として、バリアフリー新法の制定に伴い策定した「長崎市バリアフリー基本構想」及び「長崎市バリアフリー特定事業計画」に基づき、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、交通安全施設、路外駐車場、都市公園施設並びに建築物のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するものである。</p> <p>高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 中心市街地の利便性・回遊性を高めるバス運行事業</p> <p>【内容】 観光、鑑賞、お買い物など、より利便性の高いアクセスの充実を図るバス運行</p> <p>【実施期間】 平成23年度～</p>	<p>長崎県交通局</p>	<p>中心市街地は、玄関口のJR長崎駅、長崎港、新大工地区から中華街や居留地に至るまちなか軸を中心とした地域であるが、域内には商業機能・業務機能が集中するだけでなく、出島など歴史ある史跡が存在し、美術館や図書館などの文化的な施設も立地している。</p> <p>このような彩り豊かな中心市街地において、観光、鑑賞、お買い物など、より利便性の高いアクセスの充実を図るバス運行を行うことは、中心市街地での利便性及び回遊性の向上に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 乗合タクシー運行事業(矢の平・伊良林地区、北大浦地区)</p> <p>【内容】 バス空白地域と中心市街地を結ぶ乗合タクシーの運行</p> <p>【実施時期】 平成14年度～</p>	<p>長崎市</p>	<p>道が狭くバスの乗り入れが困難な地域と中心市街地を乗合タクシーで結び、来訪者の利便性を向上させ、来街機会の増加、促進を図る。</p> <p>中心市街地への来街機会を増加、促進することは、中心市街地の賑わいを高め、経済活動を活性化、促進することにも繋がり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

◇ 4章から8章までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 都市再生総合整備事業における推進体制

長崎市は、平成21年度から都市再生総合整備事業に基づき、「平和と文化の国際交流拠点都市 長崎の再生」を目指し、交流人口拡大を図るための取組みを長崎県と共同で進めてきた。

都市・住環境整備基本計画や重点エリア整備計画の策定・改定等にあたっては、行政による「都市再生調整会議」、外部有識者からなる「都市再生委員会」を設置し、審議・検討を行った。

1) 行政組織

-都市再生調整会議組織表-

区分	メンバー
長崎県	副知事
	企画振興部長
	企画振興部文化観光物産局長
	産業労働部長
	水産部長
	土木部長
	警察本部交通部長
長崎市	企画振興部参事監 (まちづくり担当)
	副市長
	建設局長兼政策監
	企画財政部長
	商工部長
	文化観光部長
	土木部長
	都市計画部長
都市計画部理事	
事務局	県企画振興部まちづくり推進室長
	市都市計画部まちづくり推進室長

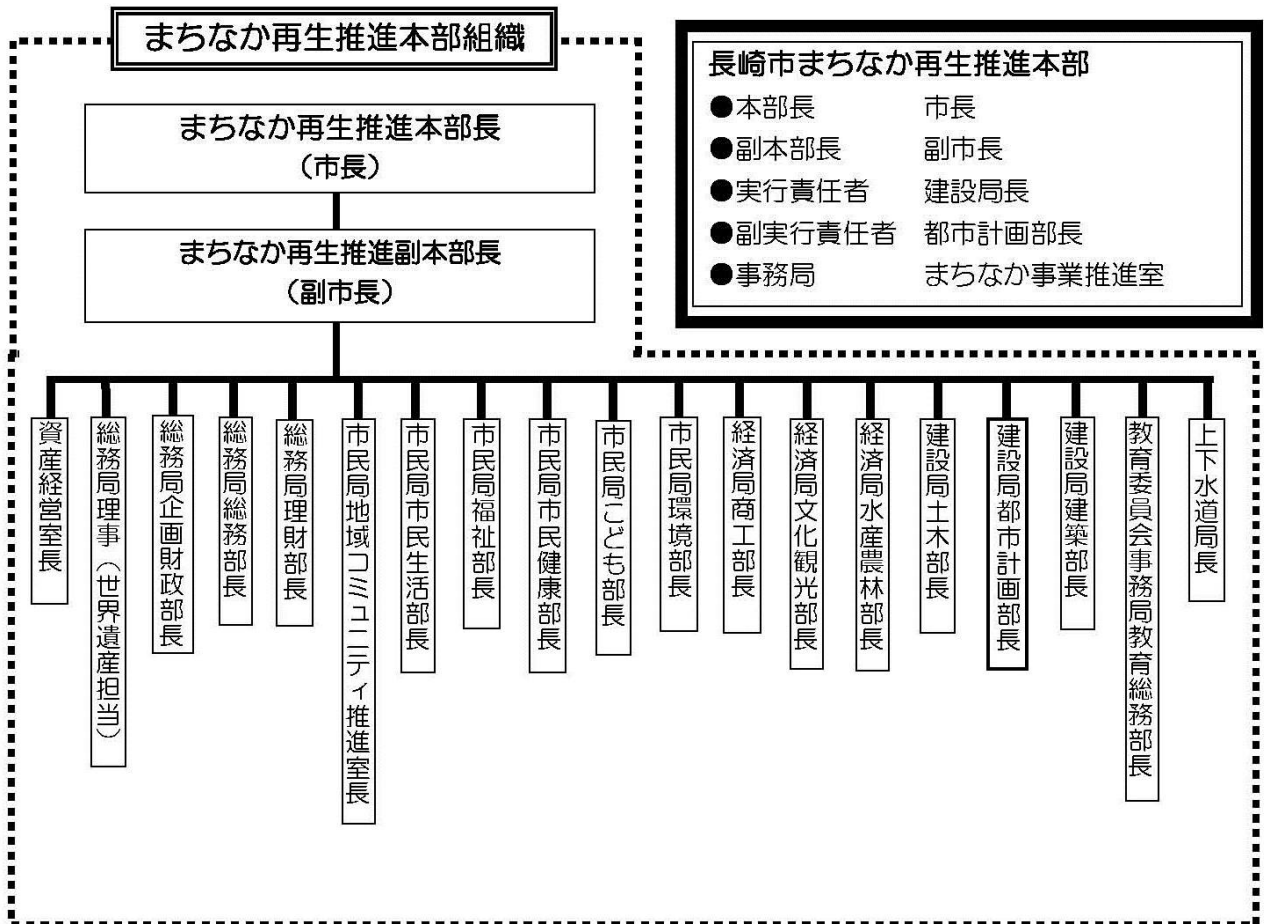
2) 外部組織

-都市再生委員会組織表-

区分	所属団体等
学識経験者	早稲田大学特命教授
	九州大学大学院工学研究院准教授
	長崎総合科学大学環境・建築学部教授
	長崎大学大学院経済学研究科准教授
経済団体	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科准教授
	長崎商工会議所都市問題委員会委員長
	長崎経済同友会副代表幹事
関係団体	長崎市商店街連合会副会長
	一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会会長
	一般社団法人日本旅行業協会九州支部長崎県地区委員会委員長
	一般社団法人長崎青年会議所理事長
	ながさき女性・団体ネットワーク
公益財団法人ながさき地域政策研究所理事長	

(2) 長崎市まちなか再生推進本部

長崎市では、歴史的な文化及び伝統を色濃く残し、様々な都市機能が集中している古くからの市街地である「まちなか」を再生することを目的として、庁内の関係部局相互の緊密な連携を確保するため、平成20年4月に市長を本部長とした長崎市まちなか再生推進本部を設置し、まちなか再生の推進及び各部局間の調整を実施している。



-長崎市まちなか再生推進本部組織体制-

(3) 中心市街地活性化基本計画関係課長会議

基本計画の策定及び推進について、具体的な事業計画の検討及び各事業の進行管理等を行うため、幹事課である建設局まちなか事業推進室、都市計画部都市計画課及びまちづくり推進室、商工部商業振興課にそれぞれ担当職員を配置し、情報収集や関係各課の連絡調整体制を整備している。

また、必要に応じて「中心市街地活性化基本計画関係課長会議」を開催し、基本計画全般にわたる方針等の協議を実施している。

-中心市街地活性化基本計画関係課長会議組織表 -

部 局	委 員
総務局	《企画財政部》 都市経営室、財政課、市民協働推進室
市民局	地域コミュニティ推進室
	《市民生活部》 自治振興課
	《福祉部》 高齢者すこやか支援課
	《市民健康部》 地域医療室、健康づくり課
	《こども部》 子育て支援課、幼児課、こどもみらい課
《環境部》 環境政策課	
経済局	《商工部》 産業雇用政策課、商業振興課
	《文化観光部》 観光政策課、観光推進課、国際課、文化振興課、文化財課、出島復元整備室
	《水産農林部》 水産農林政策課、農林整備課
建設局	まちなか事業推進室
	《土木部》 土木総務課、土木企画課、道路建設課、土木維持課
	《都市計画部》 都市計画課、みどりの課、長崎駅周辺整備室、まちづくり推進室
《建築部》 住宅課、建築課、建築指導課	
上下水道局	《事業部》 事業管理課
教育委員会	《教育総務部》 施設課

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項**(1) 組織の概要**

中心市街地の活性化に関する法律に基づき、長崎商工会議所ならびに長崎つきまち株式会社が中心となり、平成26年8月28日に「長崎市中心市街地活性化協議会」を設置した。

当協議会は、長崎市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその他必要な事項を協議し、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的としている。

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

(2) 協議会委員

No.	区分	法令根拠/第15条	所属・役職
1	まちづくり会社	第1項1号ロ(都市機能)	長崎つきまち(株)代表取締役社長
2	商工会議所	第1項2号イ(経済活力)	会頭
3			都市問題委員長
4			商業部会長
5			専務理事
6	商店街団体	第4項2号(商業者)	浜んまち6商会 会長
7			長崎市中通り商店街(振) 理事長
8			長崎市築町商店街 会長
9			新地湊市商店街会 会長
10			長崎駅前商店街組合 理事長
11			長崎市新大工町商店街(振) 代表理事
12	交通機関	第4項2号(交通事業者)	長崎自動車(株)代表取締役社長
13			長崎県交通局長
14			長崎電気軌道(株)代表取締役社長
15			九州旅客鉄道(株)長崎支社 取締役支社長
16			(一社)長崎市タクシー協会 会長
17	地権者	第4項2号(地権者)	浜んまちエリアマネジメント協議会 委員長
18			新大工町地区市街地再開発準備組合 理事長
19	市町村	第4項3号(市町村)	長崎市まちづくり部長
20			長崎市商工部長
21	金融機関	第8項(金融機関)	(株)十八銀行 代表執行役頭取
22			親和銀行 取締役常務執行役員
23	学識経験者	第8項(学識経験者)	(公財)ながさき地域政策研究所 研究所長
24			長崎大学経済学部准教授
25	NPO	第8項(市民)	NPO法人長崎コンプラドール 理事長
26	市民		(一社)長崎青年会議所 理事長
27	オブザーバー	第7項(行政機関)	経済産業省九州経済産業局 流通・サービス産業課長
28		第7項(行政機関)	国土交通省九州地方整備局建政部 都市・住宅整備課長
29		第7項(行政機関)	長崎県産業労働部商務金融課長
30		第7項(関係機関)	中小企業基盤整備機構九州本部 地域振興課長
30	アドバイザー	第7項(関係機関)	中小企業基盤整備機構九州本部 中心市街地サポートMG

(3) 長崎市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 長崎商工会議所及び長崎つきまち株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、「長崎市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、長崎市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその他必要な事項を協議し、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 長崎市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関する協議、意見提出
- (2) 民間事業者が、国の認定、支援を受けようとする事業計画に関する協議
- (3) その他、中心市街地の活性化に寄与する活動

(構成員)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 長崎商工会議所
- (2) 長崎つきまち株式会社
- (3) 長崎市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

3 前項の申出があった場合、法第15条第5項の規定に基づき、会長が承認する。

4 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定するものでなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(委員)

第5条 協議会は、前条に該当する委員をもって組織する。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指名するものを委員とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(3) 監事 2名

- 2 会長は、会議において委員の中から選任する。
- 3 副会長及び監事は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 役員の任期及び任期中の変更については、第5条第2項及び第3項を準用する。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、協議会の運営のための活動を行う。
- 4 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)は、会長が召集する。

- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
 - 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- なお、会議への出席は代理出席及び委任状出席を認めるものとする。
- 4 会長は、会議の議長となる。
 - 5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議結果の尊重)

第9条 協議会の構成員は、会議において協議が調った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(公表)

第10条 協議会の公表は、長崎商工会議所ホームページに掲載することによりこれを行う。

(アドバイザーの設置)

第11条 協議会の協議・検討に必要な事項について、助言を得るためにアドバイザーを置くことができる。

(オブザーバーの設置)

第12条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するために、長崎商工会議所内に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、長崎商工会議所が処理する。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第15条 協議会に要する経費は、負担金、補助金、助成金及びその他の収入により充てるものとする。

(解散)

第16条 協議会を解散する場合は、構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、長崎商工会議所が清算する。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成26年8月28日から施行する。

2 協議会設置時の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(4) 開催状況

第1回長崎市中心市街地活性化協議会《設立総会》(平成26年8月28日)

- ・長崎市中心市街地活性化協議会規約(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会構成員(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会役員選任について

第2回長崎市中心市街地活性化協議会(平成26年10月2日)

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の素案について
- ・その他

第3回長崎市中心市街地活性化協議会(平成26年11月14日)

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画(案)について
- ・その他

【平成27年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会(平成27年4月13日)

- ・平成26年度事業報告(案)について
- ・平成27年度事業計画(案)・予算(案)について
- ・その他

第2回長崎市中心市街地活性化協議会(平成27年11月17日)

- ・長崎市中心市街地活性化協議会副会長及び委員の変更について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・主要事業について
- ・経済産業省における中心市街地活性化関連施策の概要について
- ・その他

【平成 28 年度】

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 28 年 4 月 28 日）

- ・委員の選任（案）及び委員の選任について
- ・平成 27 年度事業報告（案）及び収支決算（案）について
- ・平成 28 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

【平成 29 年度】

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 29 年 4 月 26 日）

- ・平成 28 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 29 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 30 年 1 月 16 日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・その他

【平成 30 年度】

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 30 年 4 月 26 日）

- ・役員の選任について
- ・構成員の加入について
- ・平成 29 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 30 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 31 年 2 月 5 日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の主要事業の進捗状況について
- ・その他

【令和元年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会（平成31年4月26日）

- ・平成30年度事業報告及び収支決算について
- ・平成31年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について

第2回長崎市中心市街地活性化協議会（令和元年8月28日）

- ・第2期長崎市中心市街地活性化基本計画（素案）及び認定取得に向けたスケジュールについて
- ・その他

第3回長崎市中心市街地活性化協議会（令和元年9月27日）

- ・第2期長崎市中心市街地活性化基本計画（原案）について

長崎市中心市街地活性化協議会からの書面による意見聴取（令和2年2月3日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について

(5) 協議会から提出された意見

長崎市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書

平成26年11月26日

長崎市長 田上 富久 様

長崎市中心市街地活性化協議会
会 長 上 田 恵 三

長崎市の中心市街地は、行政・業務機能・商業地が集積し、特異かつ多彩な歴史に培われた文化と関連資源等を背景に、市域を越えた影響力を持つ県都の中核として長崎経済を牽引する役割を果たしています。

しかしながら、モータリゼーションの進展等を背景とした市街地の拡大や郊外型大型商業施設の立地、消費者の購買行動の多様化などの影響により、中心市街地の求心力には陰りが見えています。

加えて、今後、少子高齢化や人口減少が急速に進展することが確実視される中、多様な都市機能を中心市街地に再集積させることが喫緊の課題であると考えます。

かかる状況下、旧法での立案以来、待望の長崎市中心市街地活性化基本計画（素案）（以下、「基本計画（素案）」という。）が策定され、この基本計画（素案）について協議すること等を目的として、平成26年8月28日に長崎市中心市街地活性化協議会（以下、「本協議会」という。）を設立いたしました。

本協議会においては、中心市街地活性化の実現が、本市の持続的な発展を牽引していくために極めて重要な課題であり、将来に向けた魅力あるまちづくりの礎であるとの認識のもと、基本計画（素案）について協議を行ってきました。

本協議会として、基本計画（素案）の内容については概ね妥当であると判断いたしますが、これまでの協議検討の結果を踏まえ、次のとおり意見をとりまとめましたので、意見書として提出いたします。

記

1. 基本的な方針や、中心市街地活性化の目標、位置及び区域の設定などについては、中心市街地の地理的・歴史的背景、中心市街地が有する既存資源の現状分析、各種統計データなどの裏付けのもと、市民意識調査や意見交換会等による市民意見が反映されたものとなっており、適切であると判断いたします。これらの事項については、今後とも、中心市街地活性化に向け、適切な目標値と評価方法の設定によりさらに効果的なものとなるよう適宜検討をお願いいたします。

2. 長崎市においては、九州新幹線西九州ルートの開業や松が枝国際観光船埠頭の整備がすすみ、交流人口の拡大が図られようとしています。基本計画（素案）に盛り込まれた各事業は、これらの効果を更に高めようとするものであり、組織体制の在り方についても妥当なものであると判断いたしますが、中心市街地の活性化を推進するにあたっては、民間の取り組みが特に重要でありますので、これらの取り組みに対する支援措置等の充実化を要望します。また、中心市街地においては良好な環境を有する歩行者動線の確保や拠点間の公共交通ネットワークの強化が、活性化を図る上で重要な要素と考えます。これら、中心市街地活性化に資する事業や目標達成に貢献できる事業については、適宜基本計画に追加していくなど柔軟な対応を要望いたします。

3. 現在長崎市では、二つの世界遺産候補について登録に向けた準備が進められるなど、今後、国内外からの観光客、特に海外からの観光客の増加が期待されます。こうした動きと連携し、誘客施設の整備や商業機能の強化に向けた取り組みをはじめ、公共トイレの利便性や利用者マナーの向上のための取り組み、イベントの開催やこれらを実施する組織づくり等を、地域はもちろんのこと、行政、関係機関・各種団体等が一体となって推進していくことが重要と考えます。

4. 事業計画の進捗状況、成果等については、適宜本協議会へ報告を行うとともに、それぞれの目標を達成するためにPDCAサイクル等により事業内容の見直しなど今後とも継続して協議をお願いいたします。

本協議会は、今後も必要に応じて協議、情報提供などの活動を行い、行政、関係機関・各種団体等との連携を密に、中心市街地活性化の目標実現に向けて努めて参ります。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

まちぶらプロジェクトの推進

長崎市は「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺の整備により、これからの10年でまちの形が大きく変わっていきこうとしており、歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」においても、この10年を大きな契機と捉え、長崎駅周辺や松が枝周辺と上手に連携させながら、賑わいの再生を図るため、平成24年12月に「まちなか」で実施する今後10年間の取り組みを「まちぶらプロジェクト」として取りまとめている。

この「まちぶらプロジェクト」では、地域や市民自らが企業や行政、NPO等の様々な組織と連携を図りながら、まちを守り、育て、創るために行動し、その集積がまちなかを支えるような地域力や市民力を集結する各種の取り組みを進めている。



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

ア 長崎市まちぶらプロジェクト認定制度

市民又は企業等の多様な主体にまちぶらプロジェクトの当事者としての意識を醸成し、併せて、地域貢献の社会的な評価を付すことにより、地域力によるまちなかの賑わいの再生に寄与することを目的として、市民又は企業等が主体となって、又は市と協調して実施する事業について、長崎市まちぶらプロジェクトとして認定する。

-長崎市まちぶらプロジェクト認定事業一覧（平成26年12月19日現在）-

No.	事業の名称	実施者	認定日
1	長崎県酒販ビル建て替え事業 (建物後退による民有地での歩道整備)	株式会社 長崎県酒販	平成 25 年 8 月 26 日
2	「まちかどトイレ」の取り組み	「みんなにやさしいトイレ会議」 実行委員会	平成 25 年 8 月 28 日
3	今昔・歳時記レシピ事業の実施によるまちなかの賑わい創出	長崎町人町プロジェクト	平成 25 年 9 月 25 日
4	市民協働環境美化推進事業（アダプトプログラム）	ジブラルタ生命保険株式会社	平成 25 年 9 月 27 日
5	「十八銀行『元気な長崎』応援プロジェクト」連携による「まちぶらプロジェクト」認定書取得者に対する金利優遇	株式会社 十八銀行	平成 25 年 11 月 28 日
6	浜んまちおもてなし活動	浜市商店連合会	平成 25 年 11 月 29 日
7	長崎はいからさん	阿野 恵美子	平成 25 年 12 月 18 日
8	まちらぶゼミ	長崎都市・景観研究所	平成 25 年 12 月 18 日
9	新大工町地区市街地再開発事業（準備組合）	新大工町市街地再開発準備組合	平成 26 年 2 月 13 日
10	トギヤ和華菓子製作	とぎや菓子委員会	平成 26 年 2 月 21 日
11	「まいぶれ長崎」による「まちぶらプロジェクト」情報配信サイトの構築	日本コンピュータ・ダイナミクス 株式会社 長崎営業所	平成 26 年 5 月 15 日
12	長崎浜市まちづくり構想策定事業	長崎浜市商店街振興組合	平成 26 年 6 月 27 日
13	まちぶら休憩所『新大工たぬき庵』の設置	(有)喜助うどん	平成 26 年 7 月 18 日
14	『雨の足音（雨のまちぶらマップ）』 ～OMOTENASI→@MENOASIoT@～	九州オリエント測量設計 株式会社	平成 26 年 9 月 10 日
15	親和銀行「まちぶらギャラリー」の設置	株式会社親和銀行 取締役頭取 吉澤俊介	平成 26 年 10 月 3 日
16	長崎キッズハロウィンパーティー事業	“長崎キッズハッピープロジェクト	平成 26 年 10 月 15 日
17	新大工まちゼミナール	長崎市新大工町商店街振興組合 代表理事 古賀 重朗	平成 26 年 10 月 15 日
18	新大工町市場逸店逸逸サービス運動	長崎市新大工町市場協同組合 代表理事 松川 健治	平成 26 年 10 月 15 日
19	ベルナード観光通り出張所	株式会社十八銀行 代表執行役 森 拓二郎	平成 26 年 12 月 10 日
20	∞Nagasaki（インフィニティナガサキ）	∞Nagasaki 実行委員会 代表 林 幸之	平成 26 年 12 月 19 日
21	「発見！よかばい長崎」	長崎市立三原小学校6年1組	平成 26 年 12 月 19 日

イ まちなか賑わいづくり活動支援事業

多くの市民や団体、企業などが、それぞれの立場で、まちの魅力づくりや賑わいの創出へ取り組む意欲があるにも関わらず、地域との関係性や資金等の理由で、具体的な行動に至っていない状況にある。

このような状況を踏まえ、歴史や文化に加え、商業、観光及び食など、広い分野で地域の魅力を高める取組みや、その魅力を発信する取組みなど、まちなかの賑わいを創出する提案事業を募集し、活動の初動時期を支援することにより、主体的・継続的な取組みにつなげることを目的として、まちなかの魅力向上の推進を図る。

○支援の内容

活動に係る経費について1件あたり50万円以内（補助率：補助対象経費の4/5）を補助

【実績】

○平成24年度



○平成25年度



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

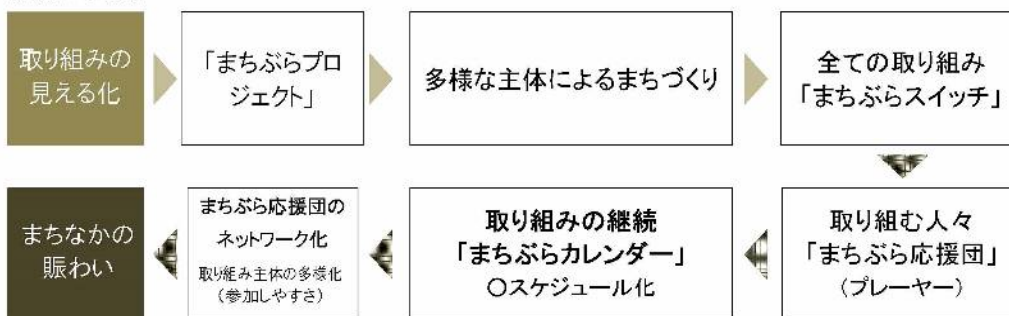
ウ 地域力によるまちづくり

まちなか再生の取り組みについては、行政での取り組みと併せて、まちなかの賑わい再生を目的とする多様な主体が、当事者としてまちづくりに取り組んでいくことが重要であり、まつりやイベント等を中心に、市民や商店街、NPO等の取り組みを整理することで、まちなかに関わる多くの人や団体等にまちなか再生の共通認識をもち、ネットワーク化を促進しながら大きな力として機能させ、まちなかの賑わいづくりを進める。

まちぶらカレンダー（例）

	新大工エリア	中島川・寺町・丸山エリア	浜町・銅座エリア	館内・新地エリア	東山手・南山手エリア
4月	釈尊降誕奉祝 花まつり				○長崎帆船まつり
5月		○長崎式船のぼりと川祭り			
6月		○ながさき紫陽花まつり	○びわフェスタ		○ながさき紫陽花まつり
7月		○七夕まつり ○打ち水大作戦	○ほおずきフェスタ ○駅前お買物ウォークラリー ○祇園祭	○市民病院のつどい	○七夕まつり ○ながさきみなとまつり ○長崎ベーロン選手権
8月	○新大工夏まつり	○中島川夏風情長崎夜市 ○「巫女の道楽」御開帳	○駅前中央公園夏まつり ○浜んまち夏まつり ○浜んまちハーフマンスデー		○大浦地区夏まつり ○浪の平連合自治会夏祭り
9月		○中国盆会	○さるく見聞館まつり ○詩のボクシング ○浜んまち映画祭 ○長崎郷土芸能大会パレード	○長崎中華街中秋節	○長崎居留地まつり ○孔子祭
10月	○新大工ハロウィン	○はなやぎ装飾 ○名月季 ○竹芸	○ながさき夏の博覧会 ○ハロウィン ○つきまち市 ○まちなか音楽会	○大浦くんち ○南山手の風 「グローバルダンスコンサート」	
11月			○子育てフェスタ ○丸山華まつり ○青・粋いまつり 龍馬顕道感謝祭		
12月	○新大工クリスマス	○長崎冬至祭			○松浦海浜公園クリスマスイルミネーション
1月			○初売り		
2月				長崎ランタンフェスティバル	
3月		○氷の節句	○長崎伝習所まつり ○つきまち市		

【展開の考え方】



10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

上位計画における都市機能集積の考え方

(1) 長崎市第四次総合計画

長崎市第四次総合計画において、「個性輝く世界都市、希望あふれる人間都市」を将来の都市像に掲げ、市民が安全で快適な生活を送れるよう、日常的な暮らしを支える生活基盤が整った、地域ごとの個性を活かしたコンパクトなまちづくりを進めることとしている。

また、基本施策「暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します」において、次の基本方針を掲げている。

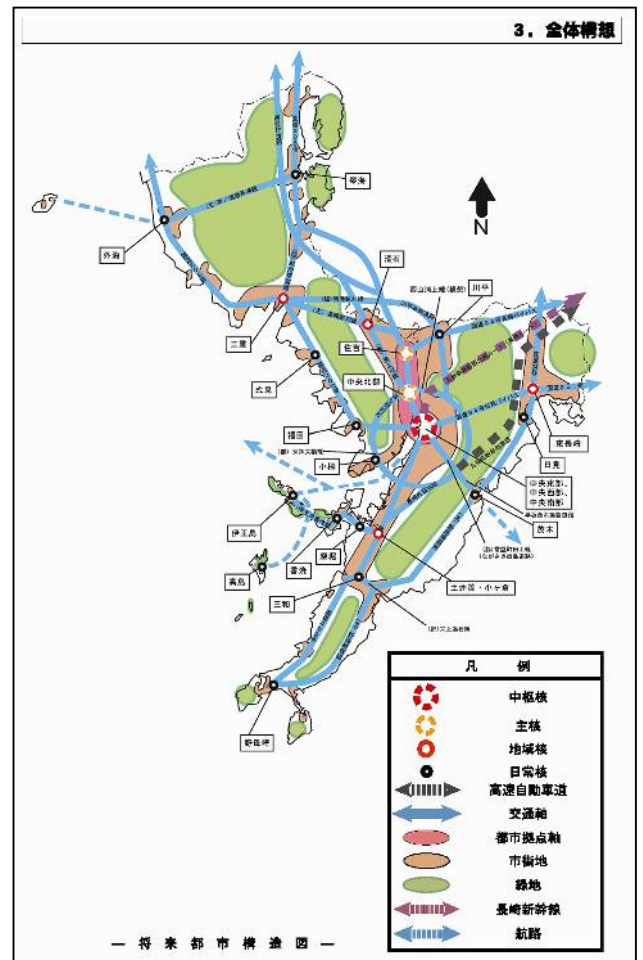
- 都市機能が集積し、利便性が高いまちなかにおいて、住環境整備を推進します。
- 既成市街地で不足する都市基盤施設を整備し、住環境の改善を図ります。
- 地域にあったコンパクトな市街地に誘導するとともに、良好な住環境や自然環境の保全を図ります。
- 超高齢社会に対応するため、人にやさしいまちづくりを進めます。

(2) 長崎市都市計画マスタープラン

平成 19 年 2 月、人口減少や少子高齢化などの社会情勢が大きく変化してきていることや、平成 17 年、平成 18 年の 7 町との合併により新たな地区が編入され、市域が 1.7 倍になったことなどから、合併地域を含めた都市整備の計画を見直すとともに、平成 18 年の「まちづくり三法」の改正の趣旨も踏まえた改訂を行った。

長崎市都市計画マスタープランでは、「にぎわいと暮らしやすさの中核都市づくり」を基本理念に掲げ、長崎市における将来の都市構造については、市中心部とそれぞれの核を道路や公共交通機関、情報などのネットワークで有機的に結び、都市全体として効率的でまとまりのある集約型多核都市構造を目指すこととしている。

また、準工業地域への特別用途地区などの指定による大規模集客施設の立地規制や短期的に実現可能な活性化事業を抽出し、新たな中心市街地活性化基本計画の策定を行うこととしている。



[2] 都市計画手法の活用

(1) 準工業地域における大規模集客施設の立地制限

都市機能の無秩序な拡散を防止し、都市機能がコンパクトに集約した都市構造の実現を図るため、広域的に都市構造やインフラに大きな影響を与える大規模集客施設について、商業系用途地域以外の準工業地域において、その立地を制限する特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を都市計画に定め、建築条例で制限を行う。

ただし、長崎卸団地については、地区計画及び建築条例で、既に同様の規制がされていることから除外することとする。

【特別用途地区の内容】

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）特別用途地区

種類：大規模集客施設制限地区

面積：約221ha

制限の内容：大規模集客施設

※大規模集客施設とは、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

【スケジュール（予定）】

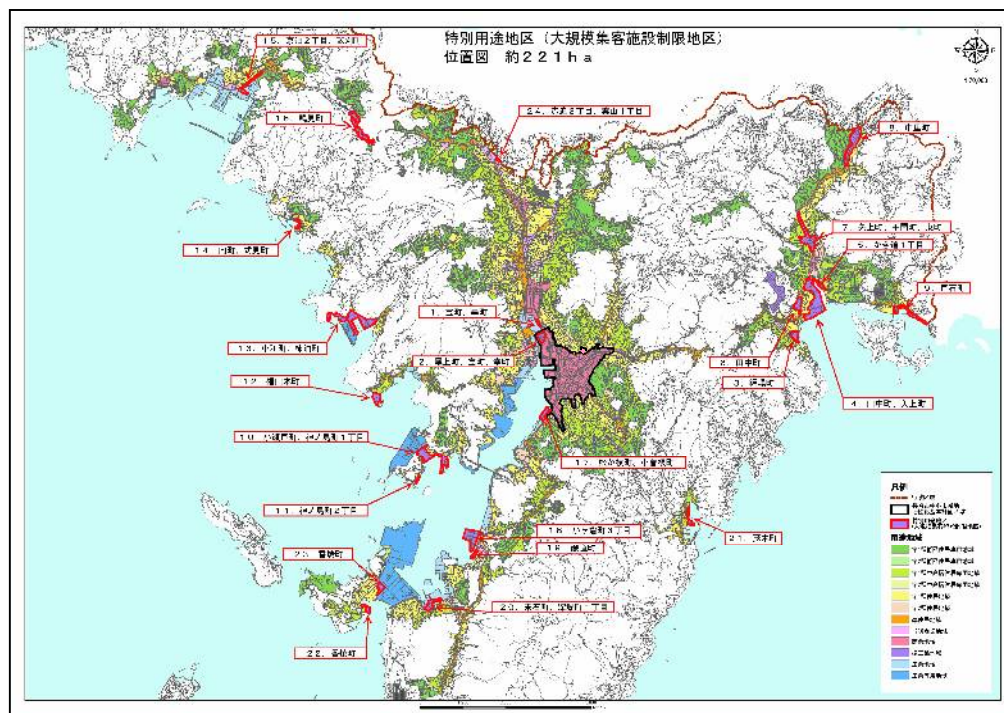
平成26年10月 パブリックコメント、説明会

11月 案の縦覧（2週間）

12月 都市計画審議会

平成27年 3月 建築条例（案）の市議会審議

3月 都市計画決定告示・建築条例制定施行



-特別用途地区（大規模集客施設制限地区）-

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 市内公共公益施設等の立地状況

1) 主な行政施設（中心市街地及び周辺立地）

施設名	区域	備考
長崎市役所	中心市街地	
長崎県庁	中心市街地	
長崎県警察本部	中心市街地	
長崎警察署	中心市街地	
長崎地方検察庁	中心市街地	
長崎地方法務局	中心市街地	
長崎地方裁判所	中心市街地	
長崎家庭裁判所	中心市街地	
長崎税務署	中心市街地周辺	
長崎税関	中心市街地	
長崎財務事務所	中心市街地	
長崎労働局	中心市街地	
長崎県税事務所	中心市街地	
長崎南社会保険事務所	中心市街地	
長崎中央消防署	中心市街地	
日本銀行 長崎支店	中心市街地周辺	
大浦警察署	中心市街地周辺	
長崎地方气象台	中心市街地周辺	

2) 主な文化施設（中心市街地及び周辺立地）

施設名	区域	備考
長崎市民会館	中心市街地	
長崎市公会堂	中心市街地	
長崎市立図書館	中心市街地	
長崎県立図書館	中心市街地	
長崎県美術館	中心市街地	
日本二十六聖人記念館	中心市街地周辺	
長崎歴史文化博物館	中心市街地	
長崎市出島和蘭商館跡	中心市街地	
メルカつきまち	中心市街地	
長崎孔子廟・中国歴代博物館	中心市街地	
旧香港上海銀行長崎支店記念館	中心市街地	
ナガサキピースミュージアム	中心市街地周辺	
長崎市亀山社中記念館	中心市街地周辺	
グラバー園	中心市街地周辺	
長崎水辺の森公園	中心市街地	

3) 主な医療施設（中心市街地及び周辺立地）

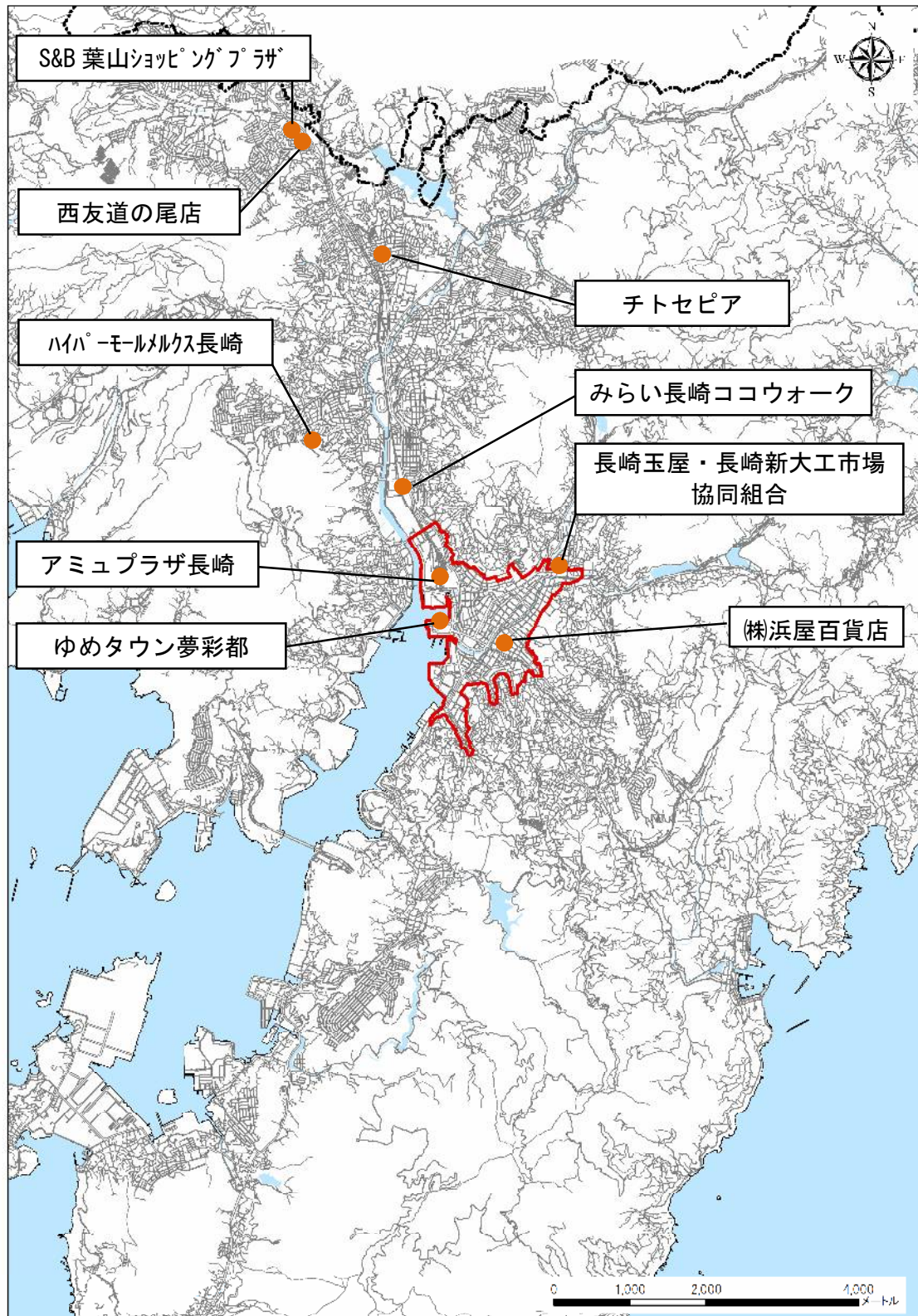
施設名	区域	備考
長崎みなとメディカルセンター市民病院	中心市街地	
長崎原爆病院	中心市街地周辺	
済生会長崎病院	中心市街地周辺	

4) 主な交通機能施設（中心市街地及び周辺立地）

施設名	区域	備考
JR 長崎駅	中心市街地	
長崎県営バスターミナル	中心市街地	
長崎バス新地ターミナル	中心市街地	
長崎港ターミナル（広域航路）	中心市街地	
長崎港松が枝国際ターミナル	中心市街地周辺	

(2) 大型商業施設の立地状況

中心市街地を中心として大型商業施設が立地しているが、平成 23 年に中心市街地において、博多大丸長崎店（店舗面積約 1 万㎡）が撤退している。



-大型商業施設（店舗面積 1 万㎡以上）分布図-

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積に向けて、前述の 4. から 8. に掲げた事業を行う。

4. 市街地の整備改善のための事業

- ・新大工町地区市街地再開発事業
- ・浜町地区市街地再開発事業
- ・新市庁舎建設事業
- ・新市庁舎周辺道路整備事業
- ・唐人屋敷顕在化事業
- ・岩原川周辺環境整備事業
- ・中島川公園整備事業
- ・まちなか回遊路整備事業
- ・まちなみ整備事業
- ・誘導サイン整備事業
- ・公共トイレ整備事業
- ・まちなみ修景計画策定事業
- ・長崎駅周辺整備事業
- ・銅座界わい路地魅力向上事業
- ・銅座川プロムナード整備事業（街路）
- ・都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区]
- ・市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業
- ・南大浦地区斜面市街地再生事業
- ・都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業
- ・公共下水道事業
- ・都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業
- ・JR長崎本線連続立体交差事業
- ・都市計画道路片淵線街路整備事業（新大工工区）
- ・都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業
- ・公園施設整備事業
- ・旧長崎英国領事館保存整備事業
- ・伝統的建造物群保存地区保存整備事業
- ・文化財保存整備事業
- ・出島和蘭商館跡復元事業
- ・新大工歩道橋整備事業
- ・都市計画道路銅座町松が枝町線街路整備事業（大浦工区）
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業
- ・出島表門橋架橋整備事業
- ・県庁舎跡地活用事業
- ・市民トイレ活用事業
- ・市庁舎跡地活用事業

- ・ 県立図書館郷土資料センター（仮称）整備事業
 - ・ 賑わい拠点広場整備事業
 - ・ 地域・観光交流センター整備事業
 - ・ 花のあるまちづくり事業
5. 都市福利施設を整備する事業
- ・ 新市立病院建設事業
 - ・ 交流拠点施設整備事業
 - ・ 新市庁舎建設事業[再掲]
 - ・ 県庁舎建設整備事業
 - ・ 県庁舎跡地活用事業[再掲]
 - ・ 市庁舎跡地活用事業[再掲]
6. 居住環境の向上のための事業
- ・ 新大工町地区市街地再開発事業[再掲]
 - ・ 浜町地区市街地再開発事業[再掲]
 - ・ 南大浦地区斜面市街地再生事業[再掲]
7. 経済活力向上のための事業
- ・ 大規模小売店舗立地法の特例措置
 - ・ 新大工町地区市街地再開発事業[再掲]
 - ・ 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業
 - ・ まちなか商業人材サポート事業
 - ・ 中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業
 - ・ Nagasaki まちなか文化祭事業
 - ・ 長崎さるく
 - ・ 長崎帆船まつり
 - ・ 長崎くんち
 - ・ 長崎ベイサイドマラソン&ウオーク
 - ・ 長崎ランタンフェスティバル
 - ・ 中島川周辺活性化事業
 - ・ 観光イルミネーション事業
 - ・ 東山手・南山手地区魅力向上事業[再掲]
 - ・ 長崎ペーロン選手権大会
 - ・ まちなか再生推進事業
 - ・ 出島表門橋架橋整備事業[再掲]
 - ・ 浜町地区市街地再開発事業[再掲]
 - ・ 商店街賑わい整備事業
 - ・ 市民トイレ活用事業[再掲]
 - ・ 中心市街地公園整備事業

- ・まちなか商店街誘客事業
- ・商店街持続化促進事業
- ・長崎市公衆無線LAN環境整備事業

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・二輪車等駐車場整備事業
- ・新大工・馬町交差点改良事業
- ・離島航路維持対策事業
- ・低床路面電車の導入事業
- ・運行情報サイネージシステム導入事業
- ・長崎市バリアフリー特定事業計画に基づく事業
- ・中心市街地の利便性・回遊性を高めるバス運行事業
- ・乗合タクシー運行事業(矢の平・伊良林地区、北大浦地区)

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

1) 溜まり空間のあり方についての社会実験

居心地の良いまちなかづくりを進めるため、空きスペースなどを活用し、椅子やトイレなどの提供や市民活動の発表の場の設置など、溜まり空間のあり方について社会実験を実施した。

[施設名]

まちぶら休憩所

[設置場所]

長崎市浜町8番29号 好文堂書店3階

[設置期間]

平成25年10月1日(火) ～ 平成26年2月28日(金)

※施設休所 平成25年12月31日(火) ～ 平成26年1月3日(金)

[施設開放時間]

午前10時～午後7時

[目的]

中心商業地では、多くの人が集まる場所であるにも関わらず、広場の確保が困難な状況にあるため、「気軽に休憩できる場」を試行的に設置し、休憩所が商業地の魅力を高める効果があるかを検証する。

[社会実験の結果]



-施設利用状況-



-施設内黒板利用状況-



-施設入口門(1階)状況-

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

-施設利用者数（月別）-

月	利用者区別					計
	一般男性	一般女性	高齢者	学生	幼児	
10月	26	26	25	30	1	108
11月	33	43	11	44	4	135
12月	111	101	22	32	8	274
1月	59	63	12	58	3	195
2月	84	148	24	95	26	377
計	313	381	94	259	42	1,089

※定時での利用者数のため、同一利用者の重複あり

2) まちなか公共トイレの整備

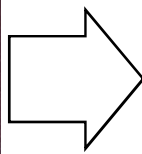
まちなかの公共トイレを、市民の誰もが安心して快適に利用できるトイレにすることで、来訪者にとっても、おもてなしの心が感じられる快適な空間に再生するため、平成23年度から庁内の関係課によるまちなか公共トイレ整備に係る検討会を立ち上げた。

また、長崎の公共トイレに関心のある市民の方々や障害者団体等とワークショップを開催し、市営松ヶ枝町第2駐車場の公衆トイレをモデルケースとして、ワークショップの提言をもとに改修を行った。

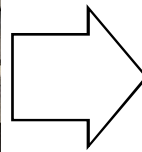
さらに、まちなか公共トイレの課題の抽出や、まちなか公共トイレのあり方などについても意見交換を行いながら、庁内の関係課で会議を重ね、平成25年度にまちなか公共トイレの整備方針および維持管理方針をまとめた「まちなか公共トイレ整備指針」を策定し、今後、この整備指針に基づき公共トイレ整備事業を進めて行く。



-現地調査およびワークショップの開催-



-市営松ヶ枝町第2駐車場公衆トイレの改修：平成24年度-



-魚の町公衆トイレの改修：平成25年度-

3) 岩原川プロジェクト

長崎駅周辺エリアとまちなかエリアを結ぶ重要な動線上に位置する岩原川周辺において、河川や公園を活かした安全で快適な歩行者空間の整備を行うこととしており、平成 25 年度に沿線住民及び河川愛護団体等の事業に係りのある市民とともにワークショップ等を行い、岩原川エリアのまちづくりの考え方をまとめた基本計画（岩原川エリアみらい計画）を作成した。今後、それらをもとに岩原川と周辺道路の工事に着手する。



-ワークショップ-



-庁内ワーキンググループ-



-地元協議会-



-岩原川現況-

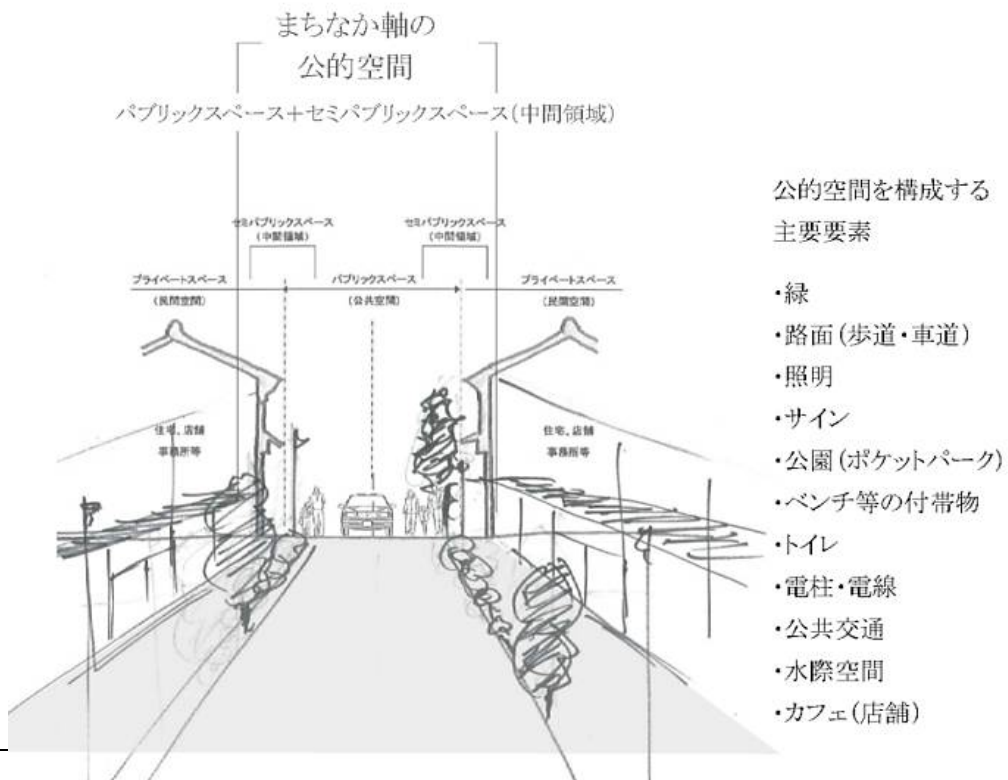
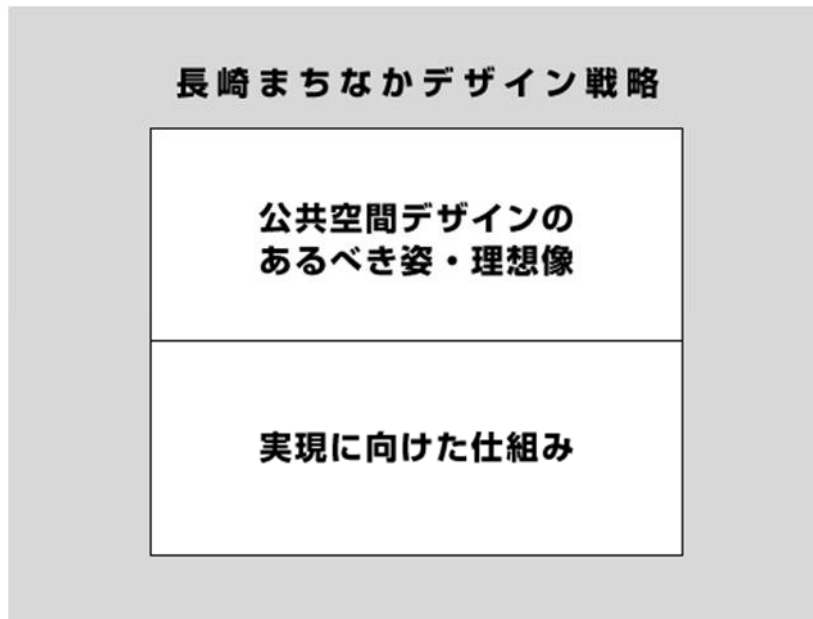


-整備イメージ模型-

4) 長崎まちなかデザイン会議

まちの特徴を活かしながら、住みやすく魅力あるまちを作るため、平成22年度に専門家で組織する「長崎まちなかデザイン会議」を設置し、まちなか軸を中心としたデザインコンセプト作りを行い、平成23年6月に、まちなかの公的空間の理想的なデザインの方向性と、そのデザインを実現するための仕組みを示した「長崎まちなかデザイン戦略」が提案された。

「長崎まちなかデザイン戦略」は、公的空間デザインの計画、設計などの「考える・決定する」際の拠りどころとなるとともに、実際の設計や施工など「カタチにする」実現化の段階でも活用するものとして位置づけ、また、完成後の維持・補修やまちの成長にあわせた変更などの「育てる」段階においても、事業者や市民、行政が活用するものとした。



5) 歩いて楽しいまちづくり構想

「デザイン性に優れ、バリアフリーなどの快適性を備えたまちづくり」を実現するため、平成22年度に「歩いて楽しいまち」をテーマとして計5回の「歩いて楽しいまちづくり座談会」を開催した。

座談会には1,000人を超える市民が参加し、座談会で出された市民の意見を6つのキーワードと20のシーンで表現し、みんなで作るまちの実現のための提言をとりまとめた「歩いて楽しいまちづくり構想」を平成23年3月に作成した。

第1回座談会 テーマ「歩いて楽しいまちってどんなまち？」

◆日時 平成22年7月3日(土)

第2回座談会 テーマ「活気があってお互いの顔が見えるまち」

◆日時 平成22年9月4日(土)

第3回座談会 テーマ「安全で安心そして憩があるまち」

◆日時 平成22年10月23日(土)

第4回座談会 テーマ「新しい発見と交流で気持ちが満たされるまち」

◆日時 平成22年11月27日(土)

第5回座談会 テーマ「みんなで作るまち」

◆日時 平成23年2月26日(土)

長崎のまちの楽しさを表現する「6つのキーワードと20のシーン」

1. 心ときめく新たな出逢い	2. 素顔の魅力	3. 安心と便利
 <ul style="list-style-type: none"> (1)新しい発見、出逢いがある (2)知的好奇心や探検心、遊び心をくすぐる出逢いがある (3)世界とつながる、今とつながる歴史に出逢う 	 <ul style="list-style-type: none"> (4)前に進みたくなる何かがある (5)気持ちの良い街並みがある (6)まちや通りにテーマを感じる (7)非日常的な眺望に出逢える 	 <ul style="list-style-type: none"> (8)安心して歩ける(猫もくつろぐ) (9)コンパクトに歩いてまわれる (10)居場所(なまり場)がある (11)知りたいものがすぐに手に入る
4. 楽しい・美味しい	5. まちの呼吸が聞こえる	6. 新しいまち歩きを伝える
 <ul style="list-style-type: none"> (12)美味しいものに出逢える (13)買物やウィンドウショッピングが楽しめる (14)イベントやサブカルチャーなど非日常に出逢う 	 <ul style="list-style-type: none"> (15)地域の人と出逢える (16)会話が楽しめる (17)生活の息づきを感じる (18)子どもの声が聞こえる (19)もてなしを感じる 	 <ul style="list-style-type: none"> (20)楽しさ、ワクワク、上質なまち歩きが伝わる、はじまる
		

6) 出島表門橋架橋プロジェクト

出島表門橋架橋プロジェクトは、出島復元整備事業の一環として、江戸町側から、当時と同じように海を渡って出島に足を踏み入れることができる橋を架橋することで、海に浮かんでいた19世紀初頭の出島を実感できるようにするものである。架橋を実現するには、様々な課題をクリアし、高度な知識と豊かな経験が必要であるため、平成25年度にプロポーザル方式にて設計委託業者を決定した。現在、設計チームと出島表門橋と中島川公園などの周辺整備の設計を進めており、平成28年度の供用開始を目指している。



(江戸町側より)



(玉江橋側より)

-プロポーザルで提案された表門橋デザイン-

○出島表門橋及び周辺整備デザイン検討会議（公開）の開催

出島とその周辺については、長崎市のまちなかの中心でもあり、この設計業務は、まちなかの景観に大きな影響を与えることから、会議を一般公開にして広く周知しながら橋梁や周辺のデザイン等について検討を進めている。

○出島復元シンポジウムの開催

出島表門橋架橋プロジェクトでは、出島表門橋架橋に向けた課題・展望などについて整理を行いながら、長崎のまちづくりにおける意義について、市民の方々と広く共有し考えていく場を目指しており、平成25年度から復元建造物6棟と出島表門橋の供用開始を目指している平成28年度までに計6回のシンポジウムの開催を予定している。

第1回出島復元連続シンポジウム「出島復元事業 その価値と成果」

◆日時 平成26年3月29日（土）

- ◆概要
1. 基調講演 「文化財保護と出島復元」 西和夫（神奈川大学名誉教授）
 2. パネルディスカッション「出島の世界的価値と長崎のまちづくり」

第2回出島復元連続シンポジウム「出島表門橋と中島川公園のデザイン」

◆日時 平成26年8月2日（土）

- ◆概要
1. 基調講演 「長崎市の魅力とデザイン」 篠原修（東京大学名誉教授）
 2. ダイアログ 「出島表門橋・中島川公園の整備に向けた思い」

7) 長崎駅周辺エリアデザイン調整会議

長崎駅周辺エリアにおいては、在来線の高架化や新幹線の建設と併せて重点的な都市整備を実施する予定であり、駅舎や駅ビルを始めとする多くの建築物と駅前広場や街路などの基盤施設が新たに建設される。

各施設は、長崎県、長崎市、九州旅客鉄道(株)、鉄道建設・運輸施設整備支援機構などの諸機関が建設事業を担当するが、計画・設計作業がバラバラに進められると、機能が十分に発揮できない施設配置となったり、不調和なまちなみ景観を生むおそれがあることから、専門家と主要な事業実施機関をメンバーとする会議を立ち上げ、諸施設のデザインに関する検討・調整を行うものとし、国際交流拠点都市・長崎の玄関口にふさわしい一体的で魅力あるまちなみ景観と機能的な都市空間づくりに取り組んでいる。

○第1回長崎駅周辺エリアデザイン調整会議

- ◆日時 平成26年2月20日(木)
- ◆テーマ
 - ・エリアの現況及び対象施設の概要について
 - ・会議の進め方とスケジュールについて
 - ・デザイン指針の検討方針について

○第2回長崎駅周辺エリアデザイン調整会議

- ◆日時 平成26年5月15日(木)
- ◆テーマ
 - ・アーバンデザインシステムの実績について
 - ・デザイン指針(案たたき台)について
 - ・今後の進め方について

○第3回長崎駅周辺エリアデザイン調整会議

- ◆日時 平成26年8月28日(木)
- ◆テーマ
 - ・デザイン指針(案たたき台)について
 - ・駅舎・駅前広場等デザイン基本計画の検討状況について
 - ・今後の進め方について

○第4回長崎駅周辺エリアデザイン調整会議

- ◆日時 平成26年11月19日(水)
- ◆テーマ
 - ・デザイン指針(素案)について
 - ・駅舎・駅前広場等デザイン基本計画の検討状況について
 - ・今後の進め方について

○第1回長崎駅周辺のまちづくりシンポジウム

長崎駅周辺エリアにおいて、国際交流拠点都市・長崎の玄関口にふさわしい一体的で魅力あるまちなみ景観と都市空間づくりの取り組みの一環として、長崎駅周辺のまちづくりシンポジウムを開催した。

- ◆日時 平成26年4月13日（日）
- ◆概要 1. 基調講演「駅から始まるまちづくり」篠原修（東京大学名誉教授）
2. パネルディスカッション「新しい長崎駅に何を望むか」

第1回 長崎駅周辺のまちづくりシンポジウム

入場無料

これからの駅や駅周辺のまちづくりについて考えます

1. 日時・場所
平成26年4月13日(日) 13:30~16:00 (開場13:00)
長崎ブリックホール国際会議場 (長崎市茂里町2-38)

2. 基調講演
テーマ「駅から始まるまちづくり」
東京大学名誉教授 特定非常勤活動法人GSデザイン会議 代表 篠原 修
◎主な実績
日向市駅舎及び周辺整備（宮崎県）
高知駅舎及び周辺整備（高知県）
旭川駅舎及び周辺整備（北海道）
長崎水辺の森公園
長崎港松が枝国際観光船埠頭 など

3. パネルディスカッション
テーマ「新しい長崎駅に何を望むか」
（コーディネーター）
林 一真（長崎総合科学大学教授）
（パネリスト）
篠原 修（東京大学名誉教授）
長崎県工会議都市問題委員会委員長
藤 健二（長崎経済同友会まちづくり委員会委員長）
山下啓二（九州旅客鉄道株式会社長崎支社長）
石塚 孝（長崎県副知事）
志田敬明（長崎市建設局長）
野倉・新築広場等のデザインチーム代表者
※ご来場の方々とパネリストとの意見交換も予定しています。

5. 後 援
九州旅客鉄道株式会社
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会
長崎県庁舎新築推進協議会
長崎県工会議所
長崎県経済同友会
長崎県経営者協会
一般社団法人長崎青年会議所

4. 主 催
長崎県、長崎市、
長崎駅周辺連続立体交差事業促進協議会、
長崎新幹線・鉄道利用促進協議会

6. お問い合わせ
長崎県企画開発部まちづくり推進室
TEL:095-894-3181
長崎市建設局都市計画部長崎駅周辺整備室
TEL:095-829-1173

-シンポジウムチラシ-



-パネルディスカッション-



-意見交換-

○第2回長崎駅周辺のまちづくりシンポジウム

長崎駅周辺エリアの顔となる駅舎や駅前広場の検討を行う設計者や専門家とのコミュニケーションを通じ、広く市民の意見やアイデアを聞き、計画作りに活かしていくことを目的として第2回長崎駅周辺のまちづくりシンポジウムを開催した。

◆日時 平成26年11月16日(日)

◆概要 1. まちづくりの取組報告

・「事業概要説明」

吉田安秀（長崎市都市計画部理事）

・「長崎駅周辺エリアデザイン指針の検討状況について」

尾崎信（東京大学大学院社会基盤学専攻助教）

・「長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画の検討状況について」

吉谷崇（株式会社設計領域代表取締役）

2. ディスカッション

3. ワークショップ テーマ「新しい駅前広場の使い方」

コーディネーター：高尾忠志

（九州大学持続可能な社会のための決断科学センター准教授）



-まちづくりの取組報告-



-ディスカッション-



-ワークショップ1-



-ワークショップ2-

[2] 都市計画等との調和

中心市街地活性化は、以下のとおり上位計画等との整合性をもって進められるものである。

(1) 都市計画区域マスタープラン

長崎都心地区の市街地像として、次のように示している。

長崎県の商業・業務活動の中核を担う地区であり、出島、オランダ坂、グラバー園などの全国的に知名度の高い観光資源を有するとともに、長崎港臨海部では、本県を代表する基幹産業である造船関連企業が集積している地区でもある。

J R長崎駅周辺地区や長崎港内港部の再整備、新幹線や高速道路などの広域的な交通体系の整備拡充により、国際的な観光・文化交流の拠点として、利便性と快適性を備えた魅力あるまちなみの形成を図る。また、都市部の中でも東山手・南山手地区や中島川・寺町地区などの重要地区を中心に、歴史や異国情緒を備えたまちなみの維持・充実を図ることとしている。

さらに、商業・業務地の配置の方針として、県下最大の商業規模をもつ浜町及びその周辺地区は、古い歴史を持つ商店街を中心として、商業施設、娯楽施設が集積しており、歓楽街や中華街なども立地している。当地区においては、長崎駅方面、常盤・出島地区方面との歩行者導線の強化などを図り、魅力的で集客力の高い商業地として位置付けることとしている。

(2) 長崎市第四次総合計画（中心市街地活性化に関するものを抜粋）

基本施策「景観、まちなみ、自然を活かし、まちの質を高めます」において、次の基本方針を掲げている。

- ・まちなかの歴史的・文化的資産を安全・安心に回遊できるルート整備を行うことにより、歴史や文化を実感し、人々が集い賑わうまちなかをめざします。

基本施策「地域内の経済循環を促します」において、次の基本方針を掲げている。

- ・商店街や個店の魅力を磨き、賑わいの創出に努めるとともに、来街者の満足度を高める取組みを協働で進めます。
- ・国内外の観光客に、市内の商店街で買物をしていただく取組みを支援します。

基本施策「暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します」において、次の基本方針を掲げている。

- ・都市機能が集積し、利便性が高いまちなかにおいて、住環境整備を推進します。
- ・既成市街地で不足する都市基盤施設を整備し、住環境の改善を図ります
- ・地域にあったコンパクトな市街地に誘導するとともに、良好な住環境や自然環境の保全を図ります。
- ・超高齢社会に対応するため、人にやさしいまちづくりを進めます。

(2) 長崎市都市計画マスタープラン

平成 19 年 2 月、人口減少や少子高齢化などの社会情勢が大きく変化してきていることや、平成 17 年、平成 18 年の 7 町との合併により新たな地区が編入され、市域が 1.7 倍になったことなどから、合併地域を含めた都市整備の計画を見直すとともに、平成 18 年の「まちづくり三法」の改正の趣旨も踏まえた改訂を行った。

長崎市都市計画マスタープランでは、「にぎわいと暮らしやすさの中核都市づくり」を基本理念に掲げ、長崎市における将来の都市構造については、市中心部とそれぞれの核を道路や公共交通機関、情報などのネットワークで有機的に結び、都市全体として効率的でまとまりのある集約型多核都市構造を目指すこととしている。

[3] その他の事項

(1) 長崎県との連携

・長崎港港湾計画との連携

松が枝地区においては、観光による地域の活性化や人々の交流を支えるフェリー、旅客船、クルーズ船等の多様な要請に対応した、快適で利便性の高い交流空間を形成する。このため、地域の特性に配慮した旅客ターミナル施設や交流施設を整備する。また、まちづくりと一体となって、水際線を有する魅力ある空間を形成する。さらに、運河等を活用して水上ネットワークを活性化するとともに、地域の観光資源等を活用した水辺のにぎわい空間を創出することとしている。

平成 26 年 7 月 3 日には、国土交通省において、第 56 回交通政策審議会港湾分科会が開催され、長崎港港湾計画の改訂について審議され、松が枝岸壁を 360m→730m に延伸し、15 万総トン級と 7 万総トン級の同時接岸または、10 万総トン級の 2 隻同時接岸が可能となる改訂案の承認を受け、中心市街地活性化に一定の効果をもたらすものである。

・長崎県にぎわいの都市づくり基本方針等との連携

平成 19 年に、長崎県において「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針」、「長崎県まちなか活性化推進ガイドライン」、「長崎県大規模集客施設等立地ガイドライン」が策定され、今後の都市づくりの基本理念として「コンパクトシティの構築」を掲げており、その実現に向けて、大規模集客施設や公共施設の立地を適正に誘導するとともに、「まちなか」の活性化を強く推進することとしている。

・都市再生総合整備事業による連携

長崎市中心部では、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備、JR 長崎本線連続立体交差事業、松が枝国際観光船埠頭の拡充等の大型事業が進んでおり、まちの形が大きく変わる時期を迎えている。このような中、県と市は、長崎のまちの将来を見据え、都市の活力の再生を図るための総合的・長期的な構想が必要との観点から、都市再生総合整備事業に基づく計画策定に着手した。

平成 20 年に「都市・居住環境整備重点地域」の指定を受けて以来、「平和と文化の国際交流拠点都市 長崎の再生」を目指し、交流人口の拡大による都市再生に向けた取

り組みを共同で進めている。

市中心部を4つのエリアで捉え、都市の再生に資するハード・ソフト両面の取り組みについて行政・民間の役割分担を明らかにした上で整備計画の策定を行い、今後は、位置付けた事業・施策を推進していくこととしている。

・夜景観光に関する連携

平成24年の世界新三大夜景認定により、長崎の持つ夜景の魅力が大きくクローズアップされ、観光客増加に結びついていることから、今後ますます観光客増加に向けた取り組みが重要となっている。

このような状況から、県・市では平成25年度に「長崎の夜景の在り方に関する検討委員会」を設置し、長崎の夜景の魅力を維持・向上させ、観光客誘致を推し進め、交流人口の拡大による賑わいの創出、地域経済の活性化を図るため、具体的な施策等について検討を行った。

今後は、スケジュールに基づき計画的に事業推進を図ることとしている。

・長崎駅周辺の景観・デザインに関する連携

長崎駅周辺エリアは、令和4年予定の新幹線開業やJR長崎本線連続立体交差事業に伴う駅舎の整備、土地区画整理事業等による駅前広場等の整備や土地利用の転換によりまちなみが大きく変化する。

このような中、当該エリア周辺を対象として「新しい長崎の玄関口」にふさわしい魅力あるまちなみ景観と機能的な都市空間の創出を図ることを目的として、平成26年より、県・市共同で、学識経験者・民間事業者・行政で構成する「長崎駅周辺エリアデザイン調整会議」、「長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議」を設置し、エリア内で整備される主要な建築物及び基盤施設相互間のデザインやエリア全体の景観に係るルールづくりを行っている。

今後は、策定される指針に基づき、官民連携で長崎駅周辺の統一感のある都市景観の創出に向けた取り組みを進めて行く。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「1. [6] 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」及び「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
	認定の手續	本基本計画は、長崎市中心市街地活性化協議会の意見を取り入れたものである。協議会の意見は、「9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から、「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」までに記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載

12. 認定基準に適合していることの説明

<p>第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること</p>	<p>事業の主体が特定されている か、又は、特定される見込み が高いこと</p>	<p>「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事 業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供 する施設の整備その他の市街地の整備改善 のための事業に関する事項」から、「8. 4 から7までに掲げる事業及び措置と一体的 に推進する事業に関する事項」までに記載</p>
	<p>事業の実施スケジュールが明 確であること</p>	<p>「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事 業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供 する施設の整備その他の市街地の整備改善 のための事業に関する事項」から、「8. 4 から7までに掲げる事業及び措置と一体的 に推進する事業に関する事項」までに記載</p>